資 料 １ － ２

（仮称）甲賀市こども・若者・子育て応援団計画（素案）

令和年月

甲　賀　市

はじめに

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊＊＊＊＊＊

INDEX

目　次

2025－202＊

p1　第1章　計画策定にあたって

p＊　1　計画の概要
p＊　2　＊＊＊＊＊＊＊
p＊　3　＊＊＊＊＊＊＊

p＊　第2章　こども・若者や子育てを取り巻く現状

p＊　1　＊＊＊＊＊＊
p＊　2　＊＊＊＊＊＊＊
p＊　3　＊＊＊＊＊＊＊

p＊　第3章　計画の基本的な考え方

p＊　1　＊＊＊＊＊＊
p＊　2　＊＊＊＊＊＊＊
p＊　3　＊＊＊＊＊＊＊

p＊　第4章　総合的な施策の展開

p＊　1　＊＊＊＊＊＊
p＊　2　＊＊＊＊＊＊＊
p＊　3　＊＊＊＊＊＊＊

ｐ＊　第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

ｐ＊　１　＊＊＊＊＊＊

ｐ＊　２　＊＊＊＊＊＊＊

ｐ＊　３　＊＊＊＊＊＊＊

ｐ＊　第６章　推進体制

ｐ＊　１　＊＊＊＊＊＊

ｐ＊　２　＊＊＊＊＊＊＊

ｐ＊　３　＊＊＊＊＊＊＊

ｐ＊　資料編　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ｐ＊　１　＊＊＊＊＊＊

ｐ＊　２　＊＊＊＊＊＊＊

ｐ＊　３　＊＊＊＊＊＊＊

第1章

計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

我が国では、こどもや子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化しており、少子化の急速な進行とともに、ライフスタイルや価値観のさらなる多様化が進んでいます。同時に、児童虐待、不登校、ヤングケアラーといった問題の深刻化が進む一方で、定年延長による祖父母の就労継続や地域社会のつながりの希薄化などの要因により、子育て家庭が周囲からの支援を得ることが困難な状況となっています。

このような状況を受け、国では令和５年４月に「こども基本法」が施行され、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども施策を社会全体で総合的に推進するための包括的な基本法を整備しました。同時期には、こども政策の司令塔機能を担う「こども家庭庁」が発足し、こどもの健やかな成長や権利利益の擁護、子育て家庭への支援に関する事務を一元的に所管することとなりました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に基づき、次代の社会を担うすべてのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長できる社会の実現を目指しています。また、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、こどもの権利擁護を図り、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の構築を理念としています。

また、令和５年12月には、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、それまで個々に定められてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化されました。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向、本市のこども・子育てに関する現状を踏まえ、「こどもまんなか社会（※１）」の実現を目指し、すでに策定している「第３期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」を基盤に、関係計画を包括する「（仮称）甲賀市こども計画」を策定し、こども・若者に関する施策を総合的に推進していきます。

※１　全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、おかれている環境等にかかわらず、等しくその権利の養護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会。

2 計画の位置づけ

（１）計画の法的位置づけ

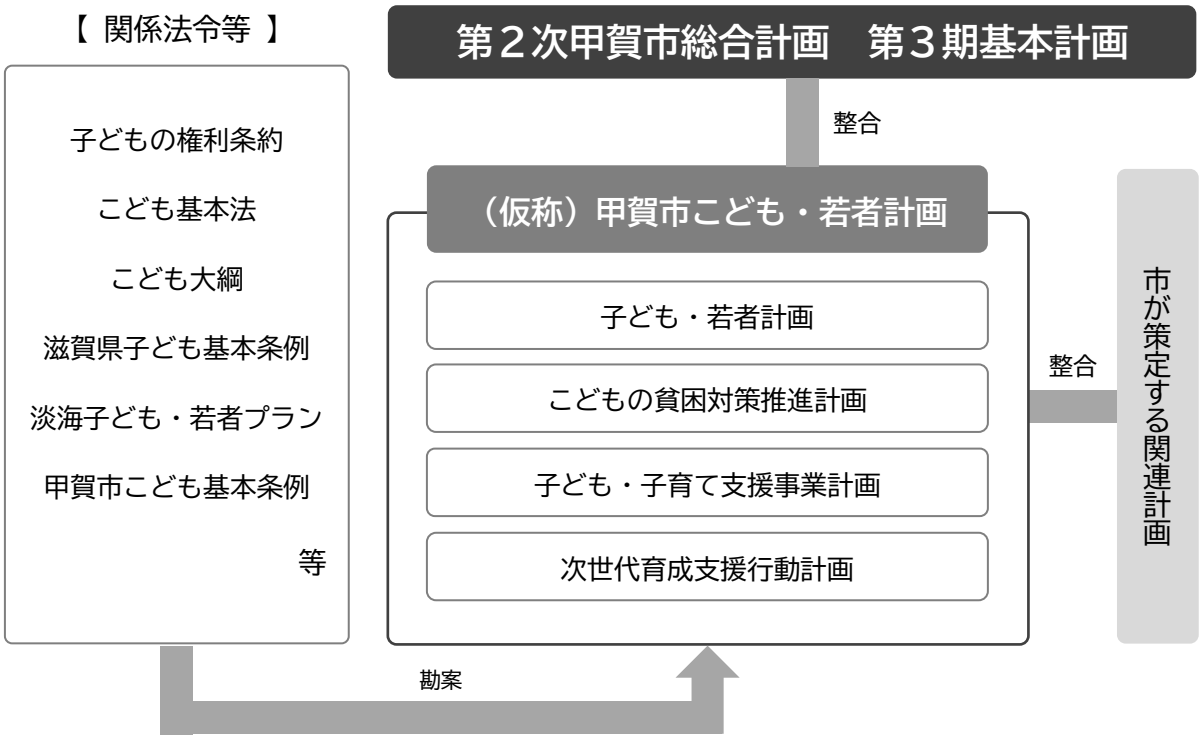
本計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「こども計画」です。

また、これまで未策定であった計画を含めて、５つの計画を包括するものとし、こども施策に統一的に横串を通します。

包括する計画	根拠法令
こども計画	こども基本法　第 10 条
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法　第９条
こどもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律　第９条
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法　第 61 条、第 62 条
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法　第９条

（２）他計画との関係

本計画は、市政の最上位計画である「甲賀市総合計画」を補完する個別計画として策定します。策定に当たっては、国が示す「こども大綱」や関連する法律、滋賀県の「こども基本条例」や「淡海子ども・若者プラン」、市の各種計画等との整合・連携を図ります。

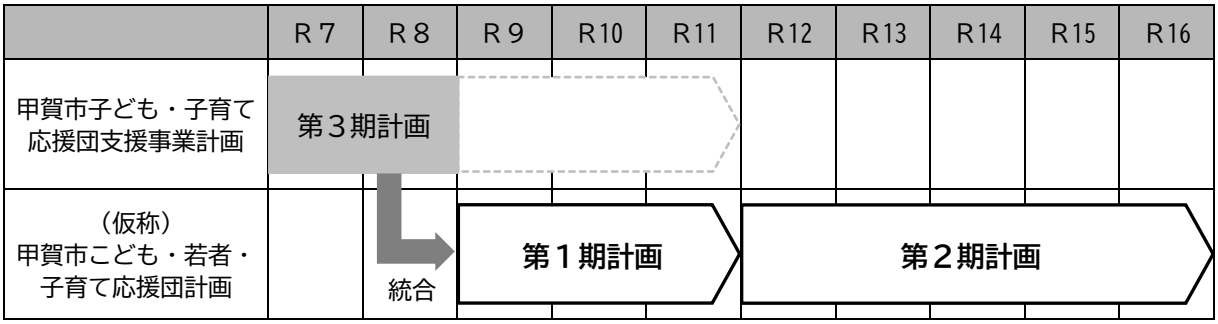


（３）計画の対象

関係法令等を踏まえ、０歳から39歳までのこども・若者を対象とするほか、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者等も対象とします。

３ 計画の期間

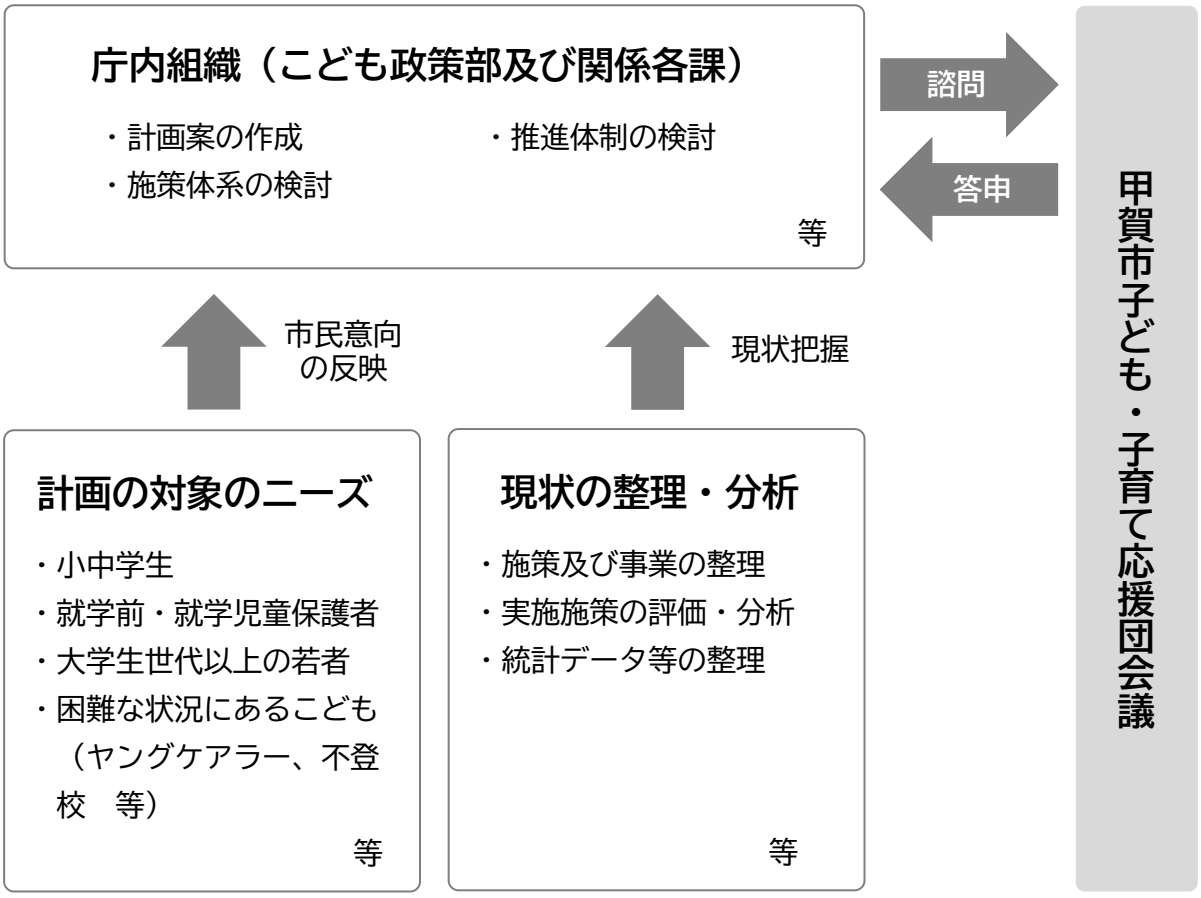
策定済みの「第３期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」に合わせるため、第１期は令和９年度から令和11年度までとし、第２期以降は５年間とします。



4 計画の策定体制

子ども・子育て支援法第77条第１項に基づき、学識経験者や子育て支援に関する事業に従事する者、関係団体の代表者、こどもの保護者等で構成する「甲賀市子ども・子育て応援団会議」を設置し、こども・子育て関連施策の総合的かつ計画的な推進に向け、必要な事項及び関係する施策の実施状況等を審議しました。

庁内においては、こども政策部を事務局として、関係各課で事業計画案の検討を行うとともに、事業計画策定に向けた調査分析を実施し、得られた市民の意見やニーズ等を本計画の策定に反映させました。



第2章

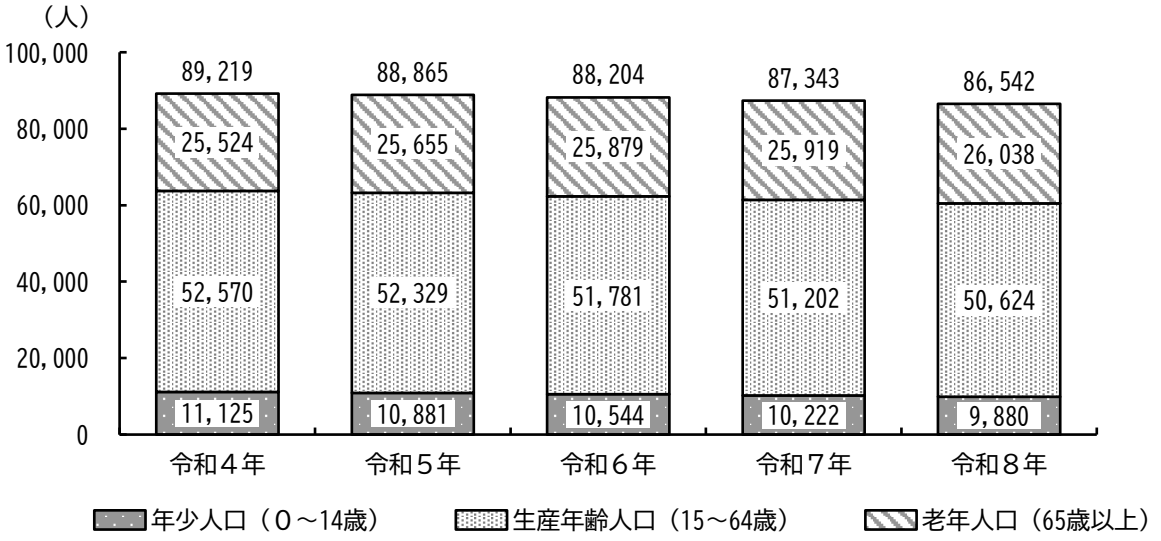
こども・若者や子育てを取り巻く現状

1 人口等の現状

（1）総人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、令和４年の89,219人から、令和８年には86,542人と、４年間で2,677人（3.0%）減少しています。また、65歳以上の老年人口の比率が令和８年には30.1%と、令和４年と比較して1.5ポイント増加している一方で、０～14歳の年少人口や15～64歳の生産年齢人口の比率は減少しています。

甲賀市の人口の推移



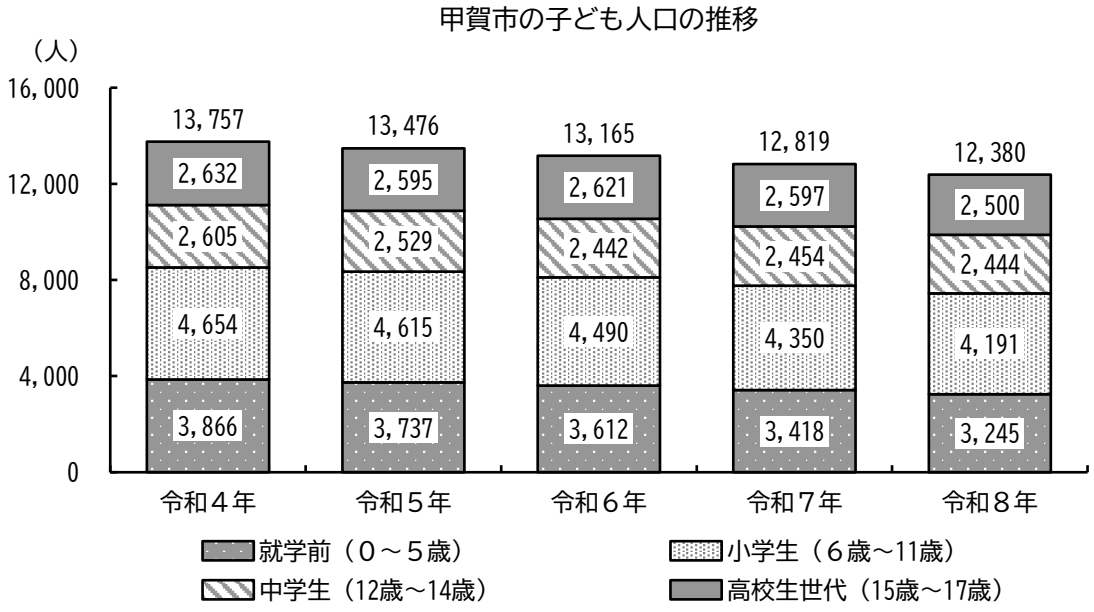
単位：人

	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
総　数	89,219	88,865	88,204	87,343	86,542
０～14 歳	11,125	10,881	10,544	10,222	9,880
15～64 歳	52,570	52,329	51,781	51,202	50,624
65 歳以上	25,524	25,655	25,879	25,919	26,038
総　数	100.0%	100.0%	100.0%	100%	100%
０～14 歳	12.5%	12.2%	12.0%	11.7%	11.4%
15～64 歳	58.9%	58.9%	58.7%	58.6%	58.5%
65 歳以上	28.6%	28.9%	29.3%	29.7%	30.1%

資料：住民基本台帳（各年３月末日現在）

（２）子ども人口の推移

18歳未満の子どもの人口は、就学前児童（０～５歳）、小学生（６～11歳）、中学生（12～14歳）、高校生世代（15～17歳）のすべての年齢層で減少しています。また、18歳未満の子ども人口の市の総人口に対する比率は、令和４年の15.4%から、令和８年の14.3%と、４年間で1.1ポイント減少しています。



単位：人

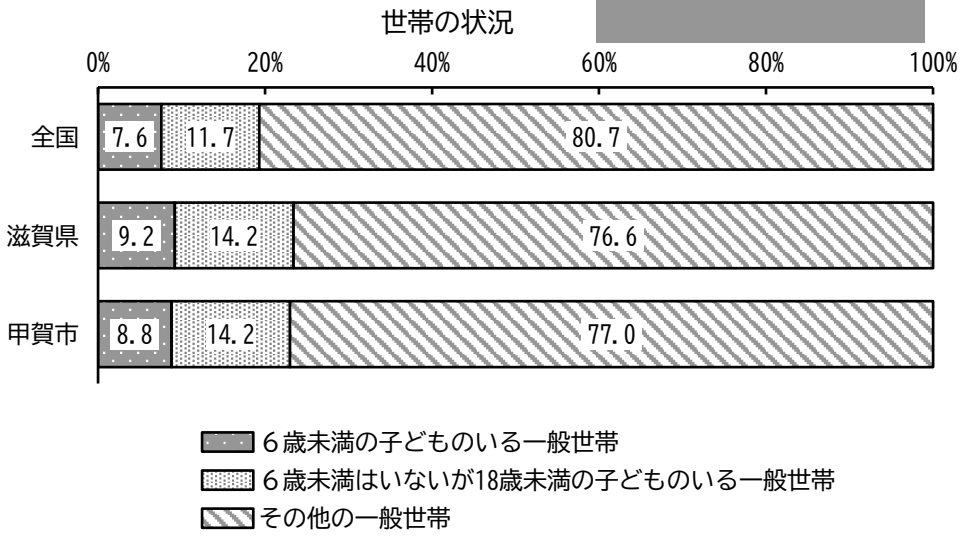
	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
子ども人口	13,757	13,476	13,165	12,819	12,380
就学前児童（０～５歳）	3,866	3,737	3,612	3,418	3,245
（０～２歳）	1,773	1,763	1,643	1,599	1,436
（３～５歳）	2,093	1,974	1,969	1,819	1,809
小学生　（６～11歳）	4,654	4,615	4,490	4,350	4,191
低学年　（６～８歳）	2,226	2,200	2,118	2,116	2,002
高学年　（９～11歳）	2,428	2,415	2,372	2,234	2,189
中学生　（12～14歳）	2,605	2,529	2,442	2,454	2,444
高校生世代（15～17歳）	2,632	2,595	2,621	2,597	2,500
子ども人口の対人口比	15.4%	15.2%	14.9%	14.7%	14.3%

資料：住民基本台帳（各年３月末日現在）

（３）世帯構造

本市の世帯の状況をみると、６歳未満の子どもがいる一般世帯は令和２年で8.8%、６歳未満はいないが18歳未満の子どものいる一般世帯は14.2%で、これらを合わせた18歳未満の子どものいる世帯は23.0%となっています。なお、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、全国が19.3%、滋賀県が23.4%となっており、本市は子どもがいる世帯の割合が、全国より高く、滋賀県と同水準となっています。

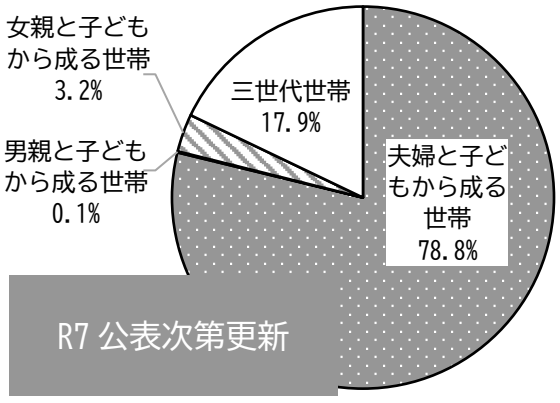
R7 公表次第更新



資料：国勢調査（令和２年）

６歳未満の子どものいる世帯は2,951世帯であり、うち81.7%が核家族世帯（親族のみの世帯では82.1%）となっています。また、６歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は年々増加しています。

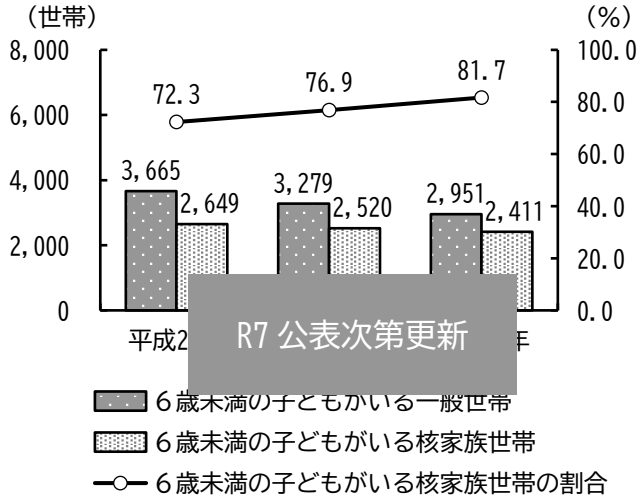
６歳未満の暮らす世帯構造（親族のみ）



R7 公表次第更新

資料：国勢調査

６歳未満の子どもがいる世帯の状況



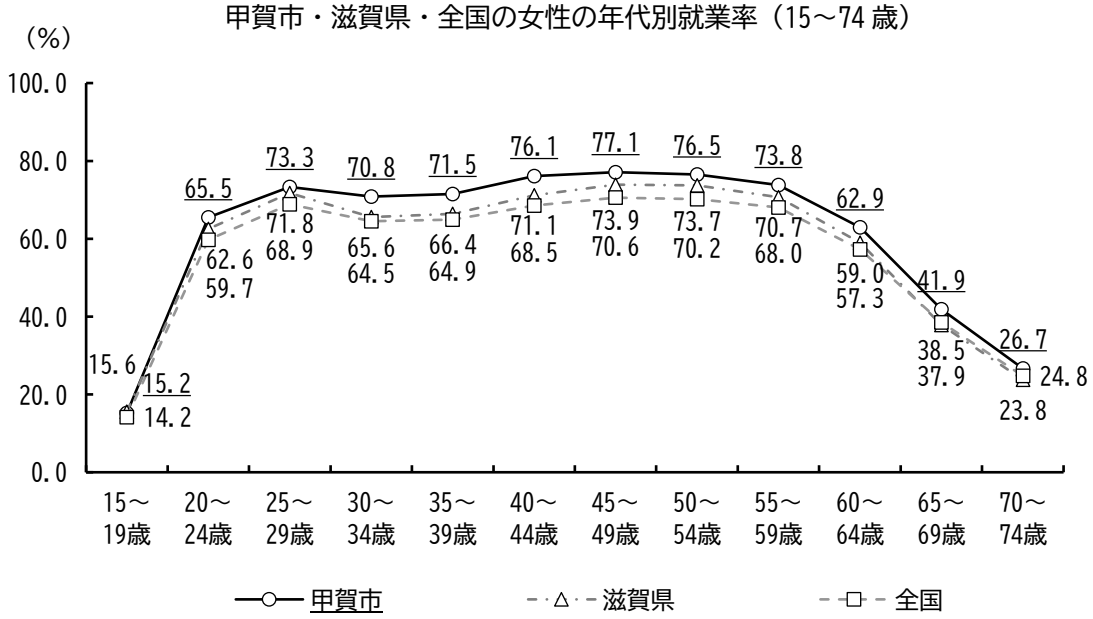
R7 公表次第更新

資料：国勢調査

（４）女性の就業状況

令和２年の女性の年代別の就業率は、全国・滋賀県と比べて15～19歳を除いて高い水準となっています。

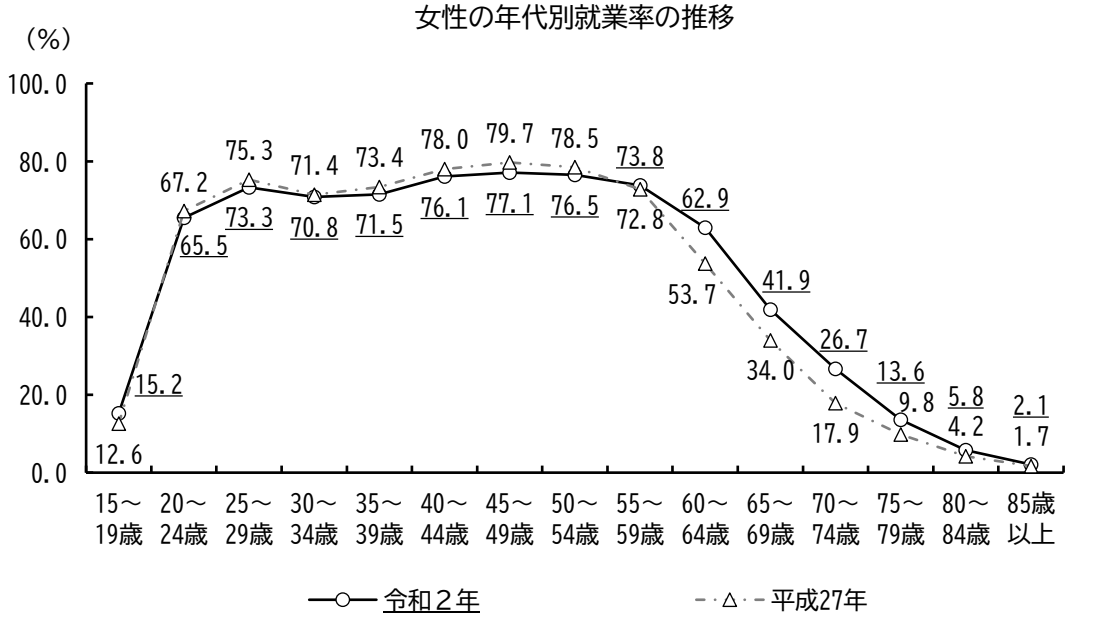
甲賀市・滋賀県・全国の女性の年代別就業率（15～74 歳）



資料：国勢調査（令和２年）

また、市内の女性の令和２年の就業率を、平成27年の就業率と比較すると、60歳以上の女性の就業率が増加し、子育て世代である30歳代、40歳代では就業率は減少したものの、出産・育児で女性が就業から離れるM字カーブは平成27年に比べ緩やかになっています。

女性の年代別就業率の推移



資料：国勢調査

（５）児童虐待相談

児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、虐待種別でみるとs心理的虐待が高い増加傾向を示しています。虐待を受ける年代は小学生が多く、虐待者は主に実母、実父です。

児童虐待相談対応件数の推移

単位：件

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
新規・継続の別	新規	388	405	585	536	476
	継続	284	184	182	273	325
虐待種別	身体的虐待	171	130	191	232	210
	ネグレクト	195	211	285	256	263
	心理的虐待	301	245	289	315	325
	性的虐待	5	3	2	6	3
計		672	589	767	809	801

資料：甲賀市　家庭児童相談室

※　「新規」は、当該年度の相談件数

※　「継続」は、前年度の要保護児童件数に加え、過去から継続し調査しているものの中から要保護児童とされた件数を含む

虐待を受ける子どもの年齢、主な虐待者の内訳

単位：件

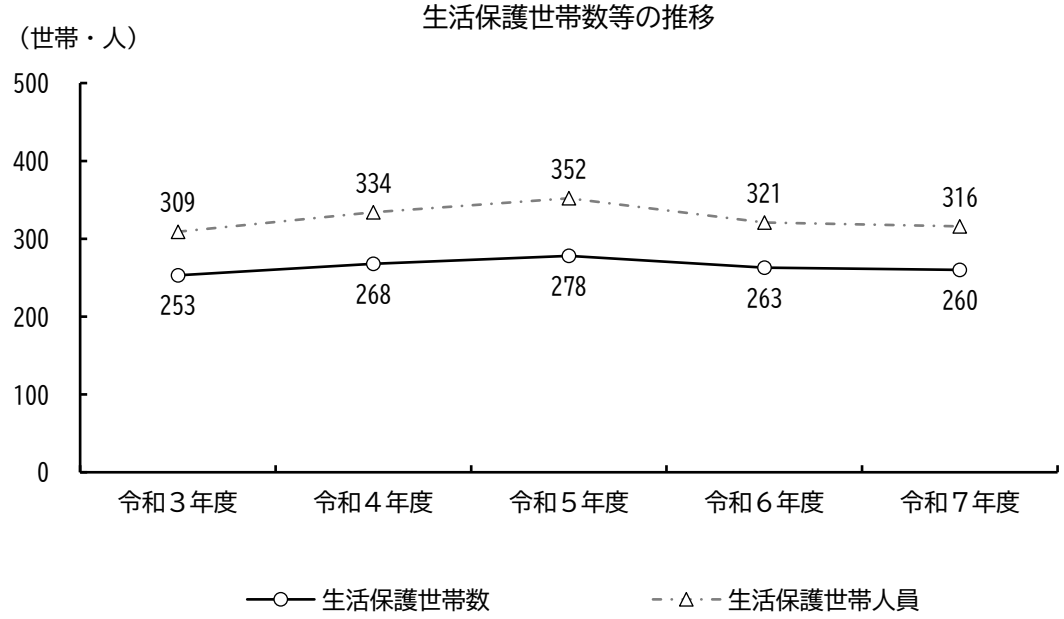
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
子どもの年齢	０～３歳未満	119	93	154	163	153
	３歳～学齢期	152	127	182	188	194
	小学生	271	237	253	283	281
	中学生	91	87	127	134	119
	高校生・その他	39	45	51	41	54
主な虐待者の内訳	実父	196	151	244	256	275
	実父以外の父	17	19	20	21	20
	実母	429	404	479	492	478
	実母以外の母	7	5	8	11	9
	その他（親戚・兄など）	23	10	16	29	19
計		672	589	767	809	801

資料：甲賀市　家庭児童相談室

（６）子どもの状況

本市の生活保護世帯数及び生活保護世帯人員は、増減を繰り返し、令和７年では生活保護世帯数は260世帯、生活保護世帯人員は316人となっています。

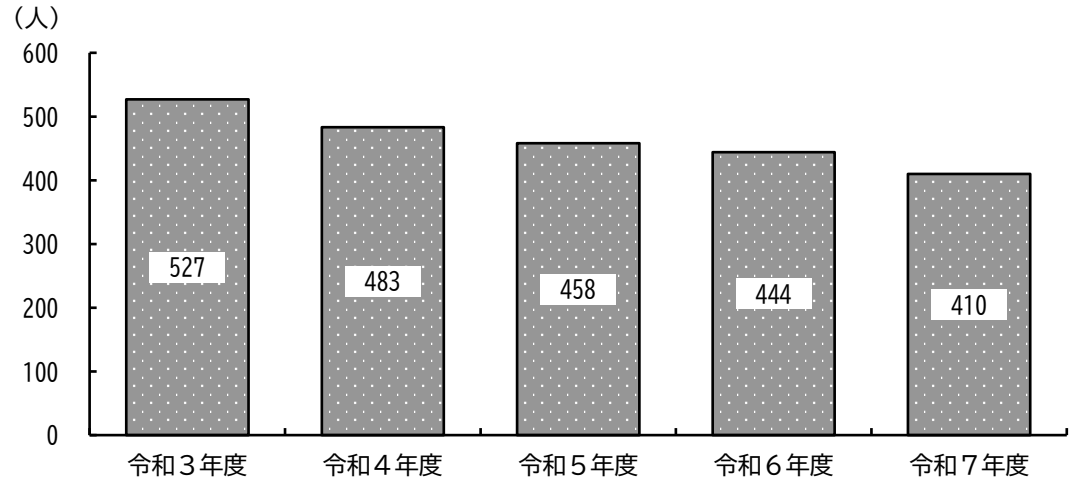
生活保護世帯数等の推移



資料：甲賀市福祉事務所 生活保護状況（各年度 3 月時点）

児童扶養手当受給者数は、年々減少しており、令和７年度では410人と、令和３年度の527人から117人減少しています。

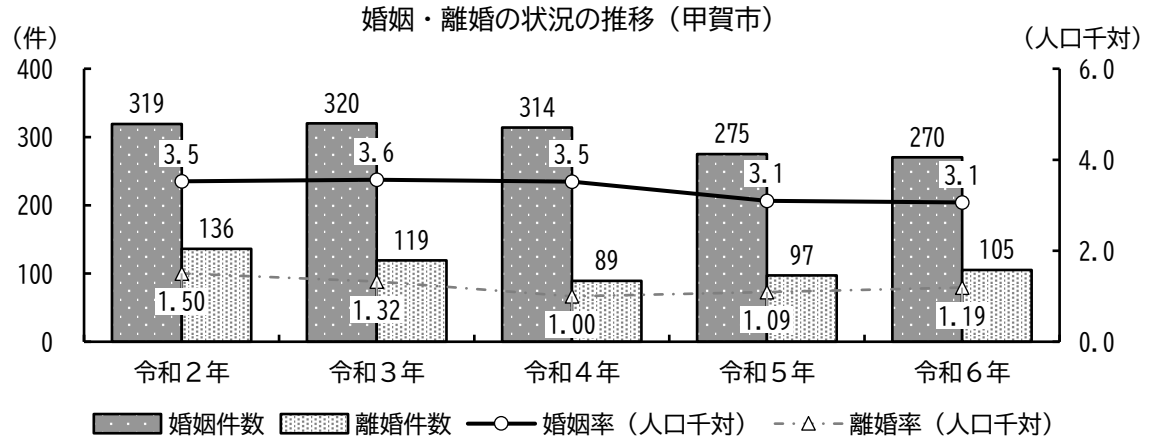
児童扶養手当受給者数の推移



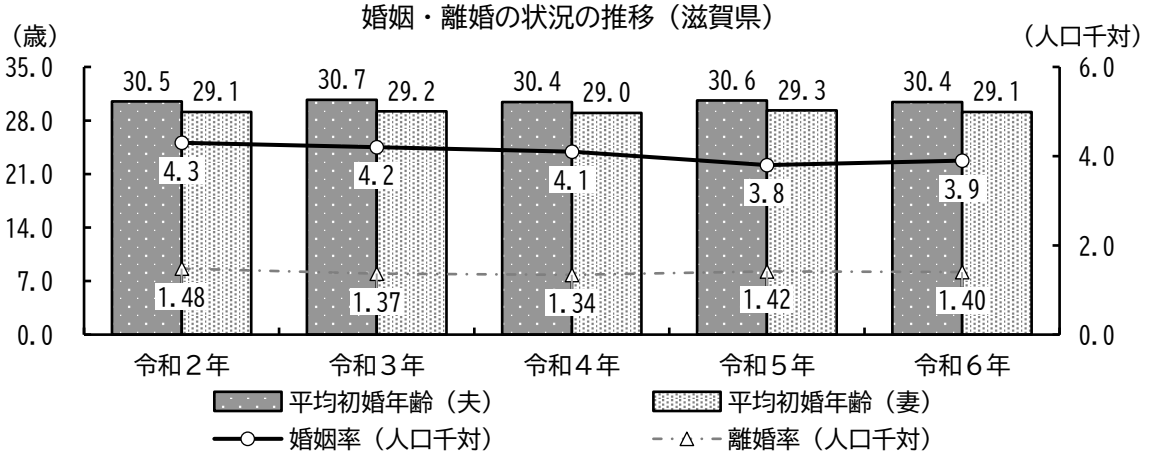
（７）若者の状況

本市の婚姻・離婚の状況の推移をみると、婚姻件数は減少傾向にありますが、離婚件数は令和４年以降年々増加しています。婚姻率・離婚率についても同様の傾向がみられます。

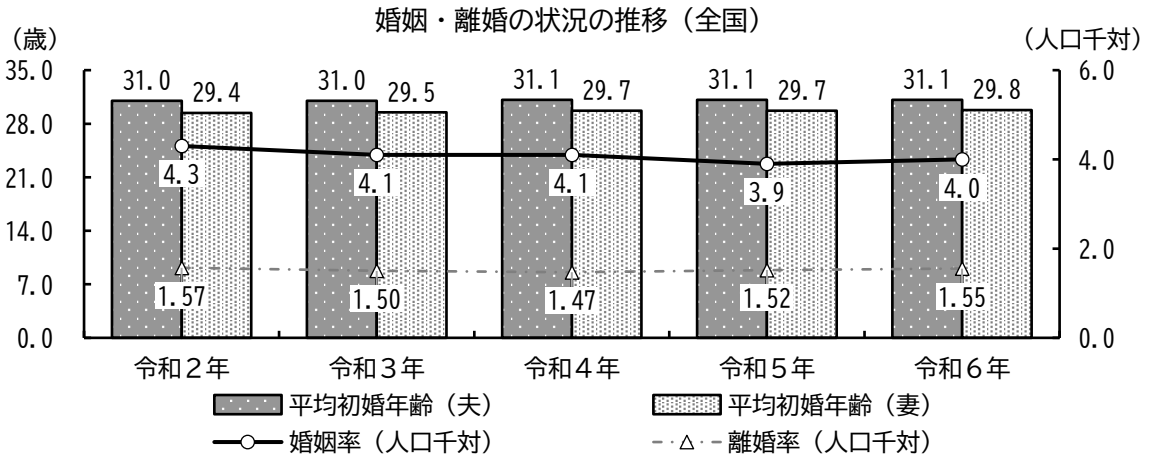
また、婚姻率・離婚率は奈良県・全国よりも低い水準で推移しています。



資料：滋賀県人口動態統計



資料：人口動態統計



資料：人口動態統計

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、「第２次甲賀市総合計画」において、めざすべき未来像を「あい甲賀　いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち」とし、まちの輝く未来の実現をめざしています。

また、『こども大綱』では、こどもの視点に立って意見を聞き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

本計画では、「第３期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」の基本理念や方向性などを引き継ぐとともに、「こどもまんなか社会」の実現や総合計画のめざすべき未来像を実現するため、「オール甲賀でかなえる！こども・若者の『やりたい』と『自分らしさ』が輝くまち」を基本理念として掲げます。

【　基　本　理　念　】

オール甲賀でかなえる！
こども・若者の「やりたい」と
「自分らしさ」が輝くまち

2 基本目標

（１）こどもや若者の将来にわたるウェルビーイングの向上

〇すべてのこども・若者が、今の自分を肯定し、将来に対して希望を持って、自分らしく輝くことができる社会を目指し、それを支援する基盤を整えます。

〇こども基本法が掲げる「こどもの権利の保障」を土台とし、こども・若者を「守られる対象」としてだけでなく、社会を構成する「主役」として尊重します。

〇同時に、ライフステージごとに発生する特有の課題に、こども・若者が適切に対処できるよう、支援します。

（２）子育て家庭が安心して子育てができる環境整備

〇子育ての喜びを実感でき、困難な時にはためらわずに「助けて」と言える、地域全体で見守り支え合う「オール甲賀」の環境を構築します。

〇保護者の心身の健康と経済的な安定を守り、仕事と育児を無理なく両立できる社会を目指します。

（３）特別な支援を必要とするこども・若者や子育て家庭への支援の充実

〇困難な状況にあるこども・若者や家庭に対し、それぞれの事情に寄り添ったきめ細かな支援を届けます。

〇属性や環境に関わらず、すべてのこどもが等しく「自分らしさ」を発揮できるよう、行政・専門機関・地域が密に連携してセーフティネットを構築します。

4 計画（施策）の体系

基本理念	基本目標	基本施策
こども・若者の「やりたい」と「自分らしさ」が輝くまち オール甲賀でかなえる！	1 こどもや若者の将来にわたるウェルビーイングの向上	（1）こども・若者の権利の保障
		（2）こども・若者の居場所の確保
		（3）切れ目のない相談・支援体制の構築
		（4）切れ目のない保健・医療の提供
		（5）多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり
		（6）安全安心な生活環境づくり
		（7）こどもや保護者または養育者の健康の保持・増進
		（8）質の高い幼児教育及び保育の提供体制の充実
		（9）次代を担うこどもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備
		（10）いじめ・不登校への対応
		（11）出会いや結婚の支援
		（12）若者の就労支援・雇用支援
	2 安心して子育てができる環境整備	（1）経済的な負担軽減の支援の推進
		（2）家庭や地域の子育て力の向上
		（3）就業生活と家庭生活の両立の推進
		（4）子育てにおける相談体制の構築
	3 特別な支援を必要とするこども・若者や子育て家庭への支援の充実	（1）こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援の推進
		（2）外国人のこどもやその家庭等への支援
		（3）障がいのあるこども・若者等への支援
		（4）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
		（5）社会参加や自立に向けた支援

第4章

総合的な施策の展開

基本目標１　こどもや若者の将来にわたるウェルビーイングの向上

（１）こども・若者の権利の保障

・こども・若者の権利を尊重し、意見表明や社会参加の参画を確保することで、一人ひとりが自分らしく成長できる環境づくりを進めます。
・また、権利に関する啓発や学習機会の充実を図り、家庭・地域・学校等においてこどもの権利が大切にされるまちづくりを推進します。

No.	項目	内容	担当課
1	こども・若者の思いを反映できるまちづくり	こども・若者の意見がまちづくりに反映できるよう、こども・若者の地域社会への参画機会を設けます。 取組例…わかもの会議、子ども議会	企画調整課 社会教育課 市民活動推進課 子育て政策課
2	甲賀市こども基本条例に基づいたまちづくりと啓発推進	甲賀市こども基本条例に基づいたまちづくりを進めるとともに、本市の人権教育基底プランに基づく人権教育を推進し、こどもの権利及びこどもの能力を引き出し働きかけるエンパワーメントに対する正しい理解を深め、さまざまな社会活動において実践するための啓発を行います。	子育て政策課 人権推進課
3	インクルージョンについての啓発	全ての市民が、障がいの有無や性別、年齢、国籍に関係なく、個性や違いを認め合いながら地域のこどもを育み、子育て家庭を支援できるよう、インクルージョンについての啓発を図るとともに、さまざまな世代が参加できるこども・子育て支援活動への参加を促します。	人権推進課 発達支援課
4	こどもと保護者の学習機会の充実	学校や園において、人権学習を推進するため、教職員等への研修を実施するとともに、保健センターや子育て支援センターにおいて、人権について学べる学習機会を、多くのこどもとその保護者に周知・提供します。	人権推進課

（2）こども・若者の居場所の確保

・こどもや若者の孤立を防ぎ、健やかに育つ環境づくりのため、安心して過ごせる居場所を、地域の実情に応じて確保・充実します。

No.	項目	内容	担当課
1	こども・若者の居場所づくり	保育園等、学校、公民館、児童館、地域の集会所、空き店舗等などの柔軟な有効活用によって、こどもの居場所や、親子が雨の日でも気軽に楽しく遊べる遊び場を確保していきます。また、孤独・孤立の解消及び予防に資する地域住民同士の交流を促進するため、こども食堂を含む居場所を設置する団体に対して、その活動を支援します。	人権推進課 市民活動推進課 地域共生社会推進課 子育て政策課

（3）切れ目のない相談体制の構築

・妊娠期から子育て期、さらにはこども・若者の成長段階に応じて、必要なときに相談できる体制を整えます。

・関係機関が連携し、複合的な課題にも対応できる切れ目のない支援体制の構築を進めます。

No.	項目	内容	担当課
1	重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、関係各課が連携してⅠ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援の３つの支援を一体的に実施していきます。	地域共生社会推進課
2	こども家庭センター設置による包括的な支援の実施	従来の「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」の両機能を有したこども家庭センターを運営します。このセンターは、母子保健と児童福祉の機能を連携・協働させ、虐待の発生予防のために、妊娠期から伴走型の相談支援に取り組み、包括的に支援するための中核的機能を担います。	子育て政策課 家庭児童相談課
3	こども・若者総合相談センターの設置	こども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点であるこども・若者総合相談センターを設置します。また、こども・若者支援を効果的円滑に実施する仕組みとして、こども・若者支援地域協議会を設置します。	子育て政策課

（４）切れ目のない保健・医療の提供

・こどもや若者が必要な保健・医療を適切に受けられるよう、関係機関との連携を強化します。
・健康診査や健康教育、こころの健康への支援を通じて、成長段階に応じた健康づくりを推進します。

No.	項目	内容	担当課
1	小児医療の確保	現在の医療体制で円滑な連携が図れるよう、関係機関に働きかけます。また、引き続き「休日、夜間の医療体制」や「小児救急電話相談＃８０００」等に関する周知啓発に努めます。	健康医療政策課
2	地域保健と学校保健との連携体制の確立	学校保健委員会の場の活用をはじめ、地域保健と学校保健の日常的な連携体制を確立します。	健康医療政策課
3	各種健診等の充実	16 歳から 39 歳を対象とした健康診査を実施します。また、学校保健法に基づき、各学校で定期に健康診断を行うとともに、実施上の課題があれば、県教育委員会の指導のもと、随時対応を検討します。	健康医療政策課
4	こころの健康を守る人材の確保	スクールカウンセラー等、専門的人材の確保や教員の研修によって、こどもの心の問題に対応します。教育相談員・支援員の確保については、市独自の配置が一層充実するよう検討を進めます。また、啓発を通して支援者の増加をめざします。	学校教育課 発達支援課 健康医療政策課

（５）多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり

・こどもが遊びや体験活動を通じて、主体性や社会性を育める機会の充実を図ります。
・文化、芸術、スポーツ、地域活動などへの参加を促し、こども・若者の可能性を広げる環境づくりを進めます。

No.	項目	内容	担当課
1	地域における交流の推進	こども同士が身近な地域で交流できる地域の活動を支援し、異年齢のこどもの交流やこどもと大人の交流を図るため、まなびの体験広場等の充実に努めます。また、小中学生が校区を越えて交流できるよう文化、スポーツ・レクリエーションなどの機会を充実します。	市民活動推進課 歴史文化財課 社会教育課
2	こどもの遊び場づくり	こどもが運動し、交流できる屋内・屋外の遊び場づくりを行うとともに、遊具の更新を推進します。ま	子育て支援課 建設管理課

		た、身近な公園でこどもが安全に遊び、世代を超えてだれもが集えるよう、管理・改修に努めます。 取組例…水口スポーツの森の整備・運営、ここも～りの運営	市民活動推進課 子育て政策課
3	愛郷心を育む学習機会の充実	本市の美しい自然や豊かな歴史文化を守り、伝承、活用することによって、保護者やこどもが身近な地域とのつながりや甲賀市に対する愛郷心を大切できるよう、各種学習機会や懇談会を充実します。	学校教育課 社会教育課 歴史文化財課
4	食育の推進	食育を生命の大切さや食材、調理を学べる機会としてとらえ、各園の特徴を踏まえつつ栽培活動や調理体験などを取り入れた活動を推進します。また、給食も教材として重視し、地産地消の取り組みとも関連させながら、こどもが食に対する興味関心を高められるよう取り組みます。園や家庭での総合的な食育推進に向けて、乳幼児健診、すこやか相談、健康教室、親子食育講座等の幅広い機会を通じて、食育の原点であるこどものときからの規則正しい生活リズムや食生活に関する意識を高め、健康で心豊かに暮らせるように食育を推進します。	学校教育課 保育幼稚園課 健康医療政策課
5	こどもの読書活動の推進	視覚等の障がいの有無に関わらず全ての児童・生徒が読書活動に取り組めるよう努めます。 取組例…ブックスタート、学校司書の配置	社会教育課 子育て支援課
6	「生きる力」を育む学習機会の提供	こどもが自ら学ぼうとする意欲を持ち、社会に対応していける力を身につけられるよう、「生きる力」を育む教育を推進するとともに、指導者の発掘・育成を図ります。 取組例…ゲストティーチャ―による講話	学校教育課 子育て支援課
7	多様な学習機会の提供と拠点の確保	図書館、公民館をはじめ各学習施設の運営により、多様な学習機会の創出を図ります。	歴史文化財課 文化スポーツ課 人権推進課 社会教育課 都市基盤整備課
8	体験学習機会の充実	青少年の人間性や社会性を育むため、ボランティア体験、職業体験等の機会を設けます。また、市青少年育成市民会議への活動支援等、関係機関との連携に努めます。	学校教育課 社会教育課

		取組例…職場体験、やまのこ学習	
9	優れた文化・芸術に親しめる機会の充実	こどもが甲賀市や国内外のさまざまな優れた文化・芸術に親しみ、理解を深められるよう、年間を通じた鑑賞・体験機会の拡充を図ります。 取組例…金の卵プロジェクト（文化）	歴史文化財課 文化スポーツ課
10	自分らしさを表現する機会の充実	こどもの豊かな才能を表現できる機会の充実を図ります。 取組例…部活動支援、あいこうか市民ホールにおけるイベント開催	学校教育課 文化スポーツ課 市民活動推進課
11	スポーツ等に触れられる機会の充実	こどもの心身の育成や自らの可能性について考えるきっかけのため、スポーツ等に触れる機会やスポーツ等を通じた交流機会の充実を図ります。 取組例：金の卵プロジェクト（スポーツ）	文化スポーツ課

（6）安全・安心な生活環境づくり

・こどもや若者が安心して暮らせるよう、防犯、防災、交通安全、環境整備等を総合的に進めます。
・地域や関係機関と連携し、日常生活の中で安全が確保されるまちづくりを推進します。

No.	項目	内容	担当課
1	有害な情報等からの保護	立入調査等を実施しながら有害図書の排除を行うとともに、白ポスト設置や市民団体との連携による有害な看板やチラシの設置防止、除去を進めます。また、インターネットや携帯電話の正しい使い方の啓発・指導や未成年の喫煙や飲酒及び薬物使用に関する正しい知識の提供と正しい判断力を養うための取組を進めます。	社会教育課
2	見守り活動の推進	健全な青少年を育成するため、市少年センターを中心に補導委員会などの協力を得ながら街頭補導や立ち直り支援に取り組みます。	社会教育課
3	通学路など安全な道路環境の整備	通学路の危険箇所については、通学路合同点検において危険な箇所などを警察等の関係機関と点検しており、点検結果に基づいて安全対策を実施していますが、未就学児が集団で移動する経路を含め、通学路以外の道路においても安全な道路環境の整備に努めます。	建設事業課 学校教育課

4	交通安全教育の推進	保育園等における交通安全教室や、警察等の各種団体と連携し、命を大切にする気持ちと安全な行動を身につけられるよう交通指導を実施します。また、警察署等と協力しながら、市内の保育園等、小・中学校において交通安全教室等に取り組みます。	生活環境課 学校教育課
5	地域防犯体制の強化促進	こどもを犯罪から守るため、地域の防犯団体を組織し、「甲賀市あんぜん・あんしんなまちづくり市民会議」の総会や啓発活動を実施します。また、地域の住民やＰＴＡが協力しながら登下校時の見回りや日常的なこどもへの声かけなどを積極的に行う地域防犯体制の強化を促します。さらに、スクールガード研修会を実施するとともに、スクールガードによる見守り活動や活動団体への支援・指導を進めます。	学校教育課
6	こどもの緊急避難場所の確保充実	警察と連携し、こどものための地域の緊急避難所の充実を図るとともに、こども 110 番制度の活用における課題について見直しや検討を進めます。	学校教育課
7	防犯意識の向上	学校において、不審者からの避難指導、携帯電話などを使った犯罪への注意を行うとともに、警察と連携して各小中学校で防犯教室・不審者対応訓練を実施し、こどもの防犯意識の向上を図り、避難方法の指導を行います。また、地域の公民館等でこどもを犯罪から守るための出前講座を実施し、家庭における防犯指導を呼びかけます。 取組例…小学校における防犯教室、スクールガード	学校教育課 生活環境課
8	防災訓練の促進	地域の総合防災訓練に参加することにより、地域での防災意識の高揚を図り、こどもの安心安全に配慮した地域での防災訓練の実施につなげます。また、保育園等及び学校においても、関係機関との連携のもと、防災訓練を行い、より実践的な訓練となるよう工夫に努めます。 取組例…保育園、学校における防災訓練	学校教育課 保育幼稚園課 危機管理課

（7）こどもや保護者または養育者の健康の保持・増進

・妊娠・出産期から乳幼児期まで、切れ目なく母子の健康を支える支援を充実します。
・あわせて、保護者の不安に寄り添う相談支援や、健診・医療支援の充実を図り、家庭全体の健康の保持・増進を進めます。

No.	項目	内容	担当課
1	妊娠・出産から子育て期までの包括的な支援	利用者支援事業の実施を継続し、切れ目のないきめ細やかな支援に取り組みます。また、相談や指導による出産や育児への不安軽減や関係機関との連携等によるハイリスク出産等への対応の充実を図ります。 取組例…妊娠届出時における保健師との面談	子育て政策課
2	健康づくりのための情報提供の充実	妊婦や保護者が健康について理解を深め、基本的な生活習慣づくりにつながるよう支援します。そのために、乳幼児健診、健康教室などさまざまな機会において、こころとからだの健康に必要な情報を提供します。	健康医療政策課 保育幼稚園課
3	不妊治療・不育治療等への支援	不妊治療について、県の相談窓口の情報提供を行います。また、不育症治療等に対して助成をします。	子育て政策課
4	相談窓口の充実	こどもを安心して産み育てられるよう、心身の健康に関する相談をはじめ、望まない妊娠や若年の妊娠・出産など、さまざまな相談にも柔軟に対応できる相談体制整備に努めます。また、気軽に相談できるよう、来所や電話、インターネット等での相談にも対応します。	子育て政策課 健康医療政策課
5	妊産婦・乳幼児健診等の充実	妊婦健診、マタニティ歯科健診、産婦健診、新生児聴覚検査助成、乳幼児健診、予防接種の実施を継続するとともに、受診勧奨や接種勧奨を実施し、受診率の維持向上に努めます。	健康医療政策課 子育て政策課
6	産後ケアの充実	出産後１年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等の支援を助産師等が行います。	子育て政策課

（8）質の高い幼児教育及び保育の提供体制の充実

・こどもの発達や個性に応じた教育・保育を提供できるよう、質と量の両面から体制整備を進めます。
・関係機関との連携、職員研修、施設整備等を通じて、安心して利用できる幼児教育・保育環境の充実を図ります。

No.	項目	内容	担当課
1	就学までの教育・保育環境の充実	就園・未就園に関わらず、全てのこどもが産まれてから就学までの間、家庭や地域及び子育て支援センター・保健センター・保育園等の機関において、心身の成長や個性に応じた教育・保育を十分受けられるよう、関係機関との連携強化に努めます。学校、公園、保育園等のこどもが利用する	子育て支援課
2	保育園等における保育内容や教育内容の充実	保育園等において、一人ひとりの人権が守られ、こどもが個性を発揮し、集団の中で道徳性を身につけ、人間形成の基礎を培っていけるよう、保育内容や教育内容を充実します。	保育幼稚園課
3	教育・保育の質の向上のための取り組み	子育て家庭の現状やニーズに応じた保育をめざし、外部のサービス評価システムの導入や総合施設の研究を図ります。また、質の高い保育について研究を進め、実践につながるように努めます。	保育幼稚園課
4	職員研修等の充実	課題への対応や職員が学びたい内容の研修を行うなど、研修の量的拡大と質的な向上を図ります。また、教育・保育に関する専門知識を一層高め、子育てに関する保護者の相談に適切に対応できるよう子育て支援の充実を図ります。	保育幼稚園課
5	関係職員との連携・情報交換	幼児教育・保育内容の充実のため教育・保育に関わる職員間の連携や研修、情報交換に努めます。また、就学に向けて小学校、保育園等が連携し、架け橋期における支援を推進します。	保育幼稚園課
6	教育・保育施設、設備等の充実	耐用年数経過に伴う統廃合等に鑑みながら、教育・保育の質の向上に必要な施設・設備の充実に努めます。また、施設の定期的な点検を行い、必要箇所については早期改修に努めるなど安全管理体制の強化に取り組みます。	保育幼稚園課

7	多様な保育事業の充実	低年齢児保育、一時預かり保育、延長保育、休日保育、子育て短期支援事業やこども誰でも通園制度など、多様で身近な保育事業を各地域のニーズに応じて提供するよう努めます。	保育幼稚園課
8	保育人材の確保及び保育士体制の強化	多様な保育ニーズに対応し、待機児童の発生を防ぎ、また安全な保育環境を提供するため、保育士人材確保のための事業を継続して実施します。また、保育支援員等の配置により、保育士等の負担軽減や離職防止を図り、安定した保育士体制の確保に努めます。更に、潜在保育士に対する再就職支援、就業継続をサポートする相談体制、研修の実施等、新たな取り組みも含めて包括的に保育人材の確保対策に取り組みます。	保育幼稚園課

（9）次代を担うこどもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備

・こどもが自ら学び、考え、社会に対応していく力を身につけられるよう、学校教育の充実を図ります。
・学力向上、教育環境の整備、地域との連携を進め、こどもが安心して学べる学校づくりを推進します。

No.	項目	内容	担当課
1	ＩＣＴ教育環境の充実	高度情報化に対応できるこどもの教育を推進するために、ＩＣＴ教育環境整備を推進します。	学校教育課
2	外国語学習の充実	国際化にも対応できるこどもの学力向上に向けて、学校におけるＡＬＴ配置や英語検定の支援等を実施します。	学校教育課 市民活動推進課
3	安心して学習できる教育環境の整備	こどもが安心できる環境で学べるよう、学校施設の維持管理や安全対策を徹底するとともに、学級編成を適切に実施します。	教育総務課 学校教育課
4	家庭や地域との連携	地域人材バンクの整備やコミュニティ・スクールの推進等のあらゆる機会を通して、家庭・地域と連携した学校づくりを進め、学校の情報を保護者や地域に積極的に発信するとともに、地域の人材や環境を活用した教育を進めます。	学校教育課 社会教育課

（10）いじめ・不登校への対応

・いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応を進めるとともに、不登校のこども一人ひとりに応じた支援を行います。
・学校・家庭・関係機関が連携し、こどもが安心して過ごせる環境づくりを進めます。

No.	項目	内容	担当課
1	不登校への対応充実	不登校については、家庭・学校・関係機関と連携しながら、スクール・ソーシャル・ワーカー等の専門的人材などの活用により、個々の状態に応じた解決への支援を図ります。また、各学校における教育相談への対応力が向上するよう、ケース会議等を行い組織的な取り組みにつながるよう支援していきます。	学校教育課 子育て政策課
2	いじめ対策	いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を進めるとともに、こどもが安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。あわせて、学校、家庭、関係機関が連携し、いじめの背景にある要因にも着目した対応を図ります。	学校教育課 子育て政策課

（11）出会いや結婚の支援

・若者が希望に応じて出会いや交流の機会にアクセスできるよう、情報提供や機会づくりを進めます。
・地域や民間との連携により、安心して参加できる出会いの場の創出を図ります。

No.	項目	内容	担当課
1	出会い支援	若者が希望に応じて出会いの機会にアクセスできるよう、結婚相談会や交流イベントを実施します。あわせて、地域や民間と連携しながら、気軽に参加できる出会いの場の創出を図ります。	シティプロモーション推進課

（12）若者の就労支援・雇用支援

・若者が安定して働き続けられるよう、就労相談や職場定着支援、再就職支援を進めます。
・関係機関と連携し、若者の自立や将来設計を支える雇用支援の充実を図ります。

No.	項目	内容	担当課
	項目	内容	担当課
1	地域との再接続	世代の節目を迎えた方々が、これまでの歩みを振り返るとともに、地域とのつながりを再認識できる機	社会教育課

		会を提供し、世代間の交流と地域参画意識の醸成を図ります。 取組例…20 歳のつどい、30 歳のつどい	シティプロモーション推進課
2	就労支援	就職後の職場定着や、働き続けるための不安軽減に向けて、相談やフォローアップを行います。離職防止や再就職支援にもつながる取組を進めます。 取組例…甲賀ＪＯＢフェア	商工労政課

基本目標２　安心して子育てができる環境整備

（１）経済的な負担軽減の支援の推進

・子育てに伴う経済的負担を軽減するため、妊娠・出産・子育てに係る各種支援を適切に実施します。

No.	項目	内容	担当課
1	妊婦に対する支援	妊娠・出産に伴う経済的負担に対して、経済的負担を軽減できるよう支援します。 取組例…妊婦のための支援給付、助産施設入所措置	子育て政策課 家庭児童相談課
2	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、こどもの健やかな成長に資するため児童手当を支給します。	子育て支援課
3	子育て応援医療の充実	子育て家庭の負担軽減のため、子育て応援医療給付を実施し、安定的な制度運営に努めます。	保険年金課
4	保育料等の減額・免除及び補助	幼児教育・保育の無償化に対応するための給付を適切に実施するとともに、低所得世帯・多子世帯の保護者負担の軽減を目的とした保育園等の保育料等の減額・免除の周知に努めます。	保育幼稚園課
5	教育費や通学費の援助	各家庭の収入状況などに応じた教育費や通学費の負担の軽減に向けた取組を進めます。 取組例…要保護、準要保護児童生徒就学援助、特別支援教育就学奨励及び奨学資金給付、特別支援教育就学奨励事業、通学費支援事業	学校教育課

（２）家庭や地域の子育て力の向上

・家庭の育児力・教育力の向上を支援するとともに、地域全体で子育てを支える機運づくりを進めます。

・子育て支援センターや地域の交流機会を活用し、保護者同士が学び合い、支え合える環境づくりを推進します。

No.	項目	内容	担当課
1	地域における子育て支援の充実	子育てサロンをはじめとした市民活動や自治振興会の活動の育成を支援することにより、地域の子育て支援関係者のネットワークづくりの支援を実施します。	市民活動推課

2	こうか子ども・子育て応援団ネットワークの整備	市民、行政、地域の団体、保育園等、小学校、企業等が連携し、地域の課題の共有や子育て情報発信等を行う、こうか子ども・子育て応援団ネットワークの整備・充実を推進します。	子育て支援課
3	家庭における育児力・教育力の充実	家庭におけるしつけ、教育力の向上を図るため、子育ての基本は家庭にあることの認識を持ち、自信と心のゆとりを持って子育てするとともに、生活習慣や家族関係を良好に保てるよう、家庭教育の啓発や育児に関する学習機会の充実に努めます。	子育て支援課
4	子育て支援センター機能の強化	利用者支援事業を実施するなかで、子育ての不安などについての相談、子育てサークルの育成支援、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、専門的な子育て支援の拠点施設としての機能を充実させます。また、関係機関と連携しながら、保護者への支援や来所できない保護者への対応について検討し、子育て家庭の孤立を防ぎます。	子育て支援課

（3）就業生活と家庭生活の両立の推進

・仕事と子育ての両立ができるよう、職場環境の整備や子育て支援サービスの充実を進めます。
・男女がともに子育てに関わりやすい社会の実現に向け、育児休業の取得促進や意識啓発に取り組みます。

No.	項目	内容	担当課
1	ファミリー・サポート・センター事業の充実	甲賀市ファミリー・サポート・センターの会員増加を図るため事業のＰＲを進めるとともに、会員研修の拡充や利用料の検討等、事業内容の一層の充実を図ります。	子育て支援課
2	ワーク・ライフ・バランスを実現できる労働環境の整備促進	広報紙やホームページ等を活用し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた啓発を進めるとともに、労働基準法の遵守、労働時間短縮、フレックスタイム制や在宅勤務制度の普及を企業、経済団体とともに進めます。	商工労政課
3	育児休業制度の活用促進	妊娠中や子育て中でも働き続けられるように、妊婦の家庭・子育て家庭に育児休業のための休暇等の制度を周知し、積極的に活用するよう啓発に努めます。	商工労政課

4	事業者が主体となる次世代育成支援についての啓発	企業や経済団体が男女共同参画の視点に立ちながら、こどもを産み育てることの社会的意義について理解を深め、妊娠、育児中の従業員に対して配慮し、柔軟でゆとりある多様な働き方ができる労働条件を整えるよう、助言や啓発を進め、働き方の見直しを促進します。	商工労政課
5	男女共同参画の啓発	男女の固定的な役割分担意識を変え、男女がともに子育てや家事を担い、家庭を築く喜びを分かち合うことができるよう、「甲賀市男女共同参画計画（甲賀市女性活躍推進計画）」に基づいて、人権教育と関連づけた学校教育、社会教育の充実や広報などを通じた市民や事業所への啓発に努めます。	商工労政課
6	男性の育児参加促進	子育て家庭の男性に対しては、プレパパママ教室等の各種教室・講座への参加を促し、パートナーの妊娠について知識を得て、男性も子育て家庭の一員としての自覚を高めるための啓発を進めます。あわせて、男性の育児休業取得率が向上するよう意識改革の取組を進めます。	商工労政課 子育て政策課
7	女性の職業生活における活躍の推進	女性の起業・キャリアアップ支援や、女性のための就労支援に取り組みます。	商工労政課
8	児童クラブ事業の充実	こどもが自主性を持って楽しく過ごせるよう、各児童クラブにおける事業内容を充実させます。また、利用する児童の増加に対応するため、児童クラブの民設・民営に積極的に取り組むとともに、個々の児童の個性や状況に応じた適切な指導ができるよう、指導員の資質の向上に努めます。	子育て支援課
9	多様な保育ニーズへの対応	保護者の仕事と子育ての両立や安心して子育てができる環境の実現に向けて、一時的な保育に対応できる体制を整備します。 取組例…病児・病後児保育、一時預かり	子育て支援課

（4）子育てにおける相談体制の構築

・妊娠期から子育て期まで、いつでも相談しやすい体制の充実を図ります。
・相談窓口の周知や多様な情報提供手段を活用し、保護者が必要な支援に早くつながれるようにします。

No.	項目	内容	担当課
1	気軽に相談できる体制の充実	保育園等、学校、保健センター等で、気軽に妊娠期の相談や、子育てに関する相談ができるよう充実に努めるとともに、電話やメール、ＳＮＳを活用した相談を実施します。また、未就園児交流事業における子育て相談を充実させるとともに、専門的な相談について対応できるよう、最新の研究知識やスキルアップの研修等により相談員の資質向上を図ります。	子育て政策課 子育て支援課 発達支援課 保育幼稚園課 学校教育課
2	広報・情報提供の充実	こども・子育て施策の進捗状況などについて、広報紙、ホームページ、ＳＮＳなど、各種広報媒体による情報発信・啓発活動を進めます。また、さまざまな子育て支援事業や相談窓口に関する情報を子育て支援センターのほか、乳幼児健診、学校や保育園等を通じて、多様な機会をとらえ、提供します。	子育て政策課

基本目標３　特別な支援を必要とするこども・若者や子育て家庭への支援の充実

（１）こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援の推進

・経済的困難を抱える家庭やひとり親家庭に対し、生活・学習・相談・就労などの支援を切れ目なく行い、こどもの貧困対策に取り組みます。
・こどもの成長機会を保障するとともに、家庭の自立と生活の安定を支える取組を進めます。

No.	項目	内容	担当課
1	学習支援の充実	生活困窮家庭等の小学生、中学生、高校生、高校中退者及び中学卒業後、進学や就労をしていない高校生年代を対象に学習支援や居場所づくりを行います。学習機会の確保や学力の底上げを通じて、こどもの将来の選択肢を広げる支援を進めます。家庭で学習環境が整いにくいこどもに対しても、学習の場や見守りの機会を確保し、学び続けられる環境を整えます。	生活支援課 子育て政策課
2	生活支援	経済的困難を抱える家庭に対し、生活の安定に向けた支援を進めます。手当や助成だけでなく、生活相談や支援機関へのつなぎ等を通じて、困難家庭の早期把握と継続的な支援を図ります。	子育て支援課
3	相談体制の充実	ひとり親家庭等の生活の安定に向け、相談体制の充実に努めるとともに、個々の家庭の状況やニーズを踏まえ、必要に応じて支援機関や団体との連携を図ります。	生活支援課 子育て支援課
4	ひとり親家庭の自立に向けての支援	ひとり親家庭の母又は父に対する就労支援、資格の取得、貸付制度の利用など自立のための支援を進めます。また、ひとり親家庭の置かれている状況を周囲が理解し、支援できるよう、市民啓発を進めるとともに、関係する団体等と連携のもと、ひとり親家庭同士が交流し、情報収集や相談ができる場を提供します。 取組例…ふれあい交流事業	子育て支援課
5	各種手当等の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全な育成等を目的に、児童を扶養している世帯に対し、児童が	子育て支援課

		満１８歳に到達する年度まで児童扶養手当を支給します。また、ひとり親家庭等におけるこどもの小中学校入学時に、ひとり親家庭等入学支度金を支給します。	
6	ひとり親家庭等への経済的支援	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を目的に、ひとり親家庭等の親及びこどもの入院・通院にかかった医療費の助成を行います。また、教育・保育や児童クラブ等の利用にあたっての、負担軽減となる支援を行います。	保険年金課 子育て支援課

（２）外国人のこどもやその家庭等への支援

・外国人のこどもや子育て家庭が地域で安心して生活できるよう、相談支援や情報提供、日本語支援等を行います。
・多文化共生の視点を踏まえ、必要な支援につながりやすい環境づくりを進めます。

No.	項目	内容	担当課
1	国際交流・国際理解の促進	国際交流事業を進め、こどもたちの国際理解を促します。	市民活動推進課
2	相談、生活支援及び学習支援	外国人の子育て家庭の状況に応じて、必要な相談、日本語支援及び学習支援に柔軟に取り組みます。	市民活動推進課 学校教育課 保育幼稚園課
3	外国人世帯への情報提供	外国人世帯への周知や子育てに関する意識啓発に向けて、多言語により情報提供を行います。	市民活動推進課 学校教育課 子育て支援課

（３）障がいのあるこども・若者等への支援

・障がいの特性に応じて、早期から切れ目なく支援できる体制を整えます。
・相談支援、療育、教育、福祉サービスの連携を強化し、こどもと保護者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

No.	項目	内容	担当課
1	学齢期における切れ目のない連携支援	学齢期においては、一人ひとりの発達や障がいの状況等に応じたニーズを把握し、支援を一体的かつ持続的に提供できるよう発達支援体制を整え、関係課、学校、関係機関の連携・協議を図り、発達を支援します。	学校教育課

2	こどもの特性に応じた支援の強化	発達支援における中核的役割を担うため、児童発達支援センターを運営します。職員の資質向上と事業の質の向上及び連携体制の強化に努めます。また、就学前の発達支援の充実のための体制整備を図ります。 取組例…ここあいパスポート、発達支援システム	発達支援課
3	障がいについての正しい理解に向けた啓発	「甲賀市障がい者基本計画」に基づき、障がい者週間、障がい者の権利条約等の周知をはじめ、市民一人ひとりが障がいについての正しい理解と認識を持てるよう、積極的な広報・啓発に努めます。また、発達障がいについては、正しい理解を広げるために、保護者や教育関係者への研修会をはじめ、地域や企業に向けても理解促進を進めます。	発達支援課 障がい福祉課
4	専門性の向上等、相談支援体制の充実	相談員の研修やスクールカウンセラー等との連携により、対応の専門性の向上に努めます。特に、発達障がい児等に関わる相談に適切な対応ができるよう、支援スキルの向上を図り、保護者がより相談しやすい環境づくりを進めるなど、相談支援体制のさらなる強化に努めます。	発達支援課 保育幼稚園課 障がい福祉課
5	特別支援教育、早期療育事業、発達相談の充実	発達支援が必要なこどもを早期発見し、発達に応じた適切な支援をするため、乳幼児健診、発達相談、早期療育支援事業、保育園等での対応、学齢期における支援の移行の充実に努めます。	学校教育課 発達支援課
6	障がい福祉サービスの充実	障がいのあるこどもを持つ家庭への生活支援として、居宅介護サービス、短期入所等さまざまな障がい福祉サービスの充実に努めます。	障がい福祉課
7	日常的に医療処置が必要なこどもに対する支援の充実	日常的に医療処置が必要なこどもに対する支援の充実に努めます。	学校教育課 保育幼稚園課
8	放課後等の支援の充実	障がいのあるこどもの放課後や長期休暇中の療育を継続的に提供するため、放課後等デイサービス事業において、対象児童の受入れの充実に努めます。また、放課後児童クラブにおいても、障がいのあるこどもの受入れについて、支援を強化します。	障がい福祉課 子育て支援課

9	障がいのあるこどもの居場所づくり	障がいのあるこどもの遊び場や居場所を確保するため、日中一時支援事業の充実、タイムケア事業の継続実施等を図り、障がいのあるこどもがさまざまな形で活動・体験ができる場を確保します。また、サマースクール等のボランティアの積極的な参画を促します。	障がい福祉課

（4）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

・児童虐待やヤングケアラーの予防、早期発見、早期対応の体制強化に取り組みます。
・関係機関が連携し、こどもや家庭の状況に応じた適切な支援につなげることで、安心して暮らせる環境を整えます。

No.	項目	内容	担当課
1	要保護児童対策の充実	児童虐待の防止、早期発見や情報交換のため、全市的に関係機関が連携した「甲賀市こども家庭支援ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）」を通じて、関係機関との連携を強化し、実務者レベルでのケースの進行管理、要保護児童等に関する支援システムの検討のほか、個別のケース検討を行い、児童虐待や養育支援が必要な家庭に対しての支援等の充実をめざします。また、児童福祉と母子保健との連携を強化し、虐待だけでなく、支援の必要な家庭の早期把握に努め、支援が必要なケースについては、児童相談所をはじめとした関係機関との連携により適切な支援に努めます。	家庭児童相談課
2	身近な相談体制の構築と外部からの情報提供の促進	ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）に対し、身近な相談先や専門的な相談機関を充実します。また、保育・教育関係者、民生委員等の虐待を発見しやすい立場にある関係者に対する研修を充実することで、虐待の早期発見、適切な対応につなげるとともに、児童虐待がこどもに及ぼす影響、早期発見・早期支援の必要性を広く啓発し、市民や医療機関、関係機関からの情報提供等の協力を呼びかけるとともに、事案対応に向けた連携につなげるよう努めます。 取組例…男女の悩み事ごと相談	家庭児童相談課 子育て政策課 人権推進課

3	ヤングケアラーの啓発・支援の実施	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているこども等である「ヤングケアラー」は本人にその自覚が無いことが多いため、発見に繋がるように周囲への啓発を行います。発見したヤングケアラーは関係機関へ適切につなぎ、連携体制を築き、継続して支援を行います。	子育て政策課 家庭児童相談課 地域共生社会推進課
4	虐待発生予防に向けた取り組み	地域の中でこどもが健やかに育成できる環境づくりをめざし、子育ての孤立防止に向け、育児相談や情報提供等を行います。また、こども家庭支援（実情の把握、情報の提供、相談等への対応など）や要保護児童・要支援児童への早期対応と支援の充実を図ります。 取組例…こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）、育児支援家庭訪問事業、子育て支援センターにおける相談	家庭児童相談課
5	ＤＶ根絶に向けた啓発・連携	ＤＶの根絶に向けた市民啓発を進めるとともに、ＤＶの相談から緊急時の迅速な保護及びカウンセリング等に関わる関係機関の連携強化を進めます。	家庭児童相談課

（５）社会参加や自立に向けた支援

・ひきこもり状態のこども・若者や、社会参加に困難を抱える家庭に対し、相談・支援の機会を確保します。
・更生保護なども含め、再び地域の中で生活し、自立に向かえるよう支援を行います。

No.	項目	内容	担当課
1	ひきこもり状態のこども・若者の相談・支援	ひきこもり状態の青少年及び家族を、必要に応じたひきこもり支援実施フローチャートの活用や、関係機関との連携により支援します。	地域共生社会推進課
2	更生保護の推進	更生保護への理解を深めるとともに、ケース会議や意見交換の場づくり等に取り組みます。	地域共生社会推進課

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

1 子ども・子育て支援制度の概要

（1）制度の全体像

子ども・子育て関連３法に基づき実施される、子ども・子育て支援の制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

【子どものための教育・保育給付】

<施設型給付>

- □幼稚園
- □保育所
- □認定こども園

<地域型保育給付>

- □小規模保育
- □家庭的保育
- □事業所内保育
- □居宅訪問型保育

【子育てのための施設等利用給付】

【子どものための現金給付（児童手当）】

【地域子ども・子育て支援事業等】

- □利用者支援事業
- □時間外保育事業（延長保育事業）
- □実費徴収に係る補足給付を行う事業
- □多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- □放課後児童健全育成事業
- □子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）
- □乳児家庭全戸訪問事業
- □養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会及び要保護児童等に対する支援に資する事業（育児支援家庭訪問事業、子ども家庭支援ネットワーク協議会）
- □地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- □一時預かり事業（一時預かり保育事業、認定こども園短時部における預かり保育事業）
- □病児保育事業（病後児保育事業・体調不良型事業）
- □子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- □妊婦健康診査事業（妊婦健康診査事業）
- □子育て世帯訪問支援事業
- □児童育成支援拠点事業
- □親子関係形成支援事業
- □産後ケア事業
- □乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（２）対象となる施設・事業

①子どものための教育・保育給付（施設型給付）

施設種別	利用できる保護者	対象となる子ども	内容
幼稚園	制限なし	３歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育園	共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	０歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を行います。０～２歳は住民税非課税世帯・３歳以上は利用料が無償となります。
認定こども園	短時部：制限なし 長時部：共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	０歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で、幼稚園機能（短時部）と保育所機能（長時部）の両方の役割を果たします。 ０～２歳は住民税非課税世帯・３歳以上は利用料が無償となります。

②子どものための教育・保育給付（地域型保育給付）

地域型保育給付は、市の認可事業として、年度を通じて待機児童の発生しやすい０歳児～２歳児を対象とする事業です。地域のさまざまな状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内容
小規模保育	少人数（定員６人から 19 人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
家庭的保育	家庭的保育事業者が、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員１人から５人まで）を対象にきめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく、地域の保育を必要とする子どもも一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育（障がい児向け）	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で１対１で保育を行います。

事業種別	内容
居宅訪問型保育（待機児童向け）	認可保育園の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、１対１の保育を行う事業です。

③子育てのための施設等利用給付

幼稚園（施設型給付を受けない園）、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

事業種別	対象となる子ども	利用支援の内容
幼稚園（施設型給付を受けない園）	３歳～就学前	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化。
特別支援学校の幼稚部	３歳～就学前	３～５歳の就学前の障がいのある子どもの発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料を無償化。
認可外保育施設	０歳～就学前	保育の必要性があると認定された３～５歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化。０～２歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化。
預かり保育事業	３歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業	０歳～就学前	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）または特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付２・３号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（３歳～５歳までの場合、月額 3.7 万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができる。

④地域子ども・子育て支援事業

本市が実施主体となる子育て支援事業のうち、子ども・子育て支援法第 59 条に規定される次の事業を、「地域子ども・子育て支援事業」と位置づけます。

事業名 ※（　）は本市における事業名	事業概要	提供区分
① 利用者支援事業 （子育て支援センター、こども家庭センターにおける相談）	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援等を実施し、個々に応じた支援計画を作成する事業	全市
② 延長保育事業 （延長保育事業）	保育認定を受けた園児について、通常の利用日及び利用時間以外の日時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業	提供区域
③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業	全市
④ 多様な主体が参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業	全市
⑤ 放課後児童健全育成事業 （児童クラブ事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業	提供区域

事業名 ※（　）は本市における事業名	事業概要	提供区分
⑥ 子育て短期支援事業 （ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業)】	全市
⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	生後３か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	全市
⑧ 養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会及び要保護児童等に対する支援に資する事業 （育児支援家庭訪問事業、子ども家庭支援ネットワーク協議会）	【養育支援訪問事業】 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業)】 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業	全市
⑨ 地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	提供区域
⑩ 一時預かり事業（一時預かり保育事業、認定こども園短時部における預かり保育事業）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	提供区域
⑪ 病児保育事業 （病児・病後児保育事業、体調不良型事業）	病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	全市

事業名 ※（　）は本市における事業名	事業概要	提供区分
⑫ 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	全市
⑬ 妊婦健康診査事業 （妊婦健康診査事業）	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	全市
⑭ 子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業	全市
⑮ 児童育成支援拠点事業	養育環境等にサポートが必要な、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を行う事業	全市
⑯ 親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業	全市
⑰ 妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業	全市

事業名 ※（　）は本市における事業名	事業概要	提供区分
⑱ 乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	現行の幼児教育・保育サービスに加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付事業	全市
⑲ 産後ケア事業 （子育て世代包括支援事業）	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業	全市

（３）保育の必要性の認定

①認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は６つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育	１号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満３歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（短時部）
	２号認定	満３歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時部）
	３号認定	満３歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時部） 地域型保育事業
施設等利用給付	新１号認定	満３歳以上の小学校就学前子どもであって、新２号認定子ども・新３号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新２号認定	満３歳に達する日以後最初の３月３１日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満３歳入園児は新３号、年少児からは新２号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（２歳児まで新３号、３歳児からは新２号）
	新３号認定	満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

②保育を必要とする事由

保育園などで保育を希望する場合の保育認定（２号認定、３号認定、新２号認定、新３号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

・就労（月 48 時間以上）
・妊娠、出産
・疾病、障がい
・同居または長期入院などをしている親族の介護・看護
・災害復旧
・求職活動
・就学
・虐待やＤＶのおそれがあること
・育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

③保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

・「保育標準時間」認定：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）
・「保育短時間」認定：パートタイム就労などを想定した利用時間（８時間以内）

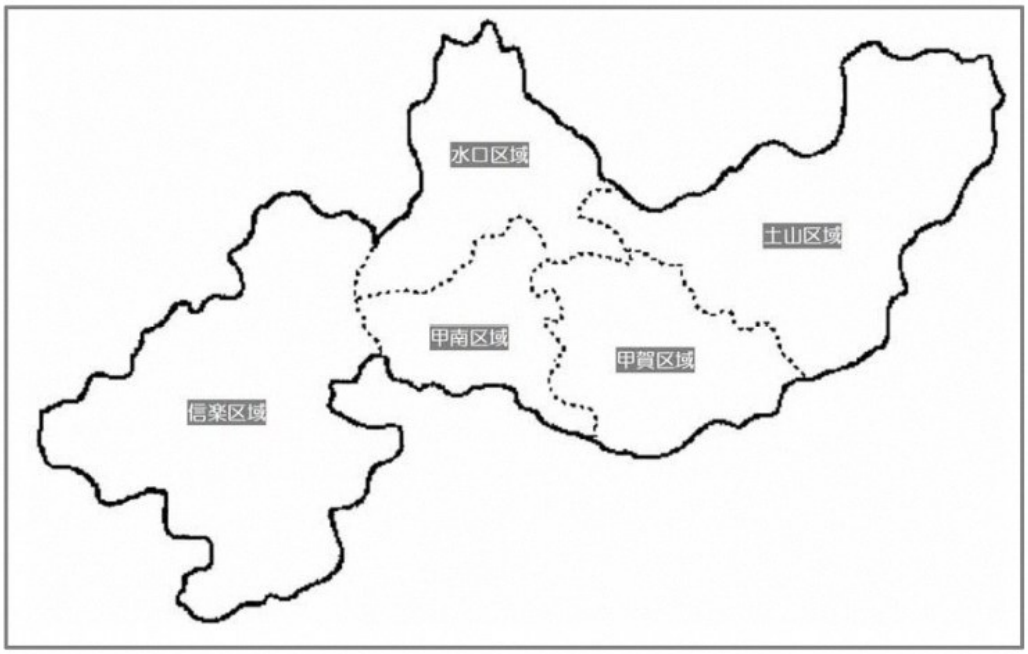
2 教育・保育提供区域

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスをみて、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することが求められます。

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第２項第１号において、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

本計画においても第３期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画を継承し、日常的な生活利便性を確保する生活圏域としてのまとまりがある次の５つの区域を「教育・保育提供区域」として設定します。

甲賀市の教育・保育提供区域（５区域）
「水口区域」、「土山区域」、「甲賀区域」、「甲南区域」及び「信楽区域」



3 将来の子ども人口推計

＜推計方法＞

令和２年（2020年）から令和６年（2024年）の住民基本台帳（各年４月１日）における実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計

（１）市全体の将来子ども人口

本市の０～17歳の子ども人口については今後も減少し、令和６年（2024年）の13,165人から令和11年（2029年）には11,735人と、５年間で1,430人程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（０～５歳）については、3,612人から3,173人と439人程度の減少、小学生（６～11歳）については4,490人から3,899人と591人程度の減少、中学生（12～14歳）については2,442人から2,232人と210人程度の減少、高校生（15～17歳）については2,621人から2,431人へと190人程度の減少が、それぞれ見込まれます。

単位：人

	実　績					推　計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
子ども人口	14,373	14,083	13,757	13,476	13,165	12,895	12,593	12,271	11,983	11,735
就学前（０～５歳）	4,088	4,002	3,866	3,737	3,612	3,475	3,410	3,302	3,258	3,173
０～２歳	1,918	1,891	1,773	1,763	1,643	1,624	1,571	1,595	1,565	1,536
３～５歳	2,170	2,111	2,093	1,974	1,969	1,851	1,839	1,707	1,693	1,637
小学生（６～11歳）	4,887	4,787	4,654	4,615	4,490	4,367	4,230	4,130	4,010	3,899
低学年（６～８歳）	2,394	2,361	2,226	2,200	2,118	2,126	2,020	1,995	1,873	1,863
高学年（９～11歳）	2,493	2,426	2,428	2,415	2,372	2,241	2,210	2,135	2,137	2,036
中学生（12～14歳）	2,609	2,629	2,605	2,529	2,442	2,454	2,437	2,402	2,265	2,232
高校生（15～17歳）	2,789	2,665	2,632	2,595	2,621	2,599	2,516	2,437	2,450	2,431
子ども人口の対人口比	15.9%	15.7%	15.4%	15.2%	14.9%	14.7%	14.5%	14.2%	14.0%	13.8%

※実績値は住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）教育・保育提供区域別の将来子ども人口

①水口区域

水口区域の０～17歳の子ども人口については今後も減少し、令和６年（2024年）の6,771人から令和11年（2029年）には6,079人と、５年間で692人程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（０～５歳）については、1,970人から1,761人と209人程度の減少、小学生（６～11歳）については2,241人から1,997人と244人程度の減少、中学生（12～14歳）については1,246人から1,078人と168人程度の減少、高校生（15～17歳）については1,314人から1,243人へと71人程度の減少が、それぞれ見込まれます。

	実　績					推　計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
子ども人口	7,379	7,215	7,078	6,916	6,771	6,645	6,510	6,351	6,202	6,079
就学前（０～５歳）	2,150	2,139	2,077	2,013	1,970	1,884	1,872	1,818	1,791	1,761
０～２歳	1,060	1,055	972	975	923	909	893	899	884	870
３～５歳	1,090	1,084	1,105	1,038	1,047	975	979	919	907	891
小学生（６～11歳）	2,506	2,425	2,346	2,303	2,241	2,207	2,103	2,092	2,050	1,997
低学年（６～８歳）	1,225	1,183	1,122	1,074	1,063	1,095	1,036	1,032	959	964
高学年（９～11歳）	1,281	1,242	1,224	1,229	1,178	1,112	1,067	1,060	1,091	1,033
中学生（12～14歳）	1,300	1,309	1,320	1,298	1,246	1,235	1,242	1,193	1,124	1,078
高校生（15～17歳）	1,423	1,342	1,335	1,302	1,314	1,319	1,293	1,248	1,237	1,243
子ども人口の対人口比	17.9%	17.5%	17.2%	16.8%	16.5%	16.3%	16.0%	15.6%	15.3%	15.1%

②土山区域

土山区域の０～17歳の子ども人口については今後も減少し、令和６年（2024年）の727人から2029年（令和11年）には614人と、５年間で113人程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（０～５歳）については、183人から152人と31人程度の減少、小学生（６～11歳）については233人から204人と29人程度の減少、中学生（12～14歳）については152人から122人と30人程度の減少、高校生（15～17歳）については159人から136人へと23人程度の減少が、それぞれ見込まれます。

単位：人

	実績					推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
子ども人口	849	816	773	766	727	696	673	655	630	614
就学前（０～５歳）	201	194	184	199	183	176	168	167	165	152
０～２歳	92	92	83	90	83	85	75	73	68	66
３～５歳	109	102	101	109	100	91	93	94	97	86
小学生（６～11歳）	274	271	265	252	233	224	222	209	194	204
低学年（６～８歳）	136	129	122	112	104	101	107	101	91	94
高学年（９～11歳）	138	142	143	140	129	123	115	108	103	110
中学生（12～14歳）	177	173	155	148	152	152	147	138	130	122
高校生（15～17歳）	197	178	169	167	159	144	136	141	141	136
子ども人口の対人口比	11.6%	11.3%	11.1%	11.1%	10.7%	10.4%	10.3%	10.2%	10.0%	10.0%

③甲賀区域

甲賀区域の０～17歳の子ども人口については今後も減少し、令和６年（2024年）の1,179人から令和11年（2029年）には1,026人と、５年間で153人程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（０～５歳）については、294人から245人と49人程度の減少、小学生（６～11歳）については409人から366人と43人程度の減少、中学生（12～14歳）については230人から213人と17人程度の減少、高校生（15～17歳）については246人から202人へと44人程度の減少が、それぞれ見込まれます。

単位：人

	実績					推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
子ども人口	1,323	1,314	1,279	1,236	1,179	1,157	1,117	1,084	1,051	1,026
就学前（０～５歳）	361	363	352	325	294	296	277	263	263	245
０～２歳	164	153	157	145	125	128	114	123	120	116
３～５歳	197	210	195	180	169	168	163	140	143	129
小学生（６～11歳）	437	422	406	412	409	389	403	398	378	366
低学年（６～８歳）	196	190	189	209	216	198	190	178	177	172
高学年（９～11歳）	241	232	217	203	193	191	213	220	201	194
中学生（12～14歳）	259	251	257	241	230	219	203	194	192	213
高校生（15～17歳）	266	278	264	258	246	253	234	229	218	202
子ども人口の対人口比	13.4%	13.5%	13.4%	13.1%	12.7%	12.7%	12.4%	12.3%	12.1%	12.0%

④甲南区域

甲南区域の０～17歳の子ども人口については今後も減少し、令和６年（2024年）の3,478人から令和11年（2029年）には3,230人と、５年間で248人程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（０～５歳）については、946人から839人と107人程度の減少、小学生（６～11歳）については1,244人から1,089人と155人程度の減少、中学生（12～14歳）については617人から644人と27人程度の増加、高校生（15～17歳）については671人から658人へと13人程度の減少が、それぞれ見込まれます。

単位：人

	実績					推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
子ども人口	3,577	3,565	3,530	3,499	3,478	3,420	3,366	3,310	3,271	3,230
就学前（０～５歳）	1,079	1,036	1,008	970	946	905	886	863	848	839
０～２歳	485	477	453	441	413	401	397	411	407	402
３～５歳	594	559	555	529	533	504	489	452	441	437
小学生（６～11歳）	1,249	1,268	1,257	1,268	1,244	1,225	1,196	1,143	1,131	1,089
低学年（６～８歳）	635	659	618	622	571	590	561	558	529	514
高学年（９～11歳）	614	609	639	646	673	635	635	585	602	575
中学生（12～14歳）	634	665	643	625	617	643	653	682	644	644
高校生（15～17歳）	615	596	622	636	671	647	631	622	648	658
子ども人口の対人口比	17.1%	17.1%	17.0%	16.8%	16.7%	16.4%	16.2%	16.0%	15.8%	15.7%

⑤信楽区域

信楽区域の０～17歳の子ども人口については今後も減少し、令和６年（2024年）の1,010人から令和11年（2029年）には786人と、５年間で224人程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（０～５歳）については、219人から176人と43人程度の減少、小学生（６～11歳）については363人から243人と120人程度の減少、中学生（12～14歳）については197人から175人と22人程度の減少、高校生（15～17歳）については231人から192人へと39人程度の減少が、それぞれ見込まれます。

単位：人

	実　績					推　計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
子ども人口	1,245	1,173	1,097	1,059	1,010	977	927	871	829	786
就学前（０～５歳）	297	270	245	230	219	214	207	191	191	176
０～２歳	117	114	108	112	99	101	92	89	86	82
３～５歳	180	156	137	118	120	113	115	102	105	94
小学生（６～11歳）	421	401	380	380	363	322	306	288	257	243
低学年（６～８歳）	202	200	175	183	164	142	126	126	117	119
高学年（９～11歳）	219	201	205	197	199	180	180	162	140	124
中学生（12～14歳）	239	231	230	217	197	205	192	195	175	175
高校生（15～17歳）	288	271	242	232	231	236	222	197	206	192
子ども人口の対人口比	11.1%	10.7%	10.3%	10.1%	9.8%	9.6%	9.3%	8.9%	8.7%	8.4%

4 教育・保育の量の見込みと確保の内容

（１）幼児期の教育・保育の量の見込みの考え方

【量の見込みの考え方】

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」は、原則として推計した将来の子ども人口に、教育・保育の認定の令和２年度から令和５年度の利用率（年齢別人口に対する、認定者数の割合）が増加傾向にある場合は回帰式（R^2値が 0.8 以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を乗じて算出しています。

なお、認定者数は各年度末の数字を用いることとし、各年度を通した需要を正確に反映できるように算定しています。

（２）幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容及び時期

教育・保育提供区域別の「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備・調整等を計画的に実施していきます。

※確保の内容については各年度を通した確保量

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

実績値から２号・３号（０歳）の保育を希望する児童の利用率が増加することを想定し、１号の教育を希望する児童、３号（１、２歳）の保育を希望する児童の利用率が横ばいを見込んでいます。水口区域の児童数が減少傾向であるため、全体的に利用人数が減ることが想定されますが、提供量を一定確保していきます。

単位：人

水口区域		令和７年度						令和８年度					
		１号認定 ３－５歳 教育のみ	２号認定		３号認定			１号認定 ３－５歳 教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳		３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				975	304	293	312			979	298	310	285
①量の見込み（必要利用定員総数）		110	－	832	140	172	213	106	－	840	152	182	195
需要率（%）		11.3	－	85.3	46.1	58.7	68.3	10.8	－	85.8	51.0	58.7	68.4
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	116	－	902	115	148	157	116	－	902	106	143	174
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	38	55	73	0	－	0	49	61	53
	提供量合計	116	－	902	153	203	230	116	－	902	155	204	227
②-①		6	－	70	13	31	17	10	－	62	3	22	32

水口区域		令和９年度						令和10年度					
		１号認定 ３－５歳 教育のみ	２号認定		３号認定			１号認定 ３－５歳 教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳		３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				919	293	304	302			907	289	299	296
①量の見込み（必要利用定員総数）		97	－	791	164	178	206	92	－	784	175	175	202
需要率（%）		10.6	－	86.1	56.0	58.6	68.2	10.1	－	86.4	60.6	58.5	68.2
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	106	－	849	119	150	179	101	－	841	131	158	179
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	49	53	48	0	－	0	49	53	48
	提供量合計	106	－	849	168	203	227	101	－	841	180	211	227
②-①		9	－	58	4	25	21	9	－	57	5	36	25

水口区域		令和11年度					
		１号認定 ３－５歳 教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				891	285	294	291
①量の見込み（必要利用定員総数）		88	－	773	187	173	199
需要率（%）		9.9	－	86.8	65.6	58.8	68.4
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	96	－	829	140	138	159
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	49	53	48
	提供量合計	96	－	829	189	191	207
②-①		8	－	56	2	18	8

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

実績値から２号・３号の保育を希望する児童、１号の教育を希望する児童の利用率が横ばいを見込んでいます。土山区域の児童数が減少傾向であるため、全体的に利用人数が減ることが想定されますが、提供量を一定確保していきます。

単位：人

土山区域		令和７年度						令和８年度					
		１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定			１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳		３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				91	23	25	37			93	21	26	28
①量の見込み（必要利用定員総数）		5	－	86	12	16	33	5	－	88	11	17	25
需要率（%）		5.5	－	94.5	52.2	64.0	89.2	5.4	－	94.6	52.4	65.4	89.3
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	10	－	94	14	24	36	10	－	94	15	23	28
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0
	提供量合計	10	－	94	14	24	36	10	－	94	15	23	28
②-①		5	－	8	2	8	3	5	－	6	4	6	3

土山区域		令和９年度						令和10年度					
		１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定			１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳		３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				94	21	23	29			97	20	23	25
①量の見込み（必要利用定員総数）		5	－	89	11	15	26	6	－	91	10	15	22
需要率（%）		5.3	－	94.7	52.4	65.2	89.7	6.2	－	93.8	50.0	65.2	88.0
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	10	－	94	15	23	28	10	－	94	15	23	28
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0
	提供量合計	10	－	94	15	23	28	10	－	94	15	23	28
②-①		5	－	5	4	8	2	4	－	3	5	8	6

土山区域		令和11年度					
		１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				86	19	22	25
①量の見込み（必要利用定員総数）		5	－	81	10	14	22
需要率（%）		5.8	－	94.2	52.6	63.6	88.0
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	10	－	94	15	23	28
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	0	0	0
	提供量合計	10	－	94	15	23	28
②-①		5	－	13	5	9	6

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

実績値から２号・３号の保育を希望する児童、１号の教育を希望する児童の利用率が横ばいを見込んでいます。甲賀区域の児童数が減少傾向であるため、全体的に利用人数が減ることが想定されますが、提供量を一定確保していきます。

単位：人

甲賀区域		令和７年度						令和８年度					
		１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定			１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳		３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				168	41	31	56			163	40	42	32
①量の見込み（必要利用定員総数）		17	－	151	15	18	44	16	－	147	14	25	25
需要率（%）		10.1	－	89.9	36.6	58.1	78.6	9.8	－	90.2	35.0	59.5	78.1
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	17	－	204	17	26	47	17	－	204	17	31	38
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0
	提供量合計	17	－	204	17	26	47	17	－	204	17	31	38
②-①		0	－	53	2	8	3	1	－	57	3	6	13

甲賀区域		令和９年度						令和10年度					
		１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定			１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳		３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				140	38	41	44			143	38	39	43
①量の見込み（必要利用定員総数）		14	－	126	14	24	35	14	－	129	14	23	34
需要率（%）		10.1	－	89.9	36.1	59.0	78.0	9.8	－	90.2	36.8	59	79.1
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	17	－	174	17	25	38	17	－	174	17	25	38
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0
	提供量合計	17	－	174	17	25	38	17	－	174	17	25	38
②-①		3	－	48	3	1	3	3	－	45	3	2	4

甲賀区域		令和11年度					
		１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				129	36	39	41
①量の見込み（必要利用定員総数）		13	0	116	13	23	32
需要率（%）		10.1	－	89.9	36.1	59.0	78.0
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	17	－	159	17	25	38
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	0	0	0
	提供量合計	17	－	159	17	25	38
②-①		4	－	43	4	2	6

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

実績値から１号の教育を希望する児童、３号（０歳）の保育を希望する児童の利用率が増加することを想定し、２号、３号（１、２歳）の保育を希望する児童の利用率が横ばいを見込んでいます。甲南区域の児童数が減少傾向であるため、全体的に利用人数が減ることが想定されますが、提供量を一定確保していきます。

単位：人

甲南区域		令和７年度						令和８年度					
		１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定			１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳		３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				504	130	123	148			589	130	138	129
①量の見込み（必要利用定員総数）		55	－	430	45	58	89	52	－	419	49	65	78
需要率（%）		10.9	－	85.3	34.6	47.2	60.1	8.8	－	71.1	37.7	47.1	60.5
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	59	－	448	45	74	90	59	－	448	46	71	89
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	3	8	8	0	－	0	6	8	5
	提供量合計	59	－	448	48	82	98	59	－	448	52	79	94
②-①		4	－	18	3	24	9	7	－	29	3	14	16

甲南区域		令和９年度						令和10年度					
		１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定			１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳		３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				452	128	138	145			441	126	136	145
①量の見込み（必要利用定員総数）		42	－	393	52	65	87	39	－	385	55	64	87
需要率（%）		9.3	－	86.9	40.6	47.1	60.0	8.8	－	87.3	43.7	47.1	60.0
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	49	－	435	46	67	93	49	－	435	51	64	91
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	6	7	6	0	－	0	6	7	6
	提供量合計	49	－	435	52	74	99	49	－	435	57	71	97
②-①		7	－	42	0	9	12	10	－	50	2	7	10

甲南区域		令和11年度					
		１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				437	125	134	143
①量の見込み（必要利用定員総数）		39	－	381	58	63	86
需要率（%）		8.9	－	87.2	46.4	47.0	60.1
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	49	－	435	56	62	88
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	6	7	6
	提供量合計	49	－	435	62	69	94
②-①		10	－	54	4	6	8

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

実績値から２号の保育を希望する児童の利用率が増加することを想定し、１号の教育を希望する児童、３号の保育を希望する児童の利用率が横ばいを見込んでいます。信楽区域の児童数が減少傾向であるため、全体的に利用人数が減ることが想定されますが、提供量を一定確保していきます。

単位：人

信楽区域		令和７年度						令和８年度					
		１号認定 ３－５歳 教育のみ	２号認定		３号認定			１号認定 ３－５歳 教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳		３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				113	30	30	41			115	29	31	32
①量の見込み（必要利用定員総数）		6	－	107	11	19	32	6	－	109	11	20	25
需要率（%）		5.3	－	94.7	36.7	63.3	78.0	5.2	－	94.8	37.9	64.5	78.1
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	12	－	117	15	26	38	12	－	117	12	27	26
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0
	提供量合計	12	－	117	15	26	38	12	－	117	12	27	26
②-①		6	－	10	4	7	6	6	－	8	1	7	1

信楽区域		令和９年度						令和10年度					
		１号認定 ３－５歳 教育のみ	２号認定		３号認定			１号認定 ３－５歳 教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳		３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				102	27	30	32			105	27	28	31
①量の見込み（必要利用定員総数）		6	－	96	10	19	25	6	－	99	10	18	25
需要率（%）		5.9	－	94.1	37.0	63.3	78.1	5.7	－	94.3	37.0	64.3	80.6
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	12	－	102	12	27	26	12	－	102	12	27	26
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0
	提供量合計	12	－	102	12	27	26	12	－	102	12	27	26
②-①		6	－	6	2	8	1	6	－	3	2	9	1

信楽区域		令和11年度					
		１号認定 ３－５歳 教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				94	25	28	29
①量の見込み（必要利用定員総数）		5	－	89	9	18	23
需要率（%）		5.3	－	94.7	36.0	64.3	79.3
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	12	－	100	12	27	26
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	0	0	0
	提供量合計	12	－	100	12	27	26
②-①		7	－	11	3	9	3

⑥全市【参考】

単位：人

市全域		令和７年度						令和８年度					
		１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定			１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳		３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				1,851	528	502	594			1,839	518	547	506
①量の見込み（必要利用定員総数）		193	－	1,606	223	283	411	185	－	1,603	237	309	348
需要率（%）		10.4	－	86.8	42.2	56.4	69.2	9.5	－	82.7	45.8	56.5	68.8
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	214	－	1,765	206	298	368	214	－	1,765	196	295	355
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	41	63	81	0	－	0	55	69	58
	提供量合計	214	－	1,765	247	361	449	214	－	1,765	251	364	413
②-①		21	－	159	24	78	38	29	－	162	14	55	65

市全域		令和９年度						令和10年度					
		１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定			１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳		３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				1,707	507	536	552			1,693	500	525	540
①量の見込み（必要利用定員総数）		164	－	1,495	251	301	379	157	－	1,488	264	295	370
需要率（%）		9.6	－	87.6	49.5	56.2	68.7	9.3	－	87.9	52.8	56.2	68.5
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	194	－	1,654	209	292	364	189	－	1,646	226	297	362
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	55	60	54	0	－	0	55	60	54
	提供量合計	194	－	1,654	264	352	418	189	－	1,646	281	357	416
②-①		30	－	159	13	51	39	32	－	158	17	62	46

市全域		令和11年度					
		１号認定３－５歳教育のみ	２号認定		３号認定		
			３－５歳		０歳	１歳	２歳
			幼希望	その他	保育必要		
（参考）児童数推計				1,637	490	517	529
①量の見込み（必要利用定員総数）		150	－	1,440	277	291	362
需要率（%）		9.2	－	88.0	56.5	56.3	68.4
②確保の内容	特定教育・保育施設（保育園等）	184	－	1,617	240	275	339
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	55	60	54
	提供量合計	184	－	1,617	295	335	393
②-①		34	－	177	18	44	31

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

（１）利用者支援事業（子育て支援センター、こども家庭センターにおける相談）　全市区域事業

【提供体制・確保方策の考え方】

子育て支援センター（基本型）は利用者支援と地域連携の体制を維持します。

こども家庭センターは全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を担います。

地域子育て相談機関は、子育て世帯に相談支援や情報提供を行いながら、必要に応じてこども家庭センターと連携します。

各区域に１箇所ずつ計５箇所を確保します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	基本型	箇所	5	5	5	5	5
	地域子育て相談機関	箇所	5	5	5	5	5
	特定型	箇所	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	箇所	5	5	5	5	5
確保方策	基本型	箇所	5	5	5	5	5
	地域子育て相談機関	箇所	5	5	5	5	5
	特定型	箇所	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	箇所	5	5	5	5	5

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	妊娠届出数	人	518	507	500	490	480
	妊婦等包括相談支援	相談件数	1,138	1,114	1,100	1,078	1,056
②確保方策	妊婦等包括相談支援	相談件数	1,138	1,114	1,100	1,078	1,056
②-①		相談件数	0	0	0	0	0

（２）延長保育事業（延長保育事業）

【量の見込みの考え方】

推計した将来の子ども人口に、令和２年度から令和５年度の利用率（年齢別人口に対する、認定者数の割合）が増加傾向にある場合は回帰式（R^2値が 0.8 以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を乗じて算出しています。

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

今後も継続した利用が見込まれるため、提供区域内で４箇所の施設を確保します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人	177	176	171	169	166
②確保方策	実人数	人	177	176	171	169	166
	施設	箇所	4	4	4	4	4
②-①		人	0	0	0	0	0

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

今後も継続した利用が見込まれるため、提供区域内で１箇所の施設を確保します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人	46	44	44	44	40
②確保方策	実人数	人	46	44	44	44	40
	施設	箇所	1	1	1	1	1
②-①		人	0	0	0	0	0

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

今後も継続した利用が見込まれるため、提供区域内で１箇所の施設を確保します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人	54	50	48	48	44
②確保方策	実人数	人	54	50	48	48	44
	施設	箇所	1	1	1	1	1
②-①		人	0	0	0	0	0

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

今後も継続した利用が見込まれるため、提供区域内で２箇所の施設を確保します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人	105	103	101	99	98
②確保方策	実人数	人	105	103	101	99	98
	施設	箇所	2	2	2	2	2
②-①		人	0	0	0	0	0

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

利用見込みの減少が顕著ですが、提供区域内で２箇所の施設を確保します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人	23	23	21	21	19
②確保方策	実人数	人	23	23	21	21	19
	施設	箇所	2	2	2	2	2
②-①		人	0	0	0	0	0

⑥全市【参考】

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人	405	396	385	381	367
②確保方策	実人数	人	405	396	385	381	367
	施設	箇所	10	10	10	10	10
②-①		人	0	0	0	0	0

（３）実費徴収に係る補足給付を行う事業　全市区域事業

特定教育・保育施設を利用する生活保護世帯に対し、保護者が負担する日用品等の補足給付を、必要な世帯数確保します。

（４）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業　全市区域事業

特定教育・保育施設等への民間事業者等の参入を促進し、継続した安心・安全な運営を支援するため、施設等への巡回支援を行うなどの事業を確保します。

（５）放課後児童健全育成事（児童クラブ事業）

〈放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）〉

【量の見込みの考え方】

実績値から利用率（年齢別人口に対する、利用者数の割合）が増加傾向にある場合は回帰式（R^2値が 0.8 以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を、将来の小学生の児童数に乗じて算出しています。

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童支援員の資質向上及び処遇の改善をします。
利用者の動向を注視し、必要な場合は施設の整備を行います。
民設民営による整備も検討します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
１年生（６歳）人口推計		人	388	307	344	314	312
２年生（７歳）人口推計		人	345	384	304	341	311
３年生（８歳）人口推計		人	362	345	384	304	341
４年生（９歳）人口推計		人	352	361	344	383	303
５年生（10 歳）人口推計		人	352	353	362	345	384
６年生（11 歳）人口推計		人	408	353	354	363	346
①量の見込み	１年生（６歳）	人	241	206	247	241	254
	２年生（７歳）	人	165	184	145	163	149
	３年生（８歳）	人	161	153	171	135	152
	４年生（９歳）	人	98	101	96	107	85
	５年生（10 歳）	人	53	53	54	52	58
	６年生（11 歳）	人	17	15	15	16	15
	計	人	735	712	728	714	713
②確保方策	登録児童数	人	735	712	728	714	713
	支援単位数	単位	21	21	21	21	21
②-①		人	0	0	0	0	0

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童支援員の資質向上及び処遇の改善をします。

利用者の動向を注視し、必要な場合は施設の整備を行います。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
１年生（６歳）人口推計		人	39	35	28	28	38
２年生（７歳）人口推計		人	33	39	35	28	28
３年生（８歳）人口推計		人	29	33	38	35	28
４年生（９歳）人口推計		人	43	30	34	39	36
５年生（10 歳）人口推計		人	41	43	30	34	39
６年生（11 歳）人口推計		人	39	42	44	30	35
①量の見込み	１年生（６歳）	人	19	17	14	14	19
	２年生（７歳）	人	20	26	25	21	23
	３年生（８歳）	人	13	14	17	15	12
	４年生（９歳）	人	15	11	12	14	13
	５年生（10 歳）	人	5	5	3	4	5
	６年生（11 歳）	人	3	3	3	2	3
	計	人	75	76	74	70	75
②確保方策	登録児童数	人	75	76	74	70	75
	支援単位数	単位	3	3	3	3	3
②－①		人	0	0	0	0	0

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童支援員の資質向上及び処遇の改善をします。

利用者の動向を注視し、必要な場合は施設の整備を行います。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
１年生（６歳）人口推計		人	49	67	61	47	63
２年生（７歳）人口推計		人	74	49	68	62	47
３年生（８歳）人口推計		人	75	74	49	68	62
４年生（９歳）人口推計		人	69	75	74	50	69
５年生（10 歳）人口推計		人	68	70	76	75	50
６年生（11 歳）人口推計		人	54	68	70	76	75
①量の見込み	１年生（６歳）	人	26	35	32	24	33
	２年生（７歳）	人	37	25	34	31	24
	３年生（８歳）	人	33	33	22	30	27
	４年生（９歳）	人	24	26	25	17	24
	５年生（10 歳）	人	14	14	15	15	10
	６年生（11 歳）	人	5	6	6	6	6
	計	人	139	139	134	123	124
②確保方策	登録児童数	人	139	139	134	123	124
	支援単位数	単位	5	5	5	5	5
②－①		人	0	0	0	0	0

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童支援員の資質向上及び処遇の改善をします。
利用者の動向を注視し、必要な場合は施設の整備を行います。
民設民営による整備も検討します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
１年生（６歳）人口推計		人	200	176	178	169	161
２年生（７歳）人口推計		人	182	200	177	179	170
３年生（８歳）人口推計		人	208	185	203	181	183
４年生（９歳）人口推計		人	187	210	186	204	183
５年生（10 歳）人口推計		人	236	187	210	186	204
６年生（11 歳）人口推計		人	212	238	189	212	188
①量の見込み	１年生（６歳）	人	136	123	124	118	112
	２年生（７歳）	人	92	101	89	90	86
	３年生（８歳）	人	101	90	99	88	89
	４年生（９歳）	人	48	54	48	53	47
	５年生（10 歳）	人	40	34	38	34	37
	６年生（11 歳）	人	13	15	12	13	12
	計	人	430	417	410	396	383
②確保方策	登録児童数	人	430	417	410	396	383
	支援単位数	単位	11	11	11	11	11
②－①		人	0	0	0	0	0

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童支援員の資質向上及び処遇の改善をします。
利用者の動向を注視し、必要な場合は施設の整備を行います。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
１年生（６歳）人口推計		人	39	39	46	30	42
２年生（７歳）人口推計		人	47	40	40	47	31
３年生（８歳）人口推計		人	56	47	40	40	46
４年生（９歳）人口推計		人	61	56	47	39	39
５年生（10 歳）人口推計		人	64	60	55	46	39
６年生（11 歳）人口推計		人	55	64	60	55	46
①量の見込み	１年生（６歳）	人	16	16	19	13	18
	２年生（７歳）	人	16	14	14	16	11
	３年生（８歳）	人	16	14	12	12	13
	４年生（９歳）	人	13	12	10	8	8
	５年生（10 歳）	人	8	7	7	6	5
	６年生（11 歳）	人	4	5	5	4	4
	計	人	73	68	67	59	59
②確保方策	登録児童数	人	73	68	67	59	59
	支援単位数	単位	4	4	4	4	4
②－①		人	0	0	0	0	0

⑥全市【参考】

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
１年生（６歳）人口推計		人	715	624	657	588	616
２年生（７歳）人口推計		人	681	712	624	657	587
３年生（８歳）人口推計		人	730	684	714	628	660
４年生（９歳）人口推計		人	712	732	685	715	630
５年生（10 歳）人口推計		人	761	713	733	686	716
６年生（11 歳）人口推計		人	768	765	717	736	690
①量の見込み	１年生（６歳）	人	373	325	342	307	320
	２年生（７歳）	人	329	360	324	351	329
	３年生（８歳）	人	272	256	267	236	245
	４年生（９歳）	人	189	194	182	188	168
	５年生（10 歳）	人	120	114	117	110	116
	６年生（11 歳）	人	50	51	47	48	46
	計	人	1,333	1,300	1,279	1,240	1,224
②確保方策	登録児童数	人	1,333	1,300	1,279	1,240	1,224
	支援単位数	単位	44	44	44	44	44
②－①		人	0	0	0	0	0

〈放課後子ども教室〉 全市区域事業

【児童クラブ事業及び放課後子ども教室の一体的、または連携による実施に関する具体的な方策】

公民館、学校、児童クラブ、自治振興会などの各事業を一体的に取り組み、放課後子ども教室を通して家庭教育力向上や地域住民とのつながりづくりを含めた事業を実施します。

【小学校の余裕教室等の児童クラブ事業及び放課後子ども教室への活動に関する具体的な方策】

コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を含め、甲賀市学校開放条例ならびに甲賀市余裕教室ガイドラインに基づき自治振興会事業や公民館事業などにより、学校施設を活用した子ども教室を実施します。

■放課後子ども教室の整備

項目	令和６年度	令和 11 年度	小学校区
小学校区数	8	15	未定
開設教室数	週 50	週 50	未定
一体型教室	0	0	未定

※開催する小学校区は、公民館事業の実施状況、コミュニティ・スクールなどの設立状況や自治振興会の意思などにより変動するため、未定とします。

（６）子育て短期支援事業（ｼｮｰﾄｽﾃｲ事業、ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃｲ事業）　全市区域事業

【量の見込みの考え方】

令和２年度から令和５年度の利用率（年齢別人口に対する、利用者数の割合）が増加傾向にある場合は回帰式（R^2値が 0.8 以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を、将来の子どもの人口に乗じて算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

受け入れ施設を確保し、事業を実施します。

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人日	47	52	56	60	64
②確保方策	人日	47	52	56	60	64
②-①	人日	0	0	0	0	0

（７）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

全市区域事業

【量の見込みの考え方】

将来の０歳人口のいる家庭すべてに対して、実施することを見込んでいます。

【提供体制・確保方策の考え方】

訪問率を高めるため、関係機関と連携し、事業の周知啓発活動を充実します。

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０歳人口推計	人	528	518	507	500	490
①量の見込み	人	528	518	507	500	490
②確保方策	人	528	518	507	500	490
訪問率	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（８）養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会及び要保護児童等に対する支援に資する事業（育児支援家庭訪問事業、子ども家庭支援ネットワーク協議会）　全市区域事業

【量の見込みの考え方】

令和２年度から令和５年度の利用率（年齢別人口に対する、認定者数の割合）の最大利用率を、将来の０～５歳の人口に乗じて算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

養育支援が必要なケースの掘り起こしを行い、早期の対応を図るため他課との連携体制を整備します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	訪問世帯	世帯	19	18	18	18	17
	訪問世帯	回	285	270	270	270	255
②確保方策	訪問世帯	回	285	270	270	270	255

（９）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【量の見込みの考え方】

令和２年度から令和５年度の利用率（年齢別人口に対する、認定者数の割合）が増加傾向にある場合は回帰式（R^2値が 0.8 以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を、将来の０～５歳の人口に乗じて算出しています。

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

子育てに関する相談・援助に対応するための体制を充実します。

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人日/月	717	801	864	935	1,003
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

子育てに関する相談・援助に対応するための体制を充実します。

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人日/月	199	190	189	187	172
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

子育てに関する相談・援助に対応するための体制を充実します。

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人日/月	434	406	385	385	359
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

子育てに関する相談・援助に対応するための体制を充実します。

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人日/月	988	1,126	1,251	1,380	1,515
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

子育てに関する相談・援助に対応するための体制を充実します。

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人日/月	346	364	364	391	386
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

⑥全市【参考】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人日/月	2,684	2,887	3,053	3,278	3,435
確保方策	箇所	5	5	5	5	5

（10）一時預かり事業（一時預かり保育事業、認定こども園（短時部）における預かり保育事業）

〈認定こども園（短時部）での預かり保育〉

【量の見込みの考え方】

令和２年度から令和５年度の利用率（年齢別人口に対する、認定者数の割合）が増加傾向にある場合は回帰式（R^2値が 0.8 以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を、将来の３～５歳の人口に乗じて算出しています。

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

１号認定者数（認定こども園（短時部）の園児）は減少傾向にあり、量の見込みは減少となっていますが、提供区域内で一定の施設を確保します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人日	2,632	2,643	2,481	2,449	2,406
②確保方策	実人数	人日	2,632	2,643	2,481	2,449	2,406
	支援単位数	箇所	4	4	4	4	4
②－①		人日	0	0	0	0	0

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

１号認定者数（認定こども園（短時部）の園児）は減少傾向にあり、量の見込みは減少となっていますが、提供区域内１箇所の施設を確保します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人日	3	3	3	3	3
②確保方策	実人数	人日	3	3	3	3	3
	支援単位数	箇所	1	1	1	1	1
②－①		人日	0	0	0	0	0

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

１号認定者数（認定こども園（短時部）の園児）は減少傾向にあり、量の見込みは減少となっていますが、提供区域内で一定の施設を確保します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人日	13	13	11	11	10
②確保方策	実人数	人日	13	13	11	11	10
	支援単位数	箇所	2	2	2	2	2
②－①		人日	0	0	0	0	0

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

１号認定者数（認定こども園（短時部）の園児）は減少傾向での推移を見込んでいますが、子育てのための施設等利用給付の制度を踏まえ、一定の確保を行います。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人日	4,000	3,881	3,587	3,500	3,468
②確保方策	実人数	人日	4,000	3,881	3,587	3,500	3,468
	支援単位数	箇所	2	2	2	2	2
②－①		人日	0	0	0	0	0

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

１号認定者数（認定こども園（短時部）の園児）は減少傾向にあり、量の見込みは減少となっていますが、提供区域内１箇所の施設を確保します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人日	2	3	2	2	2
②確保方策	実人数	人日	2	3	2	2	2
	支援単位数	箇所	1	1	1	1	1
②－①		人日	0	0	0	0	0

⑥全市【参考】

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人日	6,650	6,543	6,084	5,965	5,889
②確保方策	実人数	人日	6,650	6,543	6,084	5,965	5,889
	支援単位数	箇所	10	10	10	10	10
②－①		人日	0	0	0	0	0

〈認定こども園（短時部）以外での一時預かり保育〉

【量の見込みの考え方】

令和２年度から令和５年度の利用率（年齢別人口に対する、認定者数の割合）が増加傾向にある場合は回帰式（R^2値が 0.8 以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を、将来の０～５歳の人口に乗じて算出しています。

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

入園時期の低年齢化に伴い、対象となる未就園児が減少すると見込まれますが、無償化による利用者の増加のため、提供区域内２箇所の施設を確保します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人日	933	927	901	887	872
②確保方策	実人数	人日	933	927	901	887	872
	施設数	箇所	2	2	2	2	2
②－①		人日	0	0	0	0	0

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

入園時期の低年齢化に伴い、対象となる未就園児が減少すると見込まれますが、無償化による利用者の増加のため、提供区域内１箇所の施設を確保します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人日	129	123	122	121	111
②確保方策	実人数	人日	129	123	122	121	111
	施設数	箇所	1	1	1	1	1
②－①		人日	0	0	0	0	0

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

入園時期の低年齢化に伴い、対象となる未就園児が減少すると見込まれますが、無償化による利用者の増加のため、提供区域内１箇所の施設を確保します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人日	217	204	193	193	180
②確保方策	実人数	人日	217	204	193	193	180
	施設数	箇所	1	1	1	1	1
②－①		人日	0	0	0	0	0

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

入園時期の低年齢化に伴い、対象となる未就園児が減少すると見込まれますが、無償化による利用者の増加のため、提供区域内３箇所の施設を確保します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人日	455	446	434	427	422
②確保方策	実人数	人日	455	446	434	427	422
	施設数	箇所	3	3	3	3	3
②－①		人日	0	0	0	0	0

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

入園時期の低年齢化に伴い、対象となる未就園児が減少すると見込まれますが、無償化による利用者の増加のため、提供区域内１箇所の施設を確保します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人日	150	146	134	134	124
②確保方策	実人数	人日	150	146	134	134	124
	施設数	箇所	1	1	1	1	1
②－①		人日	0	0	0	0	0

⑥全市【参考】

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人日	1,884	1,846	1,784	1,762	1,709
②確保方策	実人数	人日	1,884	1,846	1,784	1,762	1,709
	施設数	箇所	8	8	8	8	8
②－①		人日	0	0	0	0	0

（11）病児保育事業（病児・病後児保育事業、体調不良型事業）全市区域事業

【量の見込みの考え方】

令和２年度から令和５年度の利用率（年齢別人口に対する、利用者数の割合）が増加傾向にある場合は回帰式（R^2値が 0.8 以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を、将来の子どもの人口に乗じて算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

病後児保育を継続するとともに、病児保育を実施します。

体調不良型については、特定教育・保育施設における看護師等の配置を促進し、確保に努めます。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	病児・病後児保育	人日	285	333	378	423	463
②確保方策	病児病後児保育	人日	285	333	378	423	463
		箇所	1	1	1	1	1
	病児保育（体調不良型）	箇所	12	12	12	12	12
②－①		人日	0	0	0	0	0

（12）子育て援助活動支援事業（ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業）全市区域事業

【量の見込みの考え方】

令和２年度から令和５年度の利用率（年齢別人口に対する、会員数の割合）が増加傾向にある場合は回帰式（R^2値が 0.8 以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を、将来の子どもの人口に乗じて算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

新規会員の確保に向け、事業の周知啓発活動を充実します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	会員数	人	259	280	300	320	337
②確保方策		人	259	280	300	320	337
②-①		人	0	0	0	0	0

（13）妊婦健康診査事業（妊婦健康診査事業）全市区域事業

【量の見込みの考え方】

将来の０歳人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

丁寧な説明に努め、確実な実施につなげます。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０歳人口推計		人	528	518	507	500	490
①量の見込み	受診券配布人数	人	550	540	530	520	510
	受診件数	件	7,392	7,252	7,098	7,000	6,860
②確保方策	受診券配布人数	人	550	540	520	520	510
②-①		人	0	0	0	0	0

（14）子育て世帯訪問支援事業　全市区域事業

【概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

【現状】

甲賀市においては、令和６年度時点で未実施の事業です。

【量の見込みと確保方策】

今後、実施に向けて検討するとともに、中間見直しの時点で量の見込みと確保方策を設定します。

（15）児童育成支援拠点事業

【概要】

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

【現状】

甲賀市においては、令和６年度時点で未実施の事業です。

【量の見込みと確保方策】

今後、実施に向けて検討するとともに、中間見直しの時点で量の見込みと確保方策を設定します。

（16）親子関係形成支援事業

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

【現状】

甲賀市においては、令和６年度時点で未実施の事業です。

【量の見込みと確保方策】

今後、実施に向けて検討するとともに、中間見直しの時点で量の見込みと確保方策を設定します。

（17）産後ケア事業　全市区域事業

【概要】

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とした事業です。

【量の見込みと確保方策】

母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援をしていきます。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	短期入所	人日	60	60	70	70	70
	通所	人日	20	20	20	20	20
	訪問	人日	30	30	30	30	30
	計	人日	110	110	120	120	120
②確保方策	短期入所	人日	60	60	70	70	70
	通所	人日	20	20	20	20	20
	訪問	人日	30	30	30	30	30
	計	人日	110	110	120	120	120
②-①		人日	0	0	0	0	0

（18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【概要】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的として、０歳～２歳までの未就園児が、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

【量の見込みと確保方策】

令和８年度からの給付制度化に向けて、量の見込みと確保方策を設定します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人	－	43	43	43	43
②確保方策	実人数	人	－	43	43	43	43
	施設数	箇所	－	7	7	7	7
②－①		人	－	0	0	0	0

第6章

推進体制

1 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、「こどもまんなか社会」の実現に向け、行政の枠組みを超えた総合的な取り組みを展開します。こども・若者の「やりたい」と「自分らしさ」を支えるため、庁内各課の緊密な連携はもとより、国・県、近隣市町、さらには地域住民や企業、民間団体等とのネットワークを強化します。「オール甲賀」の推進体制により、施策の着実な実行と調整に努めます。



2 協働方針

本計画を地域全体の協働と連携により推進するため、本市における家庭、市民・地域、各種団体、企業及び市の役割を示します。

（1）家庭の役割

保護者とこどもの愛情ときずなを深めるとともに、こどもの心身の成長において家庭が最も重要であることを認識し、保護者としての責任を果たします。また、育児と家事の両立など、家庭内での協力により子育てを行います。

（2）市民・地域の役割

本市のこどもは社会の宝であることを理解し、市民・地域が「こども・子育て応援団」の一員として、こどもを見守り、育む活動を展開するなど、地域でこども・子育てを応援します。

（3）各種団体の役割

市民及び地域、企業、学校、市等と協働・連携し、地域特性を活かしたこども・子育て支援に関する活動を積極的に推進します。また、こどもや保護者が参加しやすい環境づくりを進め、子育て家庭を支える役割を担います。

（4）企業の役割

雇用環境の改善や父親の育児参加を念頭においた働き方の見直し、育児休業の取得支援など、就労と子育ての両立に取り組みます。また、企業も本市の一員として、こども・子育て支援に関する活動を積極的に推進します。

（5）学校・園の役割

こどもたちに人間形成の基礎として必要なものを共通に修得させるとともに、個人の特性に応じた豊かな個性と社会性の発達に取り組みます。また、保護者及び地域、企業、市等と協働・連携し、地域特性を活かした安心な子育て支援、教育に取り組みます。

（6）市の役割

家庭をはじめ、市民及び地域、各種団体、企業、学校等との協働や、国・県等との連携により、本計画に基づくこども施策を実施します。

2 計画の進捗管理・評価

本計画は、策定して終わりではなく、社会情勢の変化やこども・若者を取り巻く環境、そして市民のニーズに柔軟に対応し、着実に実効性を高めていく必要があります。

そのため、各施策に設定した「重要業績評価指標（KPI）」に基づき、「PDCAサイクル」を基本とした継続的な進捗管理を行います。

PDCA サイクル
イメージ図

3 こども・若者の意見を施策に反映させる取り組み

こども基本法の趣旨を踏まえて、計画の進捗を確認するプロセスにおいて、こども・若者の意見を聴く機会を設けます。こども・若者が日々の生活の中で感じている思いや実感を真摯に受け止め、本計画が目指す「自分らしく、希望を持って過ごせるまち」の実現に向けた、運営の重要な指針として反映させていきます。

資料編

1 ＊＊＊＊＊＊＊＊

（1）甲賀市子ども・子育て応援団会議の概要

（目的）

第１条　本市の未来を担う一人ひとりの子どもの健やかな成長に向け適切な環境を確保するための子ども・子育て支援に関する施策（以下「子ども応援施策」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、甲賀市子ども・子育て応援団会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

（１）　子ども応援施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

（２）　特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。

（３）　特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。

（４）　子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（組織）

第３条　会議は、委員２５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（３）　関係団体を代表する者

（４）　子どもの保護者

（５）　関係行政機関の職員

（６）　関係教育機関の職員

（７）　市長が指名する職員

（８）　その他市長が適当と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第７条　会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条 会議の庶務は、こども政策部において処理する。

（委任）

第９条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 25 年 10 月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行後、最初に行われる会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

３　この条例の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第４条の規定にかかわらず、平成 27 年３月 31 日までとする。

付　則（平成 25 年条例第 36 号）

この条例は、平成 26 年４月１日から施行する。

付　則（平成 29 年条例第 13 号）

この条例は、平成 29 年４月１日から施行する。

（２）甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく子ども・子育て応援団支援事業計画の策定にあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について、関係機関の意見を踏まえながら協議及び検討を行う。

（１）　甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員 20 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

（１）　学識経験者

（２）　子ども・子育て支援法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（３）　関係団体を代表する者

（４）　子どもの保護者

（５）　行政・教育機関の職員

（６）　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会）

第６条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第７条　委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所管するこども政策部子育て政策課において処理する。

（委任）

第９条　この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付　則

（施行期日）

１　この告示は、平成 25 年８月 23 日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行後、最初に行われる委員会は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

３　この告示の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第４条の規定にかかわらず、平成 27 年３月 31 日までとする。

付　則（平成 30 年告示第 56 号）

この告示は、告示の日から施行する。

（３）甲賀市子ども・子育て応援団会議及び甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会　委員名簿

【第７期① 令和７年７月１日～令和９年 11 月 30 日】

No.	委員区分		氏名	所属
1	第１号	学識経験者	榎本　祐子	びわこ学院大学短期大学部
2	第２号	法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	林　善彦	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会
3			北川　昌美	ＮＰＯ法人わくわくキッズ
4			鹿田　由香	一般社団法人育児ひろばアプリコット
5	第３号	関係団体を代表する者	田中　直人	甲賀湖南医師会
6			島田　繁吉	甲賀市青少年育成市民会議
7			木田　豊子	甲賀市健康推進連絡協議会
8			吉川　徹	甲賀市商工会
9			富岡　正義	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会
10	第４号	子どもの保護者	船岡　靖大	甲賀市ＰＴＡ連絡協議会
11			上田　祐子	保育園・認定こども園保護者
12			奥村　久美	凸凹（でこぼこ）ペアミー保護者
13	第５号	行政・教育機関の職員	清水　昭宏	滋賀県日野子ども家庭相談センター
14			辻森　みさき	私立保育園・認定こども園
15			村地　昭彦	小学校校長会
16			中條　克彦	中学校校長会
17	第６号	その他市長が認める者	島田　千佳	甲賀人権擁護委員協議会
18			増澤　典子	社会福祉法人甲南会 （ヤングケアラー・居場所づくり）
19			西田　喜代子	ひとり親家庭福祉の会

【第７期② 令和７年12月１日～令和８年５月28日】

No.	委員区分		氏名	所属
1	第１号	学識経験者	榎本　祐子	びわこ学院大学短期大学部
2	第２号	法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	林　善彦	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会
3			北川　昌美	ＮＰＯ法人わくわくキッズ
4			鹿田　由香	一般社団法人育児ひろばアプリコット
5	第３号	関係団体を代表する者	田中　直人	甲賀湖南医師会
6			島田　繁吉	甲賀市青少年育成市民会議
7			木田　豊子	甲賀市健康推進連絡協議会
8			吉川　徹	甲賀市商工会
9			瀧井　ちづる	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会
10	第４号	子どもの保護者	船岡　靖大	甲賀市ＰＴＡ連絡協議会
11			上田　祐子	保育園・認定こども園保護者
12			奥村　久美	凸凹（でこぼこ）ペアミー保護者
13	第５号	行政・教育機関の職員	清水　昭宏	滋賀県日野子ども家庭相談センター
14			辻森　みさき	私立保育園・認定こども園
15			村地　昭彦	小学校校長会
16			中條　克彦	中学校校長会
17	第６号	その他市長が認める者	島田　千佳	甲賀人権擁護委員協議会
18			増澤　典子	社会福祉法人甲南会 （ヤングケアラー・居場所づくり）
19			西田　喜代子	ひとり親家庭福祉の会

【第７期③　令和８年５月 28 日～令和８年７月 29 日】

No.	委員区分		氏名	所属
1	第１号	学識経験者	榎本　祐子	びわこ学院大学短期大学部
2	第２号	法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	林　善彦	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会
3			北川　昌美	ＮＰＯ法人わくわくキッズ
4			鹿田　由香	一般社団法人育児ひろばアプリコット
5	第３号	関係団体を代表する者	田中　直人	甲賀湖南医師会
6			島田　繁吉	甲賀市青少年育成市民会議
7			片岡　朝子	甲賀市健康推進連絡協議会
8			吉川　徹	甲賀市商工会
9			瀧井　ちづる	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会
10	第４号	子どもの保護者	上田　祐子	保育園・認定こども園保護者
11			奥村　久美	凸凹（でこぼこ）ペアミー保護者
12	第５号	行政・教育機関の職員	板倉　正和	滋賀県日野子ども家庭相談センター
13			辻森　みさき	私立保育園・認定こども園
14			近藤　秀幸	小学校校長会
15			中條　克彦	中学校校長会
16	第６号	その他市長が認める者	曽我　秀美	甲賀人権擁護委員協議会
17			増澤　典子	社会福祉法人甲南会 （ヤングケアラー・居場所づくり）
18			西田　喜代子	ひとり親家庭福祉の会

【第７期④　令和８年７月30日～令和８年月日】

No.	委員区分		氏名	所属
1	第１号	学識経験者	榎本　祐子	びわこ学院大学短期大学部
2	第２号	法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	林　善彦	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会
3			北川　昌美	ＮＰＯ法人わくわくキッズ
4			鹿田　由香	一般社団法人育児ひろばアプリコット
5	第３号	関係団体を代表する者	田中　直人	甲賀湖南医師会
6			島田　繁吉	甲賀市青少年育成市民会議
7			片岡　朝子	甲賀市健康推進連絡協議会
8			吉川　徹	甲賀市商工会
9			瀧井　ちづる	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会
10	第４号	子どもの保護者	早川　由美	甲賀市ＰＴＡ連絡協議会
11			上田　祐子	保育園・認定こども園保護者
12			奥村　久美	凸凹（でこぼこ）ペアミー保護者
13	第５号	行政・教育機関の職員	板倉　正和	滋賀県日野子ども家庭相談センター
14			辻森　みさき	私立保育園・認定こども園
15			近藤　秀幸	小学校校長会
16			中條　克彦	中学校校長会
17	第６号	その他市長が認める者	曽我　秀美	甲賀人権擁護委員協議会
18			増澤　典子	社会福祉法人甲南会 （ヤングケアラー・居場所づくり）
19			西田　喜代子	ひとり親家庭福祉の会

（４）甲賀市子ども・子育て応援団会議及び甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会における策定経過

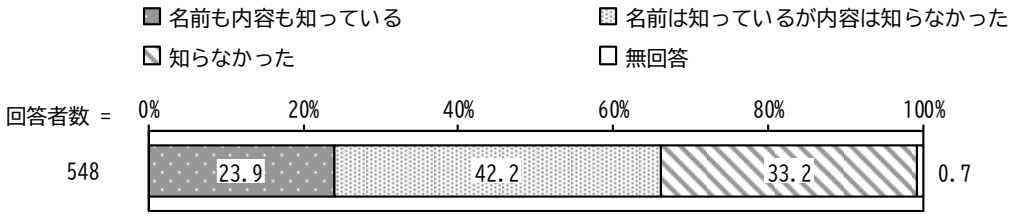
策定過程を記載

2 アンケート調査

（1）就学前保護者調査の主な結果

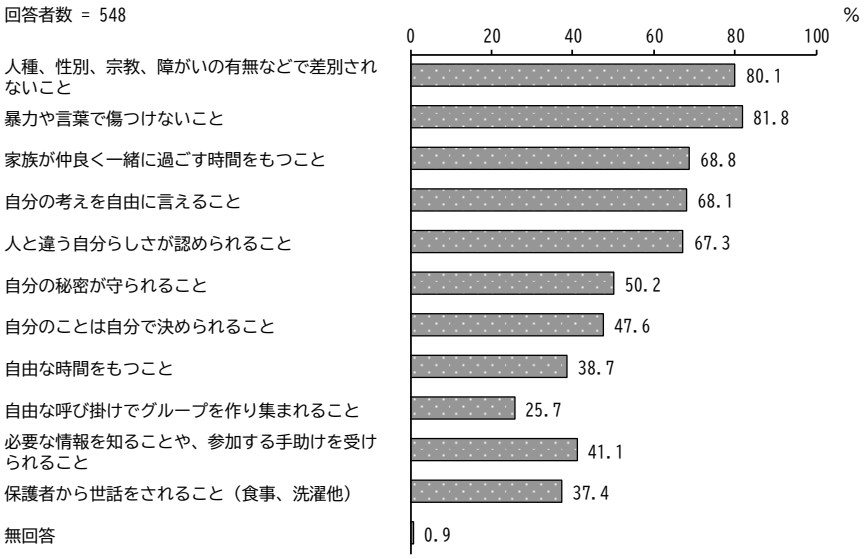
① 『こどもの権利』の認知度について

「名前も内容も知っている」の割合が23.9%、「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が42.2%、「知らなかった」の割合が33.2%となっています。



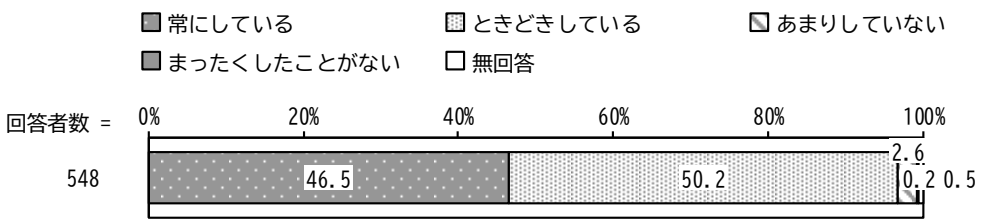
② こどもの権利の中でより充実を図る必要があると思うもの

「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が81.8%と最も高く、次いで「人種、性別、宗教、障がいの有無などで差別されないこと」の割合が80.1%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が68.8%となっています。



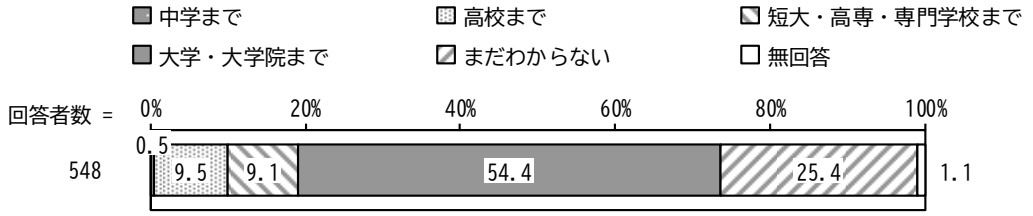
③ こどもからの意見や要望を聞き、取り入れるように意識しているか

「ときどきしている」の割合が50.2%と最も高く、次いで「常にしている」の割合が46.5%となっています。



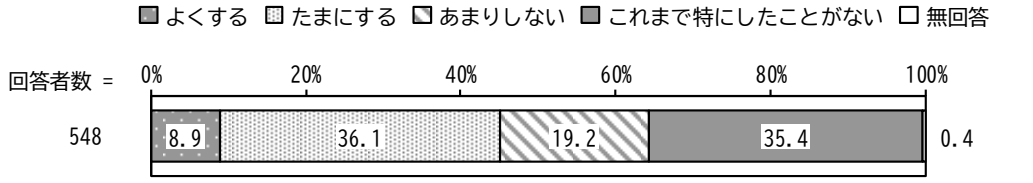
④　お子さんに、どの段階までの教育を受けさせたいか

「大学・大学院まで」の割合が54.4%と最も高くなっています。



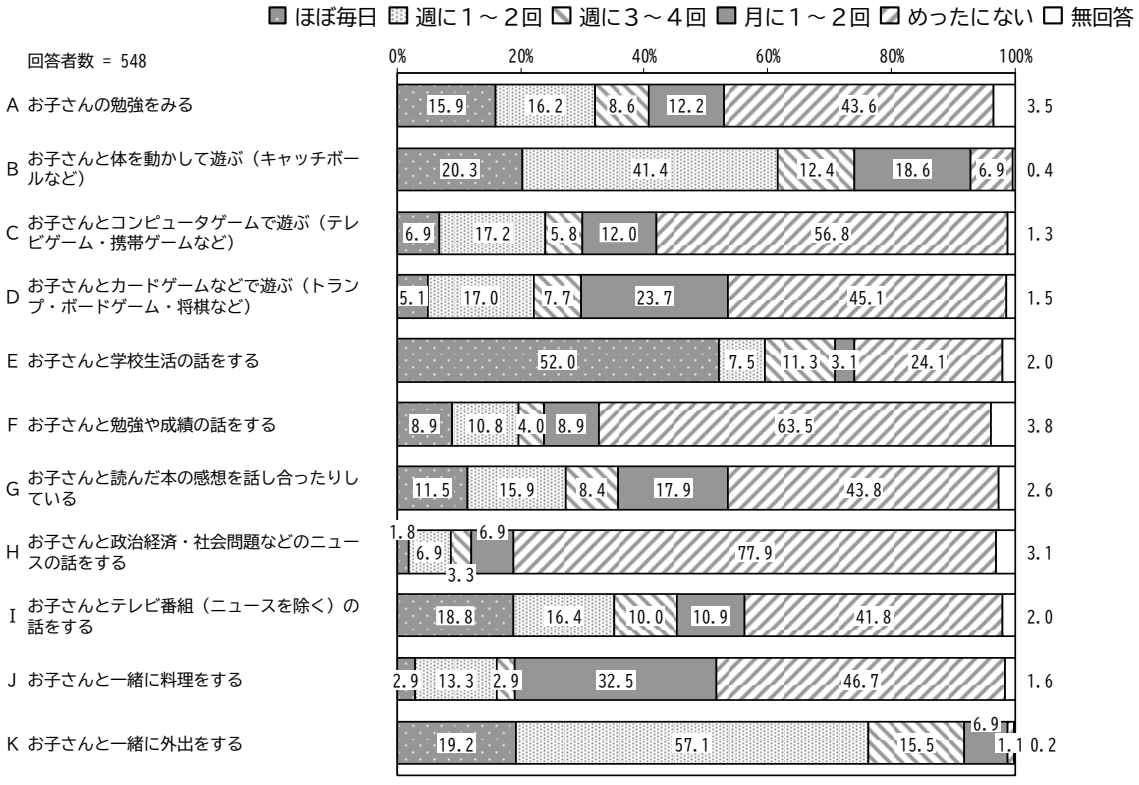
⑤　お子さんの将来について、一緒に考えたり話したりすることがあるか

「たまにする」の割合が36.1%と最も高く、次いで「これまで特にしたことがない」の割合が35.4%、「あまりしない」の割合が19.2%となっています。



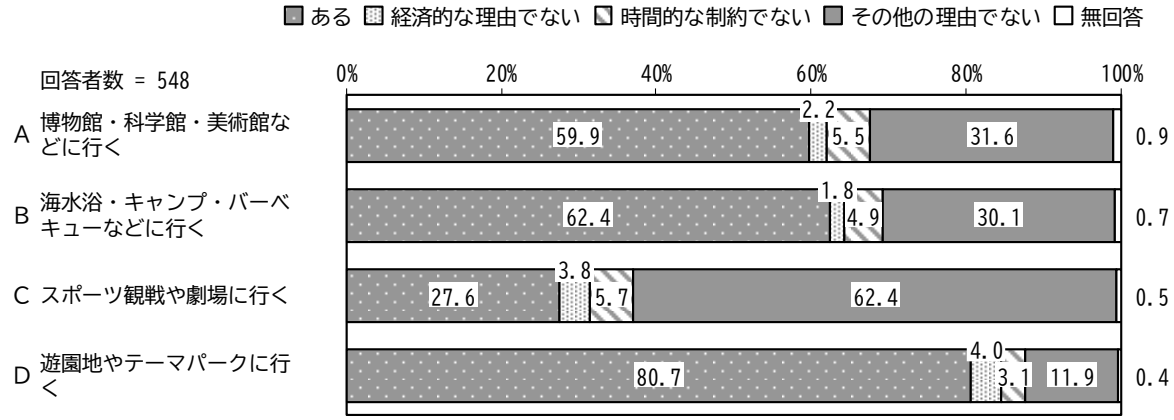
⑥　家庭でお子さんと次のようなことをすることがあるか

『E　お子さんと学校生活の話をする』で「ほぼ毎日」が、『K　お子さんと一緒に外出をする』で「週に１～２回」「週に３～４回」が、『J　お子さんと一緒に料理をする』で「月に１～２回」が、『H　お子さんと政治経済・社会問題などのニュースの話をする』で「めったにない」が高くなっています。



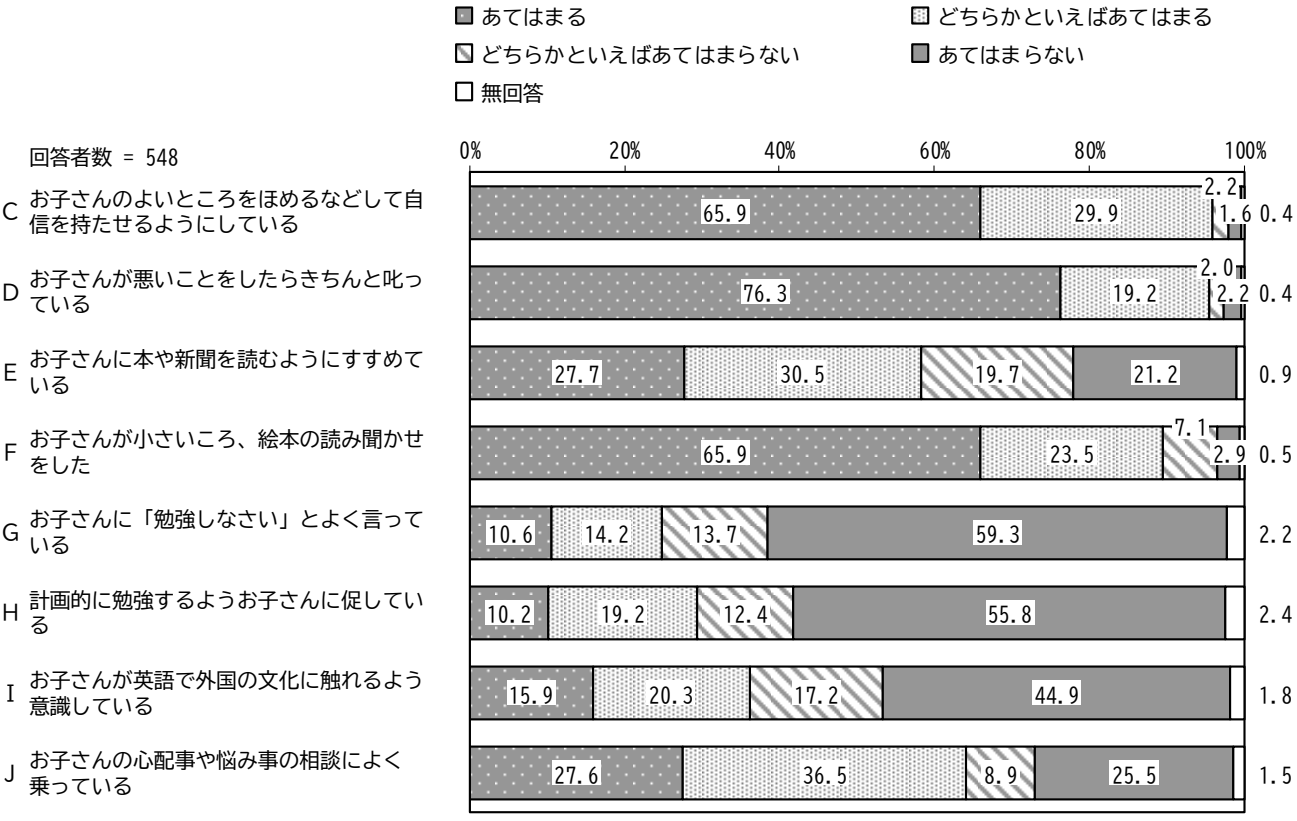
⑦　ご家庭でお子さんと次のような体験をすることがあるか

『D　遊園地やテーマパークに行く』で「ある」「経済的な理由でない」が、『C　スポーツ観戦や劇場に行く』で「時間的な制約でない」「その他の理由でない」が高くなっています。



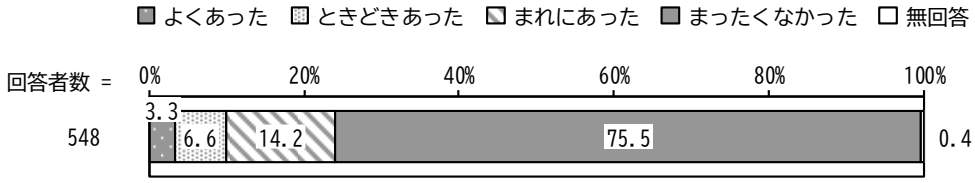
⑧　ご家庭でお子さんに対して、次のことをしているか

『D　お子さんが悪いことをしたらきちんと叱っている』で「あてはまる」が、『J　お子さんの心配事や悩み事の相談によく乗っている』で「どちらかといえばあてはまる」が、『E　お子さんに本や新聞を読むようにすすめている』で「どちらかといえばあてはまらない」が、『G　お子さんに「勉強しなさい」とよく言っている』で「あてはまらない」が高くなっています。



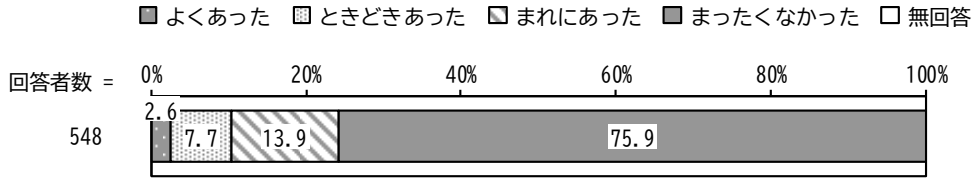
⑨　過去１年にお金が足りなく、食料・日用品を買えないことがあったか

「まったくなかった」の割合が75.5%と最も高く、次いで「まれにあった」の割　合が14.2%となっています。



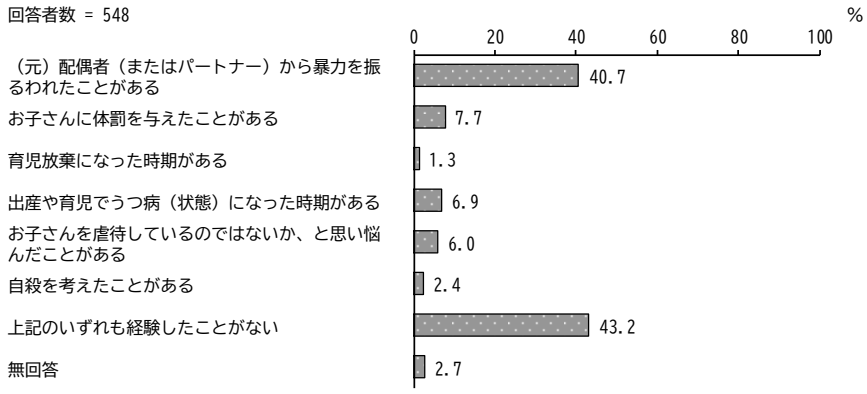
⑩　過去１年にお金が足りなく、食料・日用品を買えないことがあったか

「まったくなかった」の割合が75.9%と最も高く、次いで「まれにあった」の割合が13.9%となっています。



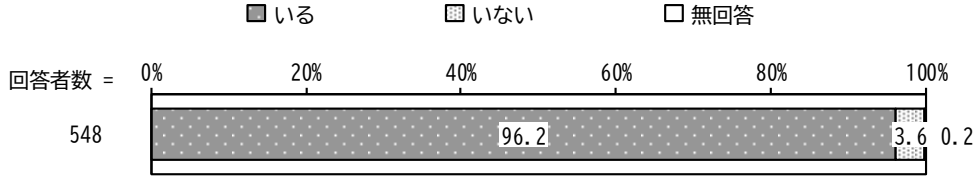
⑪　子育てにかかわってから、次のような経験をしたことがあるか

「(元) 配偶者 (またはパートナー) から暴力を振るわれたことがある」の割合が40.7%と最も高くなっています。



⑫　困ったときや悩みがあるとき、相談できる人

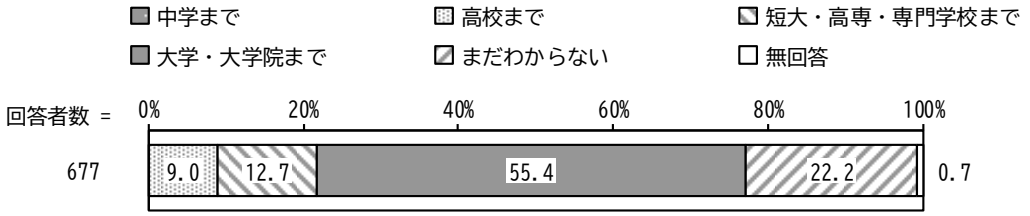
「いる」の割合が96.2%、「いない」の割合が3.6%となっています。



（２）小中学生保護者調査の主な結果

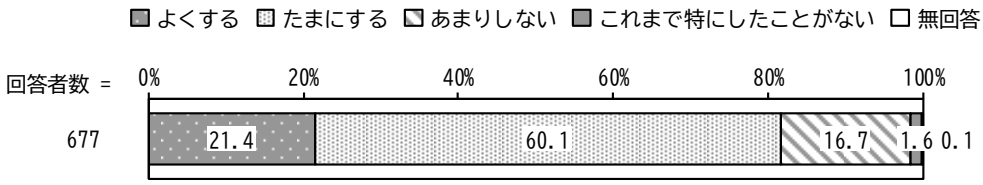
①　どの段階までの教育を受けさせたいと考えているか

「大学・大学院まで」の割合が55.4%と最も高く、次いで「短大・高専・専門学校まで」の割合が12.7%となっています。



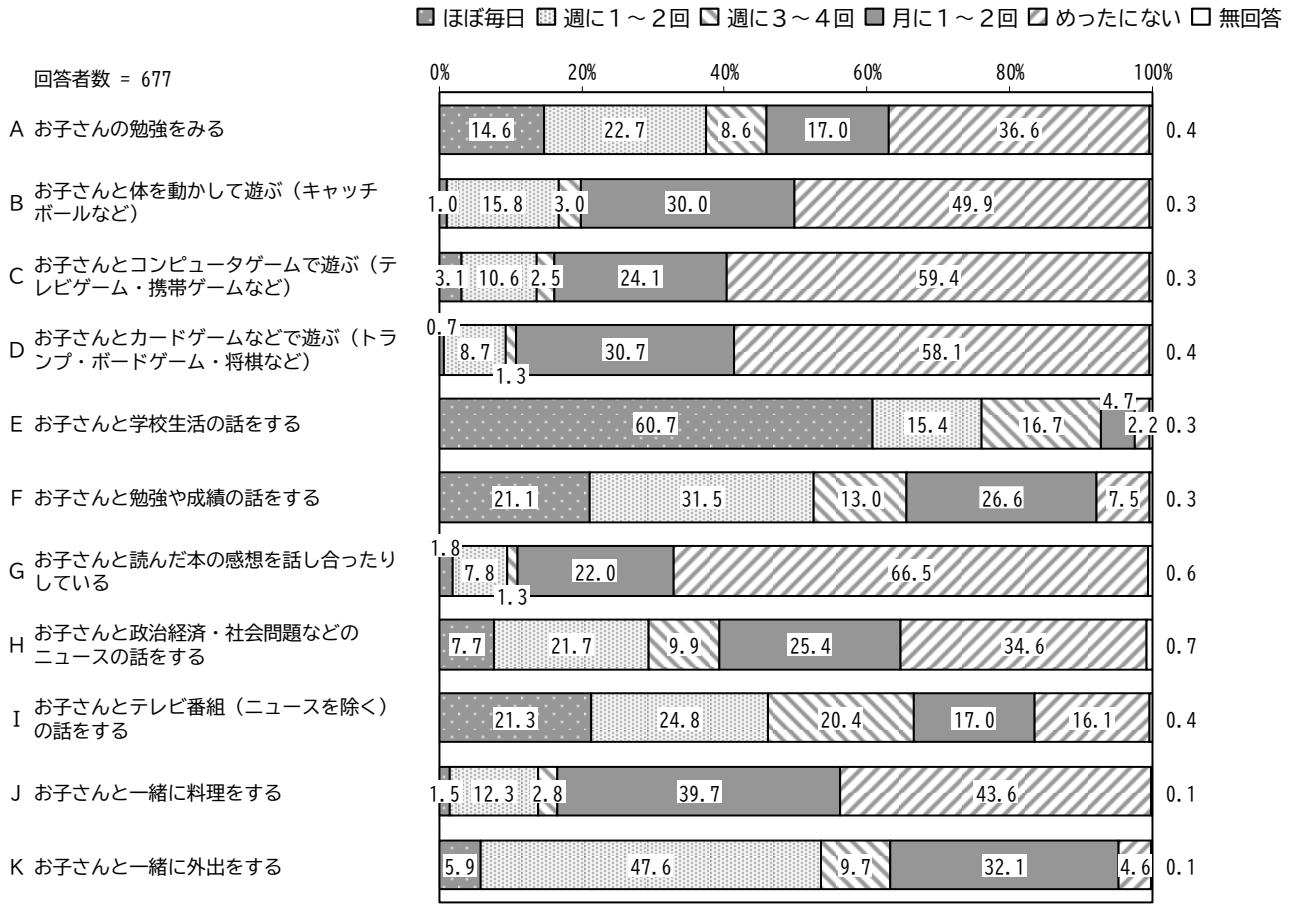
②　お子さんの将来について、一緒に考えたり話したりすることがあるか

「たまにする」の割合が60.1%と最も高く、次いで「よくする」の割合が21.4「あまりしない」の割合が16.7%となっています。



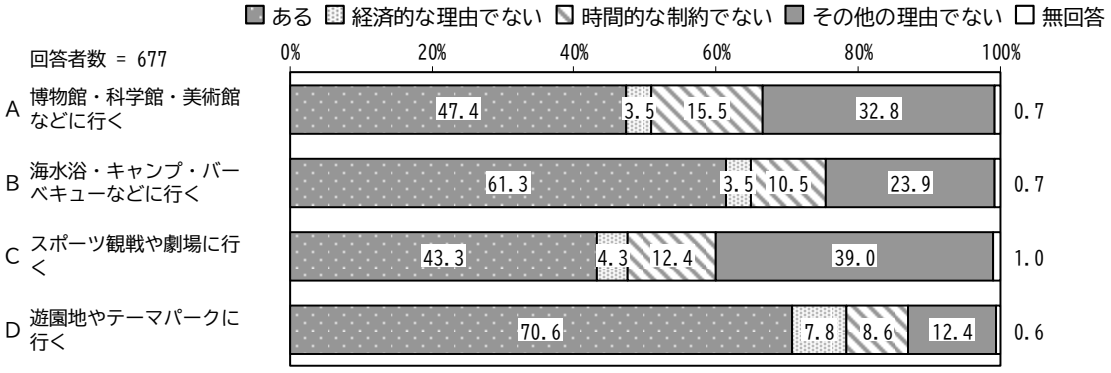
③　ご家庭でお子さんと次のようなことをすることがあるか

『E　お子さんと学校生活の話をする』で「ほぼ毎日」が、『K　お子さんと一緒に外出をする』で「週に１～２回」が、『I　お子さんとテレビ番組（ニュースを除く）の話をする』で「週に３～４回」が、『J　お子さんと一緒に料理をする』で「月に１～２回」が、『G　お子さんと読んだ本の感想を話し合ったりしている』で「めったにない」が高くなっています。



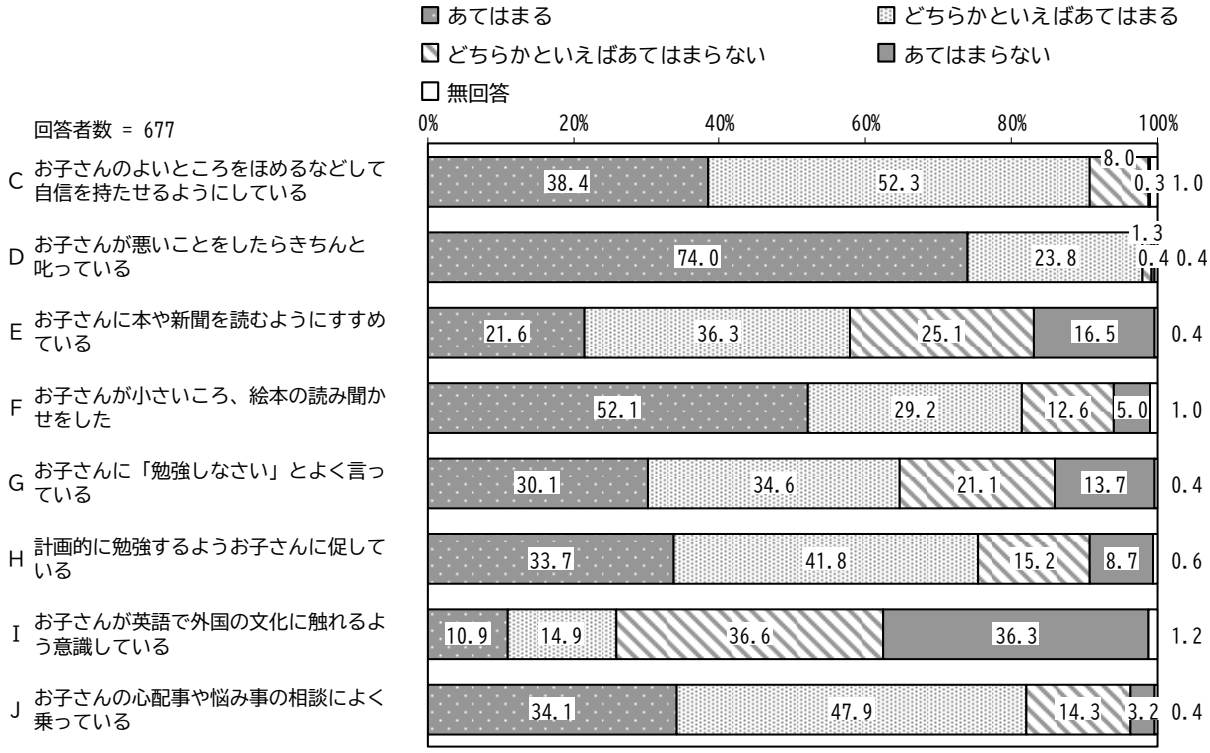
④　ご家庭でお子さんと次のような体験をすることがあるか

『D　遊園地やテーマパークに行く』で「ある」「経済的な理由でない」が、『A　博物館・科学館・美術館などに行く』で「時間的な制約でない」が、『C　スポーツ観戦や劇場に行く』で「その他の理由でない」が高くなっています。



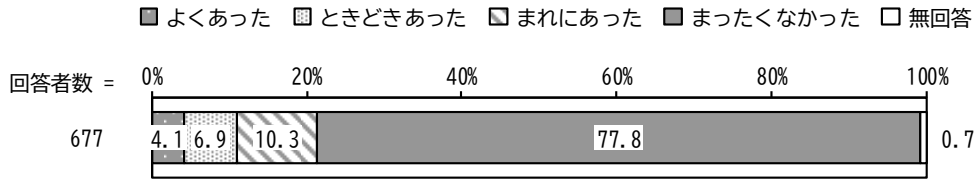
⑤　ご家庭でお子さんに対して、次のことをしているか

『D　お子さんが悪いことをしたらきちんと叱っている』で「あてはまる」が、『C　お子さんのよいところをほめるなどして自信を持たせるようにしている』で「どちらかといえばあてはまる」が、『Ｉ　お子さんが英語で外国の文化に触れるよう意識している』で「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」が高くなっています。



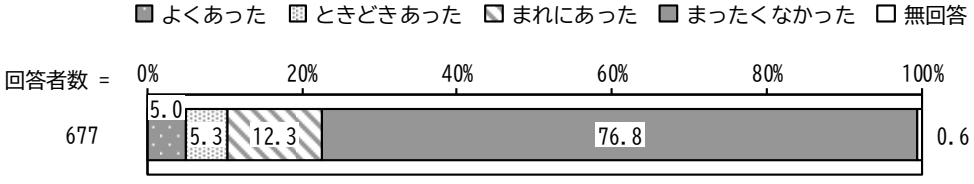
⑥　過去１年にお金が足りなく、食料・日用品を買えないことがあったか

「まったくなかった」の割合が77.8%と最も高く、次いで「まれにあった」の割合が10.3%となっています。



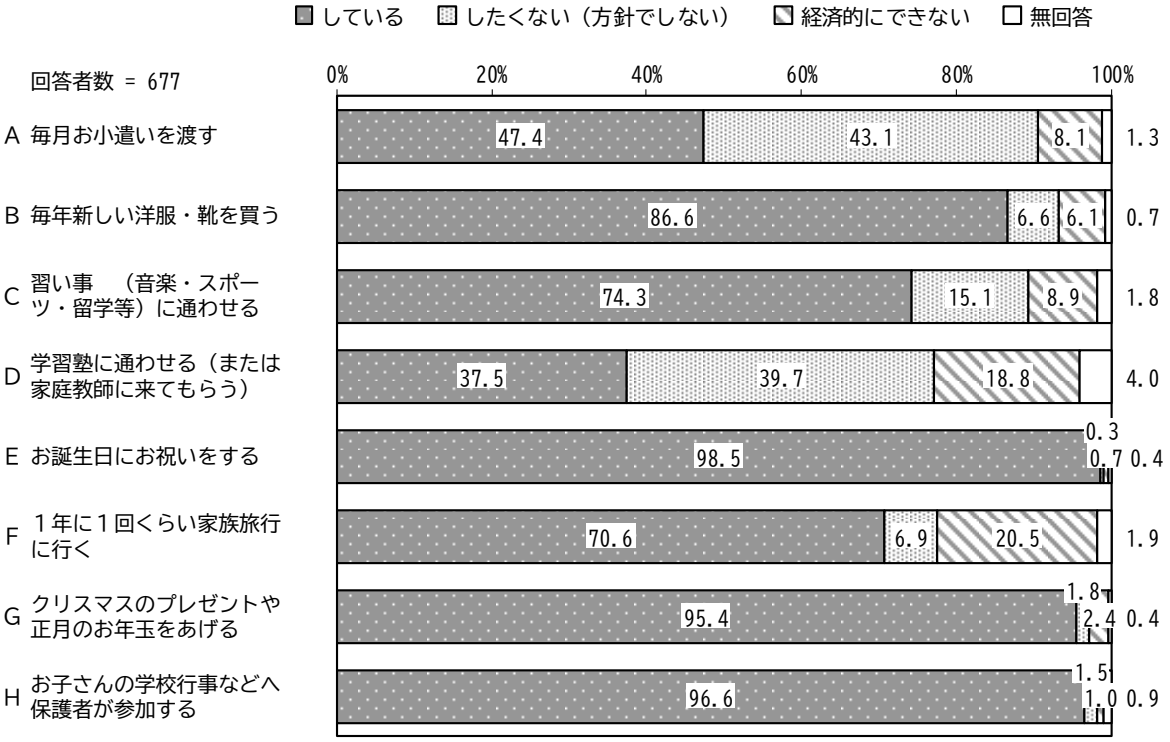
⑦　過去１年にお金が足りなく、衣類を買えないことがあったか

「まったくなかった」の割合が76.8%と最も高く、次いで「まれにあった」の割合が12.3%となっています。



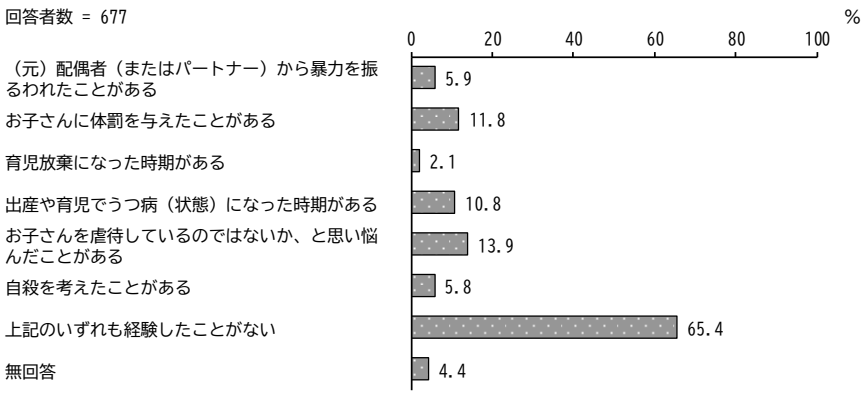
⑧　ご家庭でお子さんに次のことをしているか

『Ｅ　お誕生日にお祝いをする』で「している」が、『Ａ　毎月お小遣いを渡す』で「したくない（方針でしない）」が、『Ｆ　１年に１回くらい家族旅行に行く』で「経済的にできない」が高くなっています。



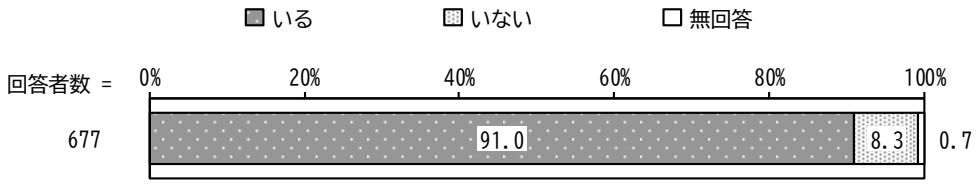
⑨　子育てにかかわってから、次のような経験をしたことがあるか

「お子さんを虐待しているのではないか、と思い悩んだことがある」の割合が13.9%と最も高く、次いで「お子さんに体罰を与えたことがある」の割合が11.8%、「出産や育児でうつ病（状態）になった時期がある」の割合が10.8%となっています。



⑩　困ったときや悩みがあるとき、相談できる人がいるか

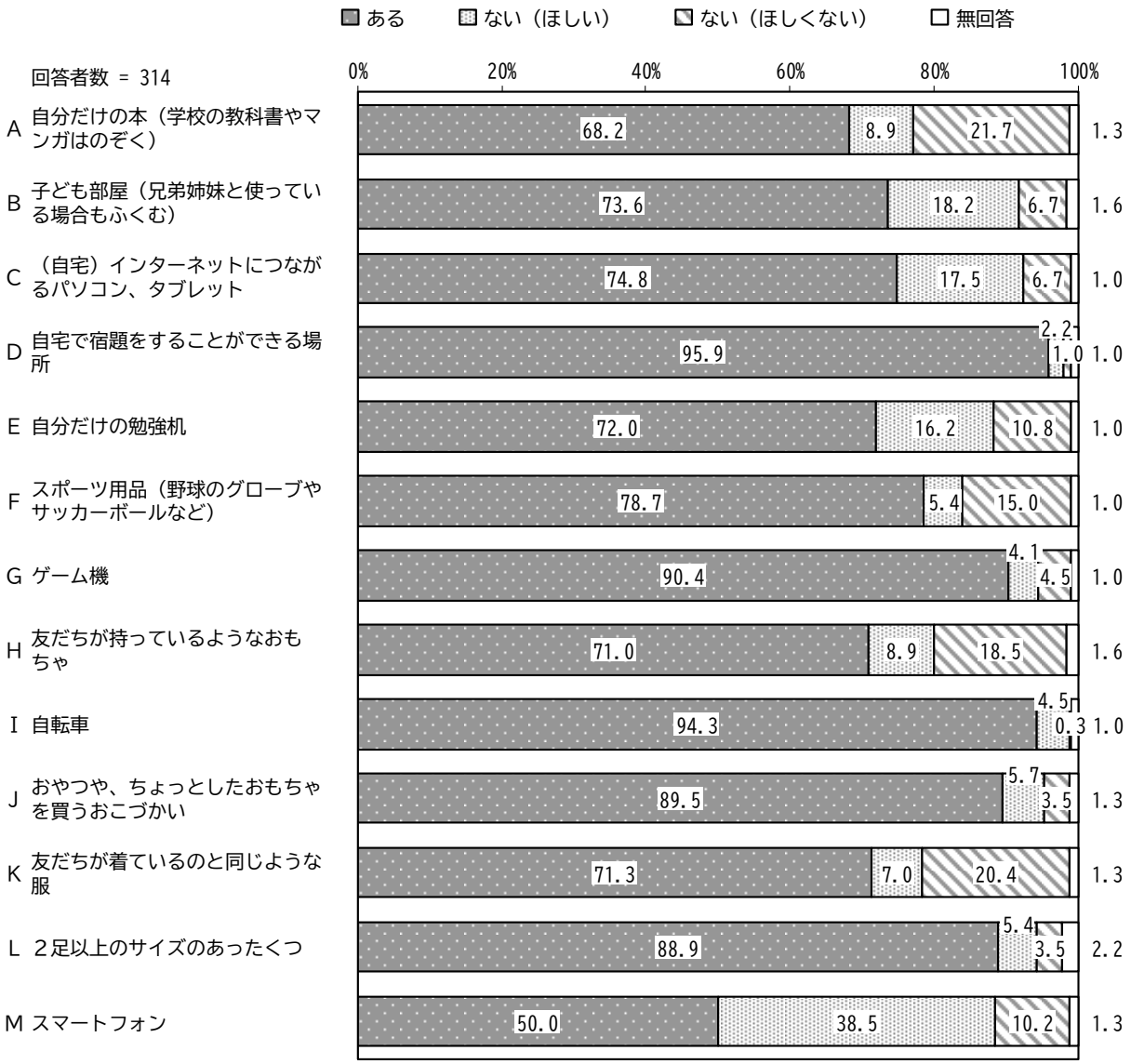
「いる」の割合が91.0%、「いない」の割合が8.3%となっています。



（３）小学５年生調査の主な結果

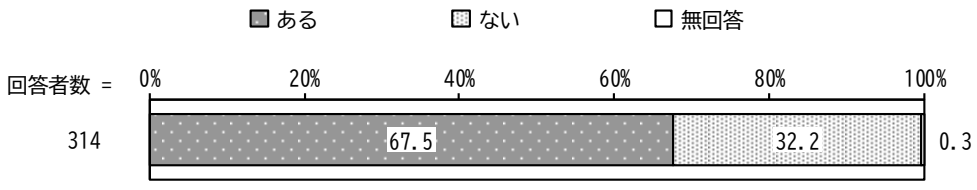
①　自分が使うことができる、次のものがあるか

『D　自宅で宿題をすることができる場所』で「ある」が、『M　スマートフォン』で「ない（ほしい）」が、『A　自分だけの本（学校の教科書やマンガはのぞく）』で「ない（ほしくない）」が高くなっています。



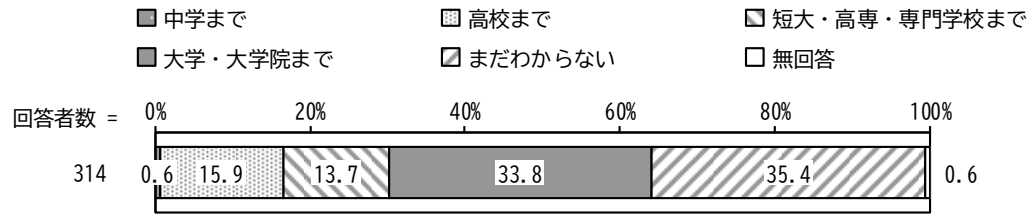
②　将来の夢やつきたい職業があるか

「ある」の割合が67.5%、「ない」の割合が32.2%となっています。



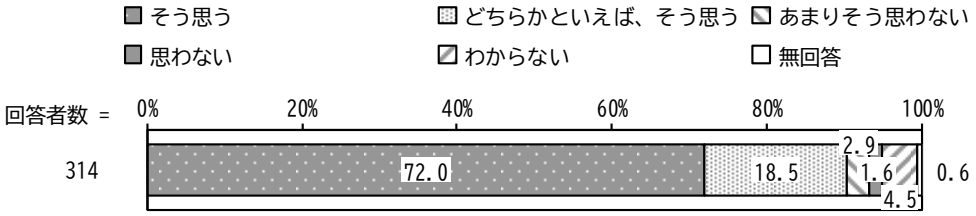
③　将来、どこまで進学したいか

「大学・大学院まで」の割合が33.8%と最も高く、次いで「高校まで」の割合が15.9%、「短大・高専・専門学校まで」の割合が13.7%となっています。



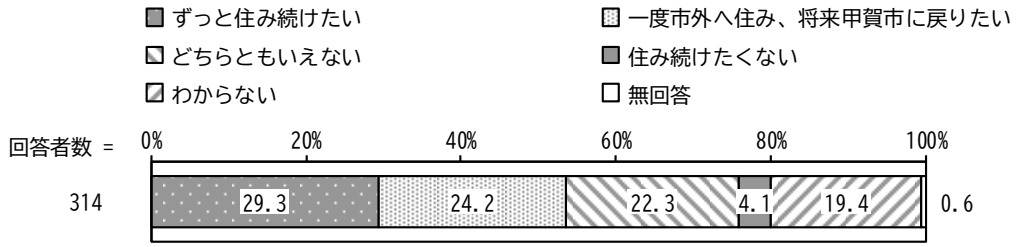
④　甲賀市は、あなたにとって住みよい場所か

「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」を合わせた“そう思う”の割合が90.5%、「あまりそう思わない」「思わない」を合わせた“思わない”の割合が4.5%となっています。



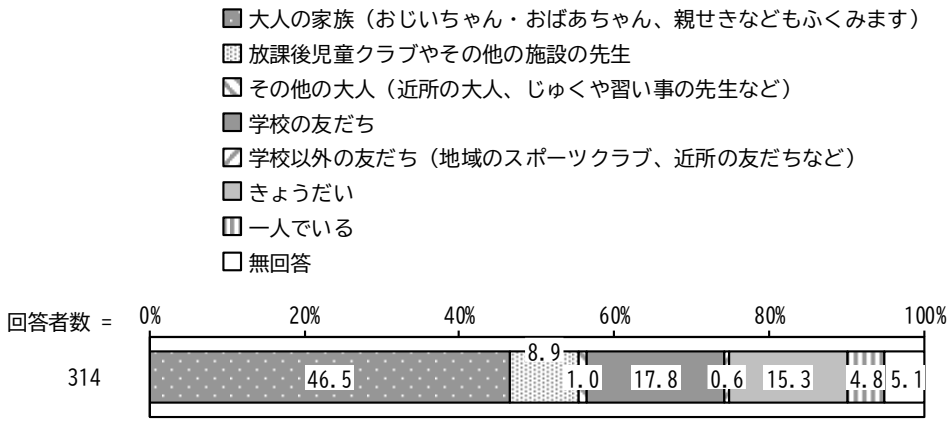
⑤　大人になっても、甲賀市に住み続けたいか

「ずっと住み続けたい」の割合が29.3%と最も高く、次いで「一度市外へ住み、将来甲賀市に戻りたい」の割合が24.2%、「どちらともいえない」の割合が22.3%となっています。



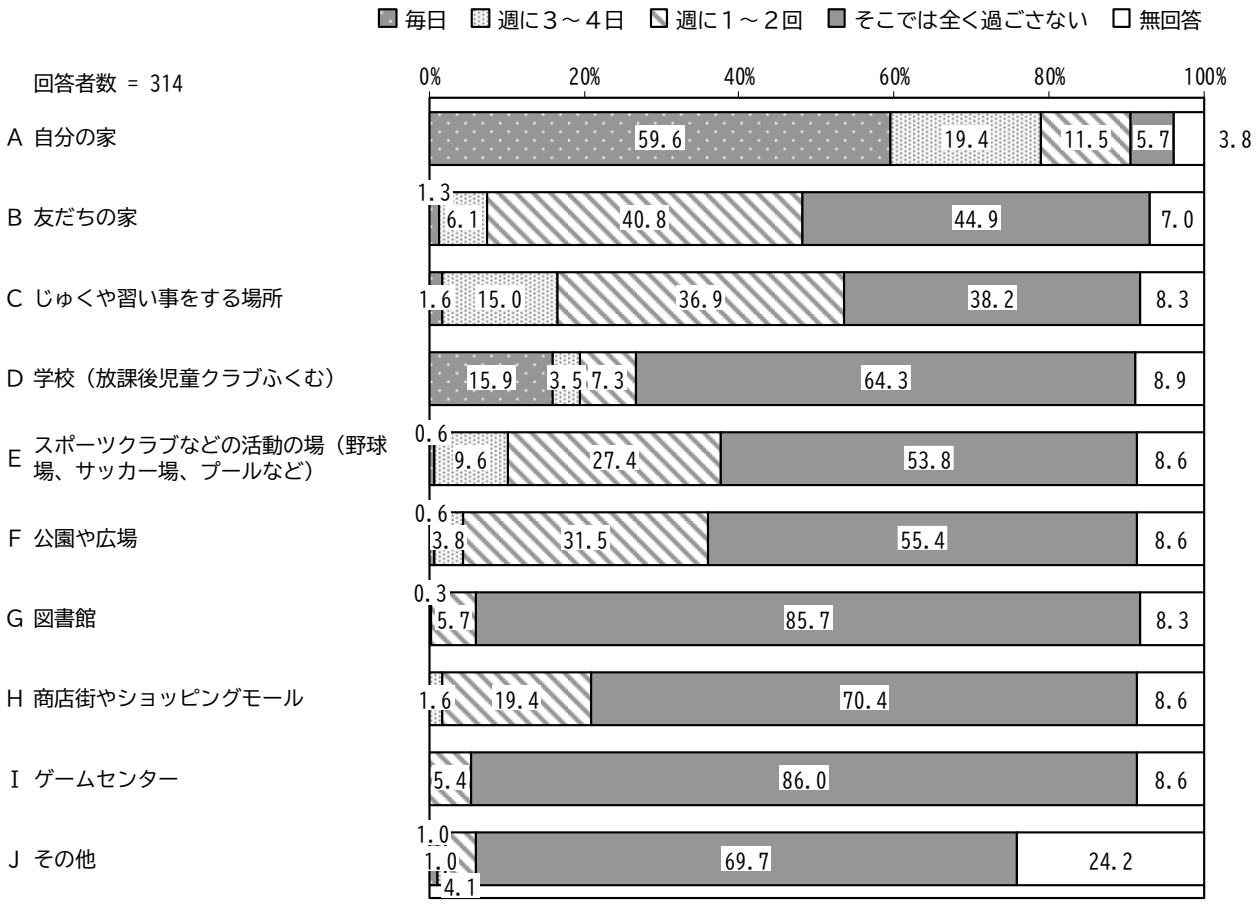
⑥　平日の放課後はだれと過ごしているか

「大人の家族（おじいちゃん・おばあちゃん、親せきなどもふくみます)」の割合が46.5%と最も高く、次いで「学校の友だち」の割合が17.8%、「きょうだい」の割合が15.3%となっています。



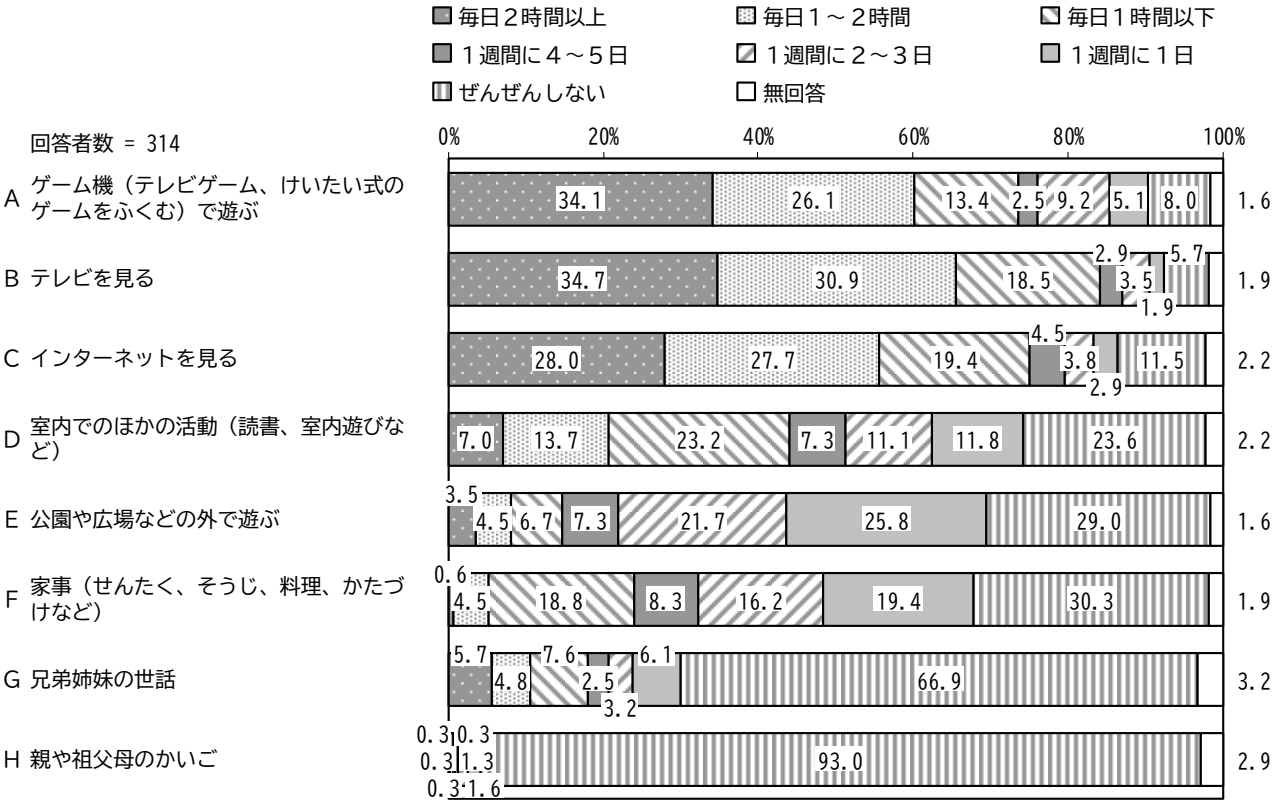
⑦　平日の放課後はどこで過ごしているか

『A　自分の家』で「毎日」「週に３～４日」が、『B　友だちの家』で「週に１～２回」が、『Ｉ　ゲームセンター』で「そこでは全く過ごさない」が高くなっています。



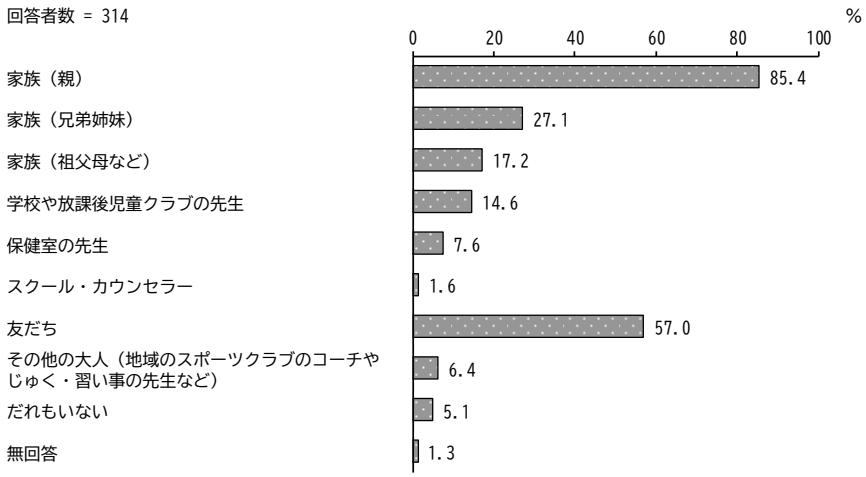
⑧　次の活動を、ふだんどれくらいしているか

『B　テレビを見る』で「毎日２時間以上」「毎日１～２時間」が、『D　室内でのほかの活動（読書、室内遊びなど)』で「毎日１時間以下」が、『F　家事（せんたく、そうじ、料理、かたづけなど)』で「１週間に４～５日」が、『E　公園や広場などの外で遊ぶ』で「１週間に２～３日」「１週間に１日」が、『H　親や祖父母のかいご』で「ぜんぜんしない」が高くなっています。



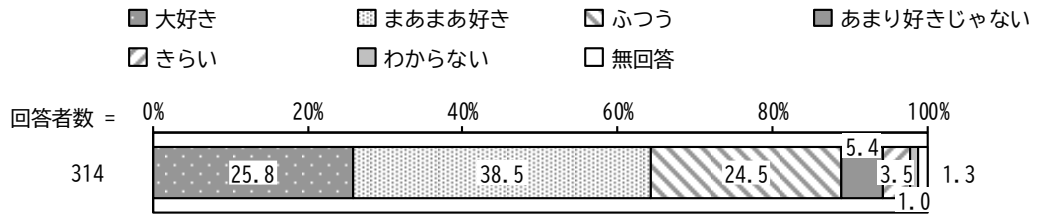
⑨　困っていることや悩みごと、楽しいことや悲しいことを、誰に話すか

「家族（親)」の割合が85.4%と最も高く、次いで「友だち」の割合が57.0%、「家族（兄弟姉妹)」の割合が27.1%となっています。



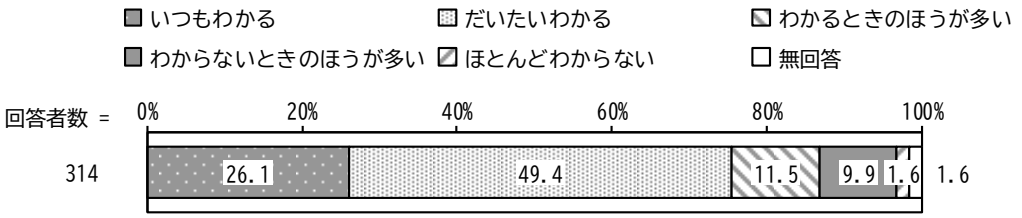
⑩　学校が好きか

「大好き」「まあまあ好き」を合わせた“好き”の割合が64.3%、「あまり好きじゃない」「きらい」を合わせた“きらい”の割合が8.9%となっています。



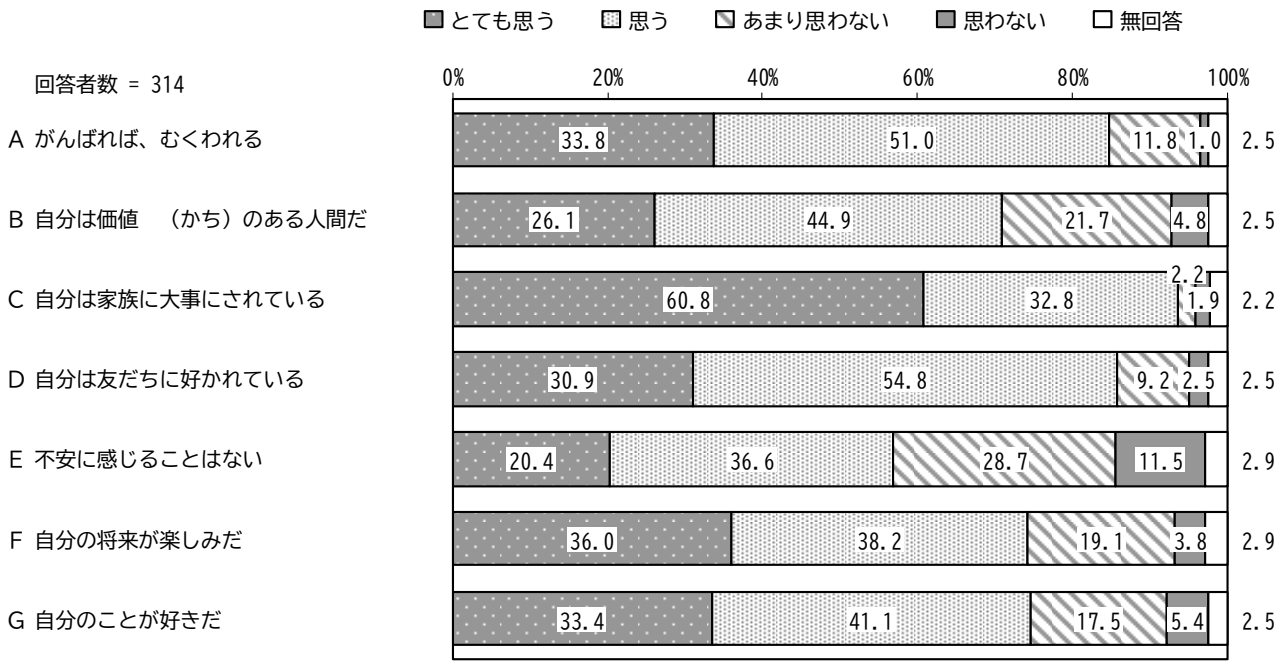
⑪　学校の授業がわかるか

「だいたいわかる」の割合が49.4%と最も高く、次いで「いつもわかる」の割合が26.1%、「わかるときのほうが多い」の割合が11.5%となっています。



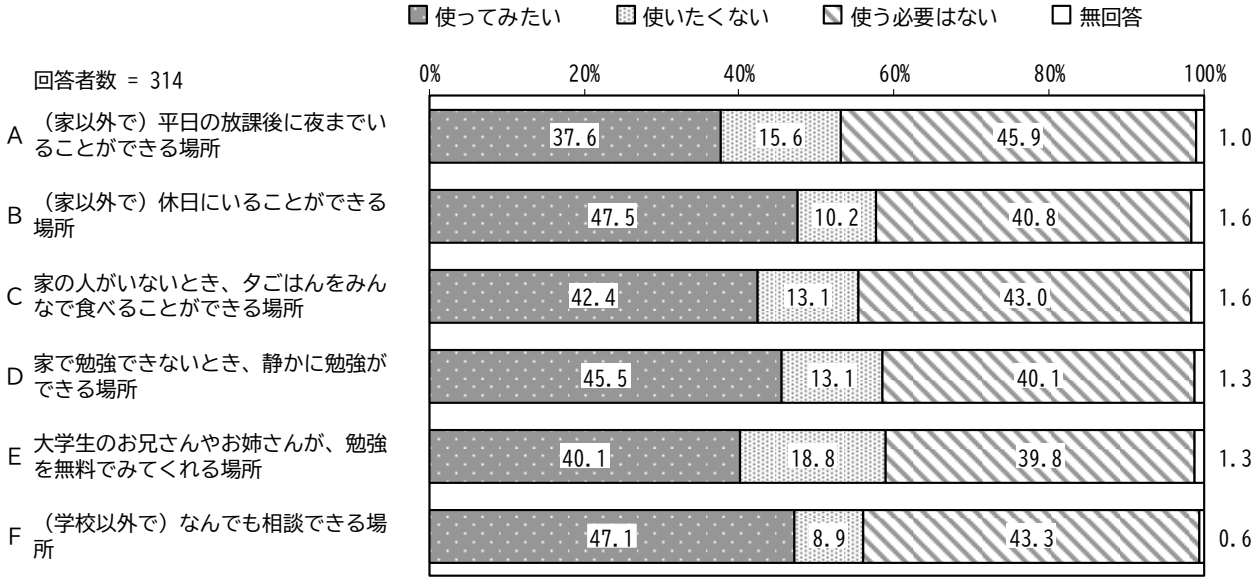
⑫　思いや気持ちについて

『C　自分は家族に大事にされている』で「とても思う」が、『D　自分は友だちに好かれている』で「思う」が、『E　不安に感じることはない』で「あまり思わない」「思わない」が高くなっています。



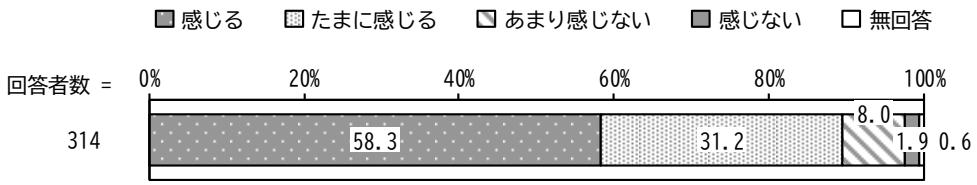
⑬　次のような場所があれば使ってみたいと思うか

『B　（家以外で）休日にいることができる場所』で「使ってみたい」が、『E　大学生のお兄さんやお姉さんが、勉強を無料でみてくれる場所』で「使いたくない」が、『A（家以外で）平日の放課後に夜までいることができる場所』で「使う必要はない」が高くなっています。



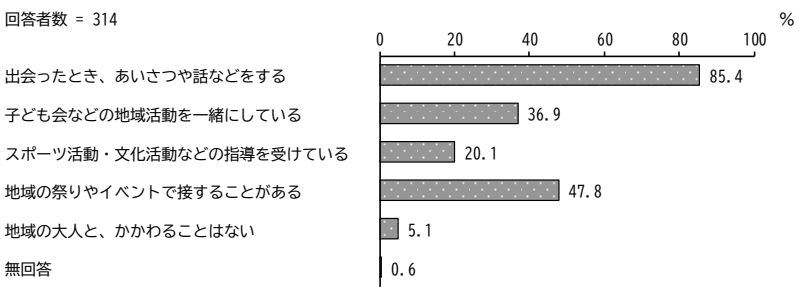
⑭　地域の大人が、あなたを見守ってくれていると感じるか

「感じる」「たまに感じる」を合わせた“感じる”の割合が89.5%、「あまり感じない」「感じない」を合わせた“感じない”の割合が9.9%となっています。



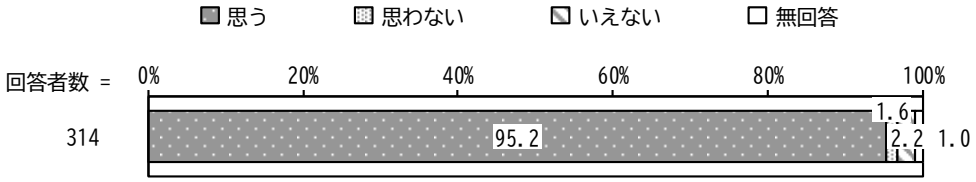
⑮　地域の大人とどのように接しているか

「出会ったとき、あいさつや話などをする」の割合が85.4%と最も高く、次いで「地域の祭りやイベントで接することがある」の割合が47.8%、「子ども会などの地域活動を一緒にしている」の割合が36.9%となっています。



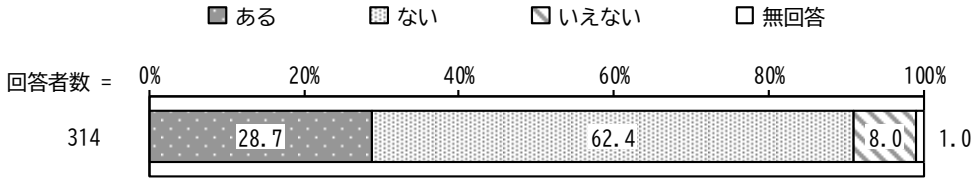
⑯　自分の命が守られ安心してくらしていると思うか

「思う」の割合が95.2%、「思わない」の割合が1.6%、「いえない」の割合が2.2%となっています。



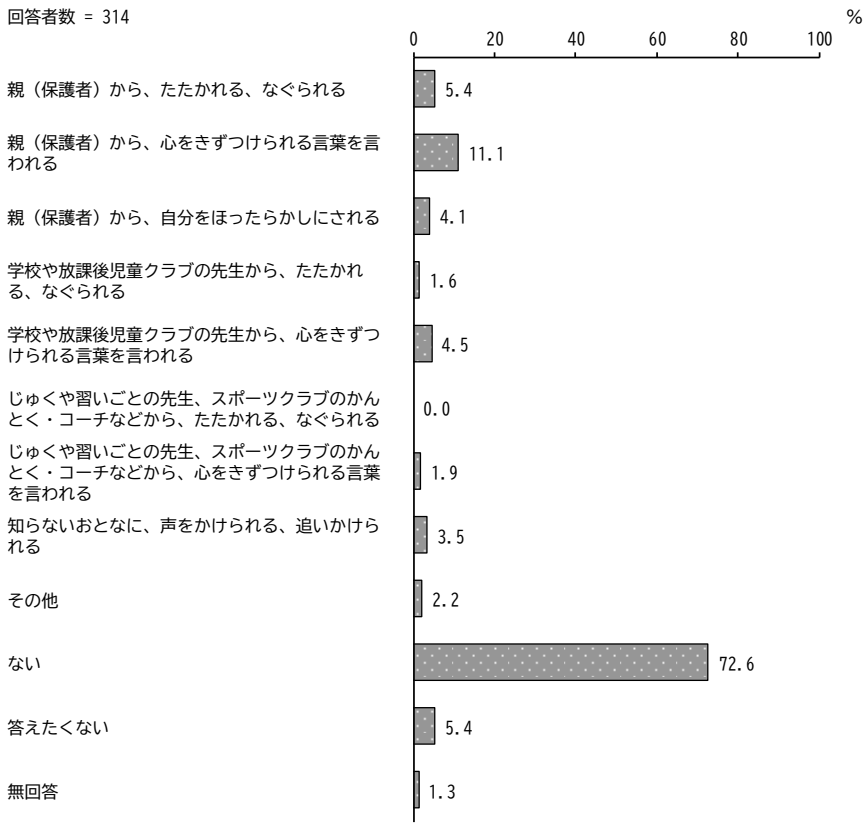
⑰　親や家族の人に、もっとあなたの意見を聞いてほしいと思うことはあるか

「ある」の割合が28.7%、「ない」の割合が62.4%、「いえない」の割合が8.0%となっています。



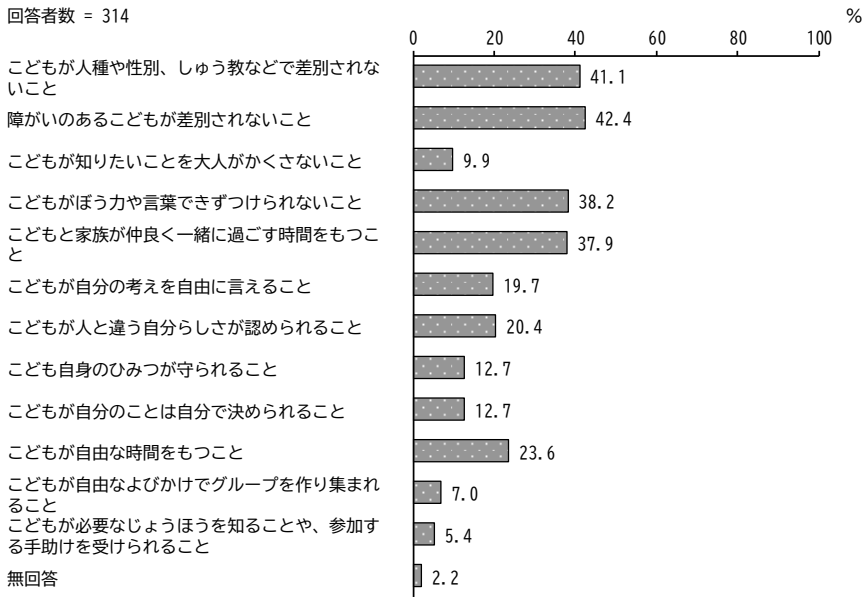
⑱　おとなから次のようなことをされて「いやな思い」をしたことがあるか

「親（保護者）から、心をきずつけられる言葉を言われる」の割合が11.1%と最も高くなっています。



⑲　友だちや上級生から次のようなことをされて「いやな思い」をしたことがあるか

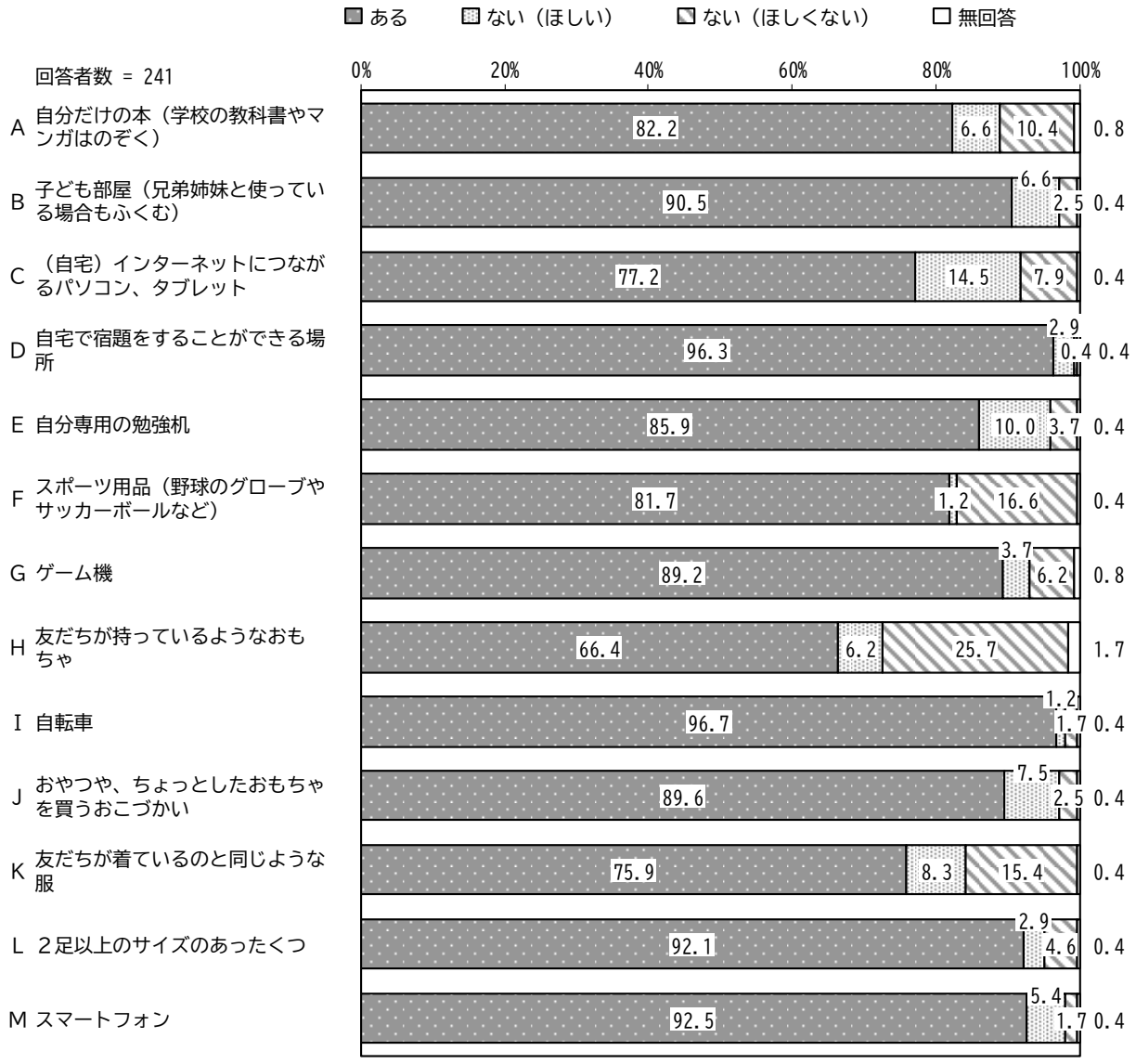
「障がいのあるこどもが差別されないこと」の割合が42.4%と最も高く、次いで「こどもが人種や性別、しゅう教などで差別されないこと」の割合が41.1%、「こどもがぼう力や言葉できずつけられないこと」の割合が38.2%となっています。



（4）中学２年生調査の主な結果

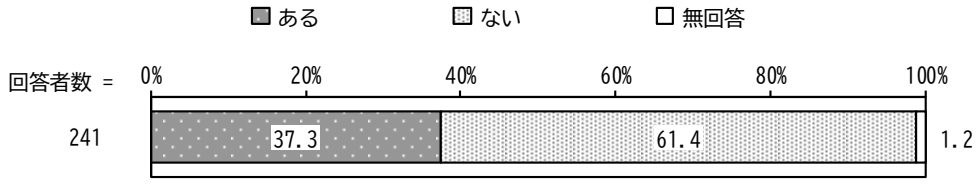
①　自分が使うことができる、次のものがあるか

『Ｉ　自転車』で「ある」が、『Ｃ　（自宅）インターネットにつながるパソコン、タブレット』で「ない（ほしい）」が、『Ｈ　友だちが持っているようなおもちゃ』で「ない（ほしくない）」が高くなっています。



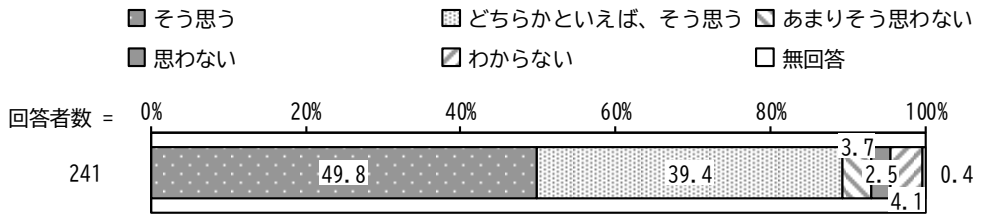
②　将来の夢やつきたい職業があるか

「ある」の割合が37.3%、「ない」の割合が61.4%となっています。



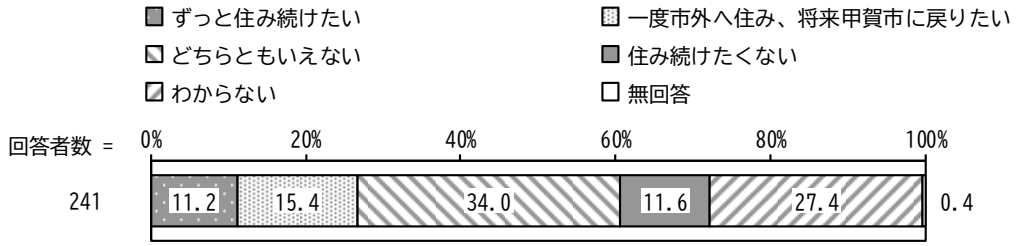
③　甲賀市は住みよい場所か

「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」を合わせた“そう思う”の割合が89.2%、「あまりそう思わない」「思わない」を合わせた“思わない”の割合が6.2%となっています。



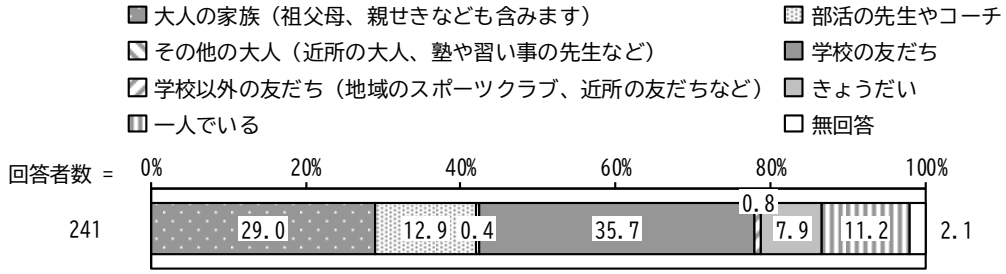
④　大人になっても、甲賀市に住み続けたいと思うか

「どちらともいえない」の割合が34.0%と最も高く、次いで「一度市外へ住み、将来甲賀市に戻りたい」の割合が15.4%、「住み続けたくない」の割合が11.6%となっています。



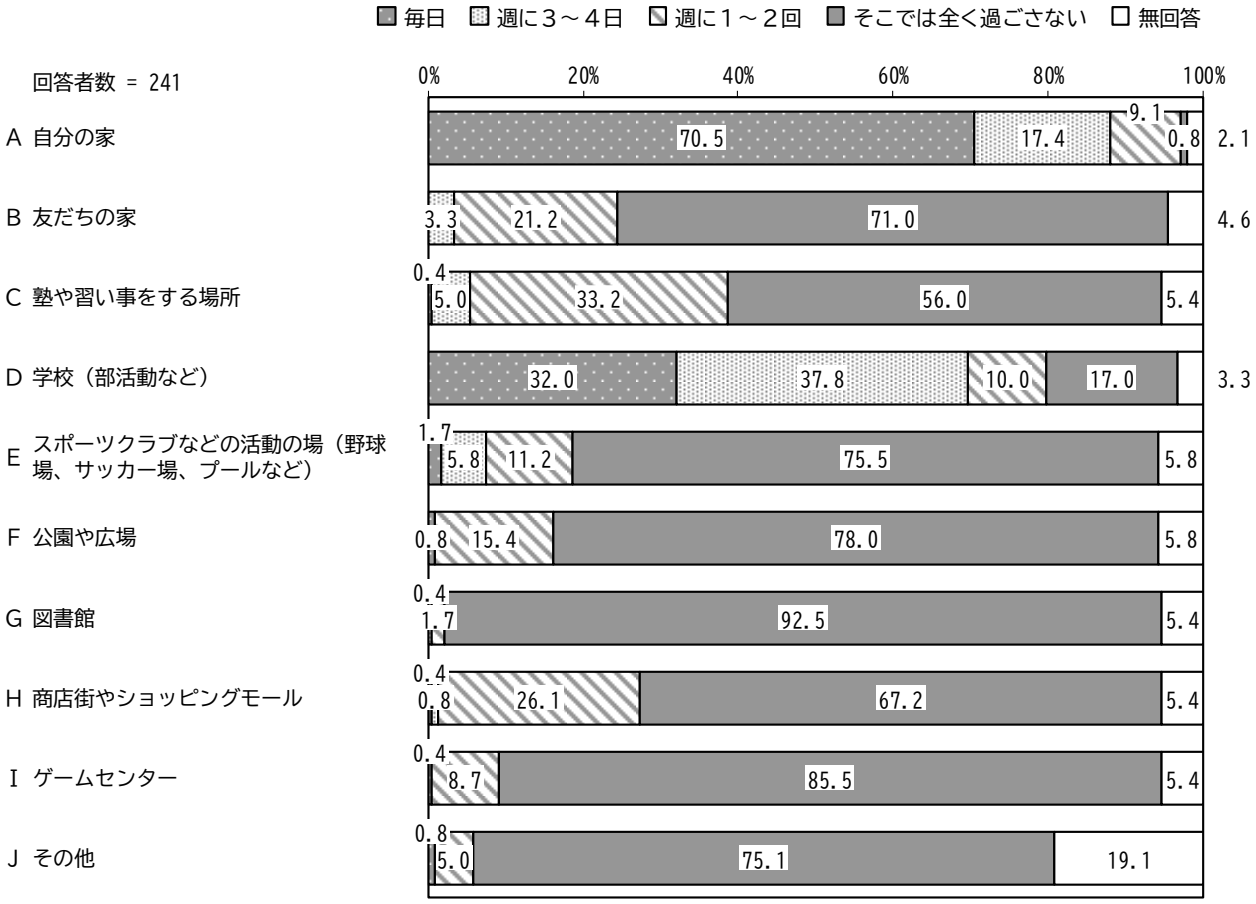
⑤　平日の放課後は誰と過ごしているか

「学校の友だち」の割合が35.7%と最も高く、次いで「大人の家族（祖父母、親せきなども含みます）」の割合が29.0%、「部活の先生やコーチ」の割合が12.9%となっています。



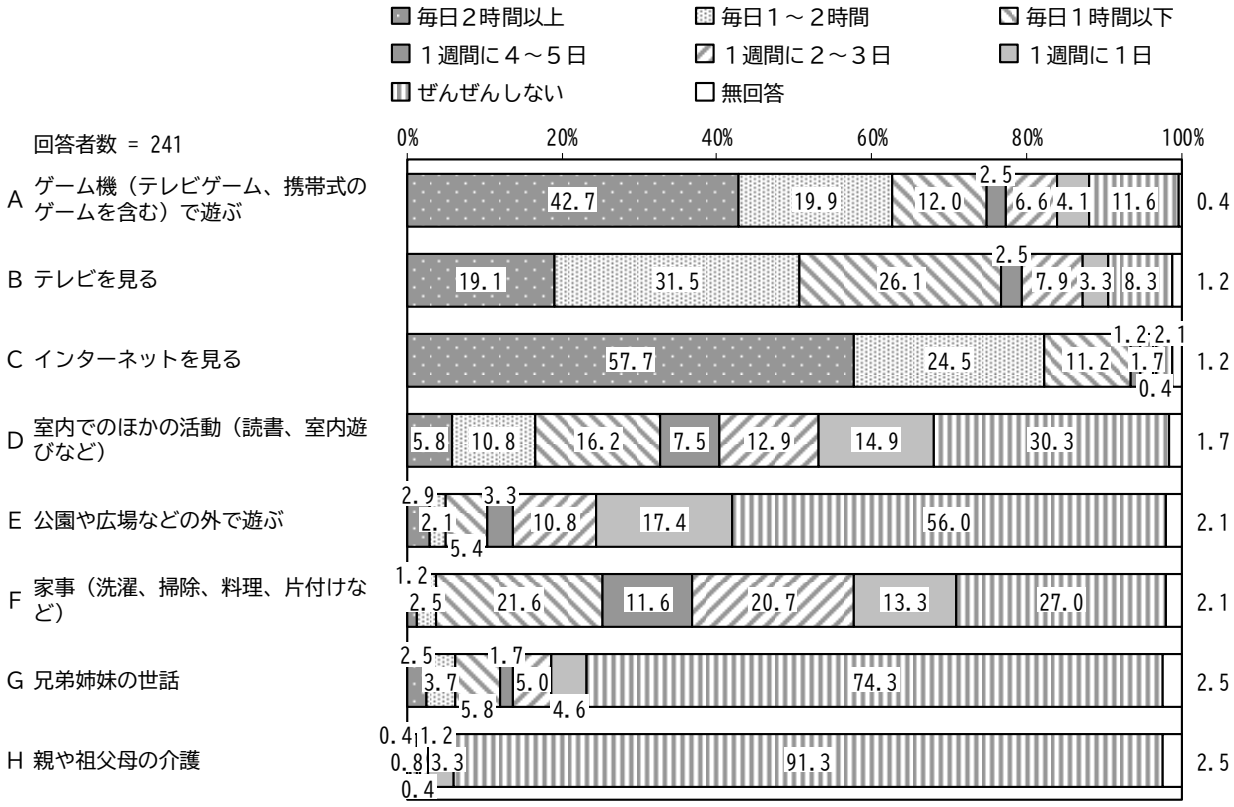
⑥　平日の放課後はどこで過ごしているか

『A　自分の家』で「毎日」が、『D　学校（部活動など)』で「週に３～４日」が、『C　塾や習い事をする場所』で「週に１～２回」が、『G　図書館』で「そこでは全く過ごさない」が高くなっています。



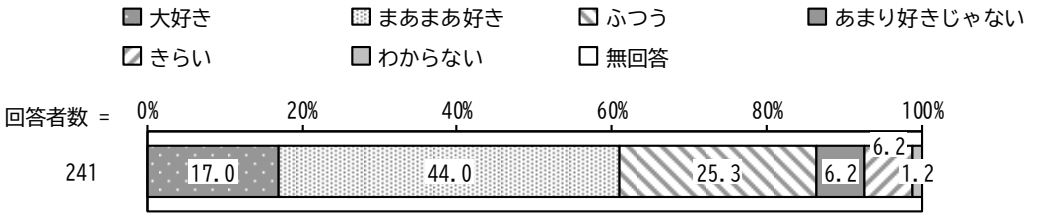
⑦　次の活動を、ふだんどれくらいしているか

『C　インターネットを見る』で「毎日２時間以上」が、『B　テレビを見る』で「毎日１～２時間」「毎日１時間以下」が、『F　家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど)』で「１週間に４～５日」「１週間に２～３日」が、『E　公園や広場などの外で遊ぶ』で「１週間に１日」が、『H　親や祖父母の介護』で「ぜんぜんしない」が高くなっています。



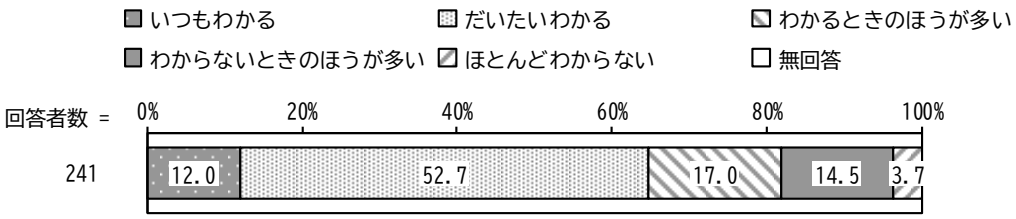
⑧　学校が好きか

「大好き」「まあまあ好き」を合わせた“好き”の割合が61.0%、「あまり好きじゃない」「きらい」を合わせた“きらい”の割合が12.4%となっています。



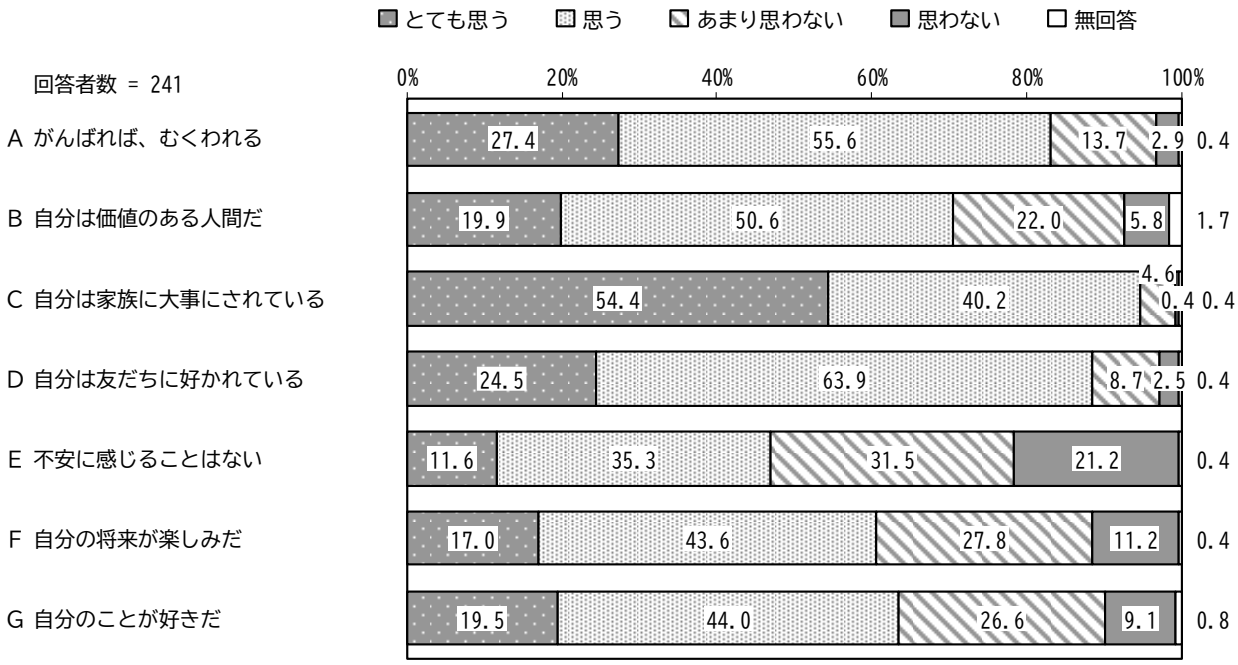
⑨　学校の授業がわかるか

「だいたいわかる」の割合が52.7%と最も高く、次いで「わかるときのほうが多い」の割合が17.0%、「わからないときのほうが多い」の割合が14.5%となっています。



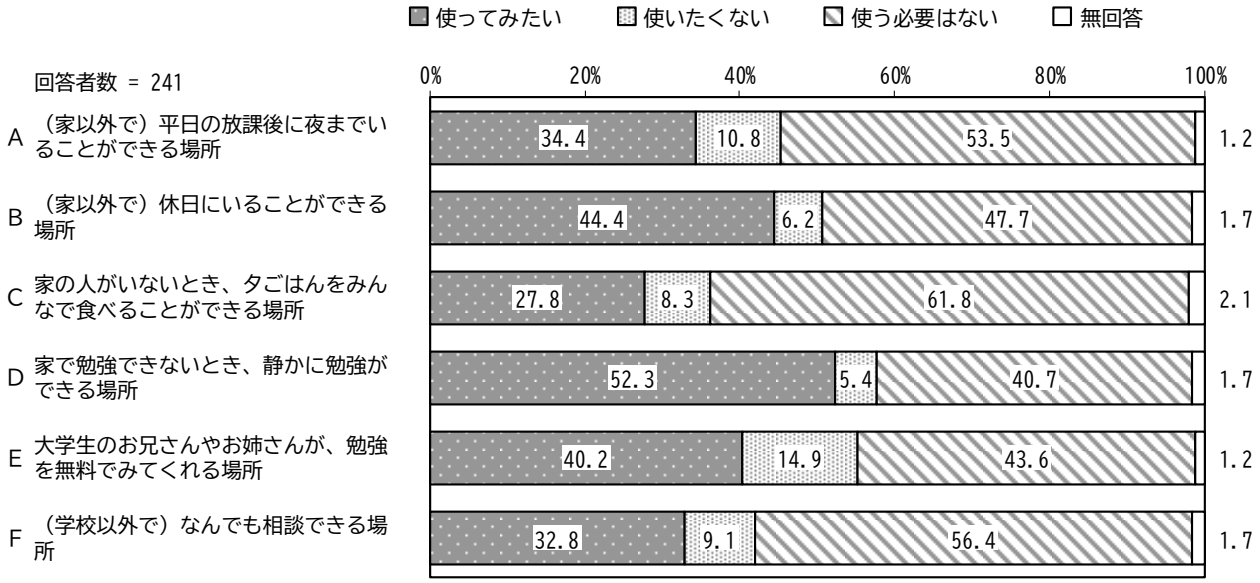
⑩　あなたの思いや気持ちについて

『C　自分は家族に大事にされている』で「とても思う」が、『D　自分は友だちに好かれている』で「思う」が、『E　不安に感じることはない』で「あまり思わない」「思わない」が高くなっています。



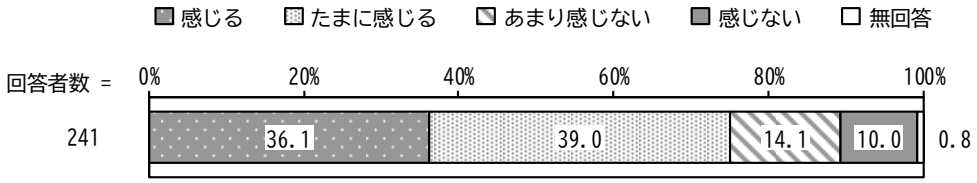
⑪　次のような場所があれば使ってみたいと思か

『D　家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所』で「使ってみたい」が、『E 大学生のお兄さんやお姉さんが、勉強を無料でみてくれる場所』で「使いたくない」が、『C　家の人がいないとき、夕ごはんをみんなで食べることができる場所』で「使う必要はない」が高くなっています。



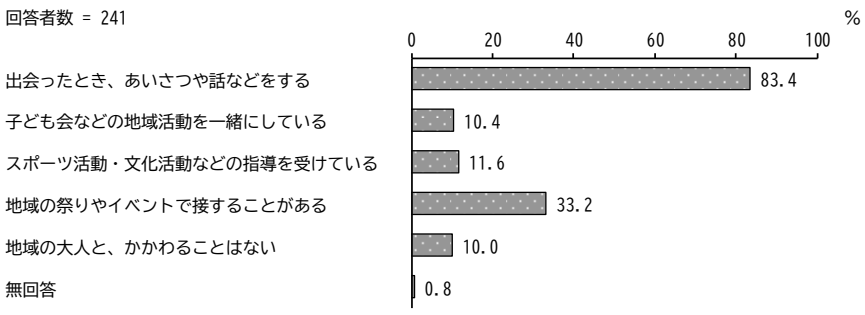
⑫　地域の大人が、あなたを見守ってくれていると感じるか

「感じる」「たまに感じる」を合わせた“感じる”の割合が75.1%、「あまり感じない」「感じない」を合わせた“感じない”の割合が24.1%となっています。



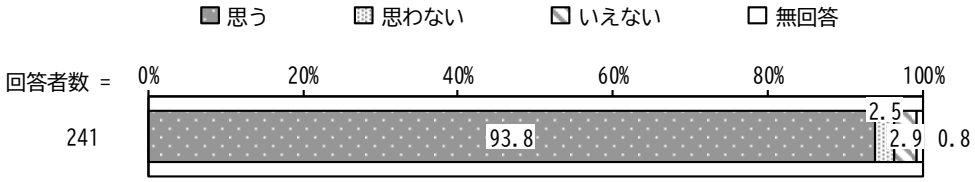
⑬　地域の大人とどのように接しているか

「出会ったとき、あいさつや話などをする」の割合が83.4%と最も高く、次いで「地域の祭りやイベントで接することがある」の割合が33.2%、「スポーツ活動・文化活動などの指導を受けている」の割合が11.6%となっています。



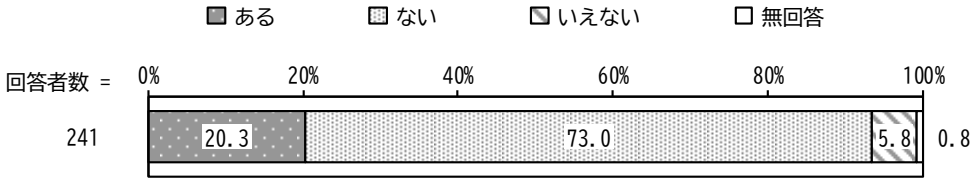
⑭　自分の命が守られ安心して暮らしていると思うか

「思う」の割合が93.8%、「思わない」の割合が2.5%、「いえない」の割合が2.9%となっています。



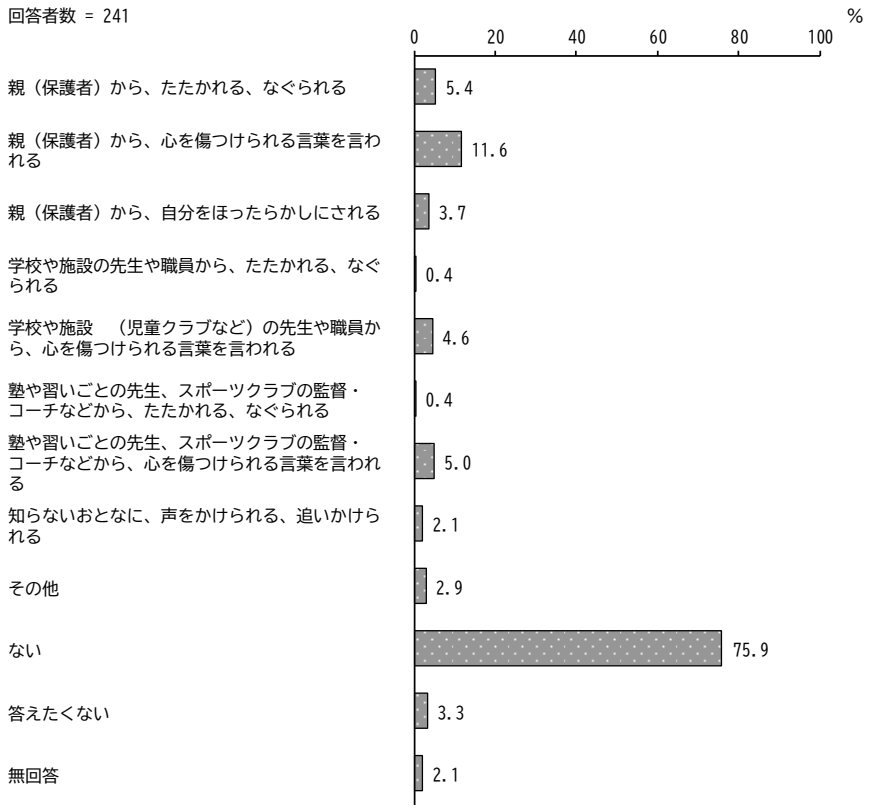
⑮　親や家族の人に、もっとあなたの意見を聞いてほしいと思うことはあるか

「ある」の割合が20.3%、「ない」の割合が73.0%、「いえない」の割合が5.8%となっています。



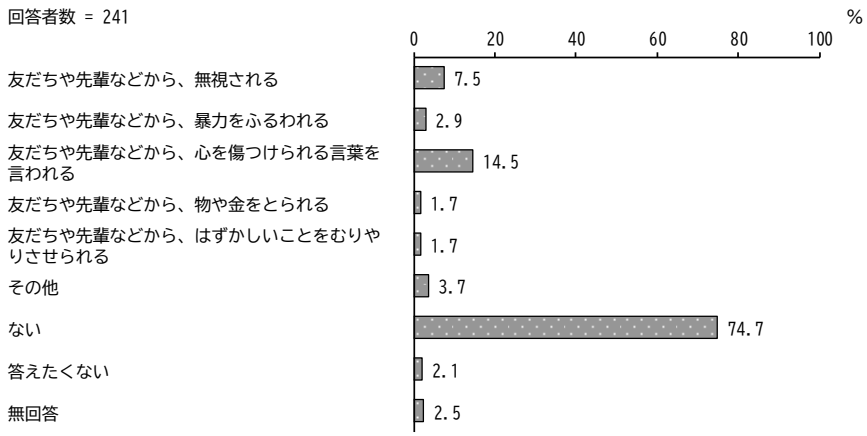
⑯　おとなから次のようなことをされて「いやな思い」をしたことがあったか

「親（保護者）から、心を傷つけられる言葉を言われる」の割合が11.6%と最も高くなっています。



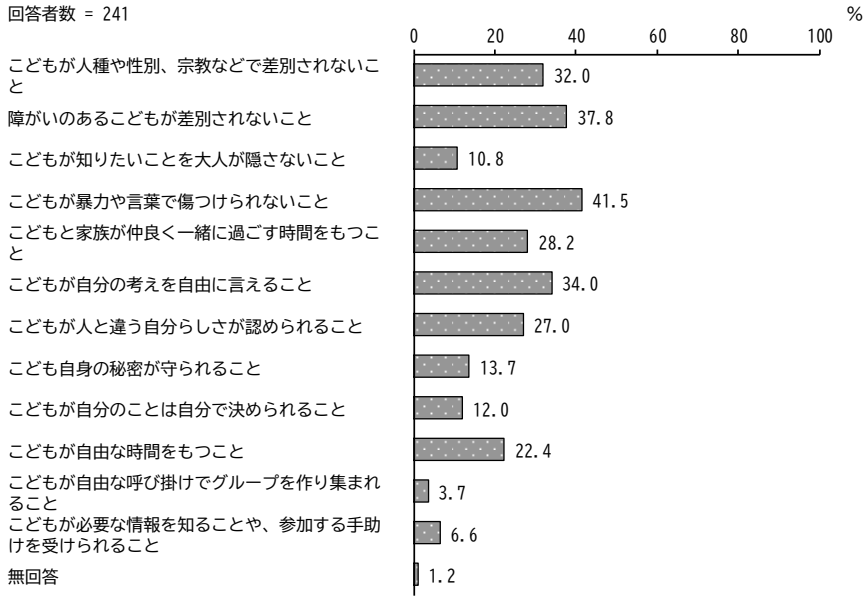
⑰　友だちや上級生から次のようなことをされて「いやな思い」をしたことがあったか

「友だちや先輩などから、心を傷つけられる言葉を言われる」の割合が14.5%と最も高くなっています。



⑱　子どもの権利で特に大切だと思うこと

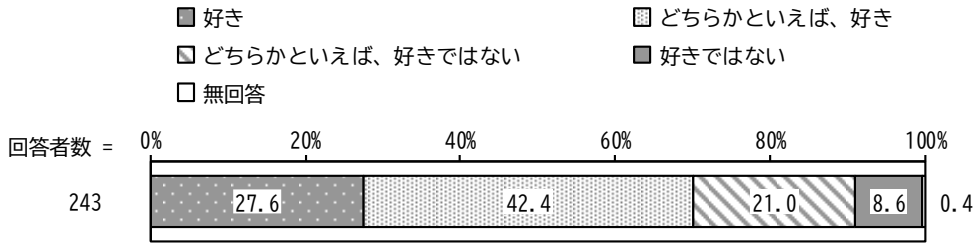
「こどもが暴力や言葉で傷つけられないこと」の割合が41.5%と最も高く、次いで「障がいのあるこどもが差別されないこと」の割合が37.8%、「こどもが自分の考えを自由に言えること」の割合が34.0%となっています。



（５）若者調査の主な結果

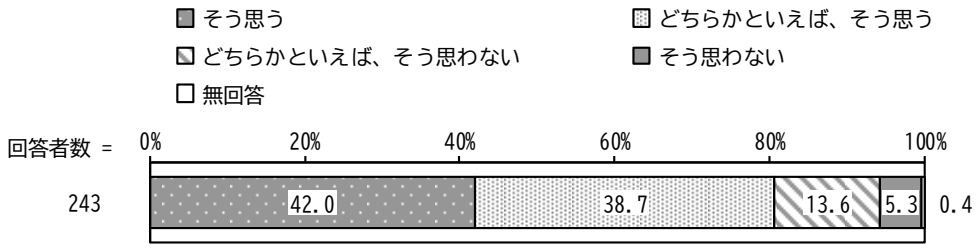
①　自分のことが好きか

「好き」「どちらかといえば、好き」を合わせた“好き”の割合が70.0%、「どちらかといえば、好きではない」「好きではない」を合わせた“好きではない”の割合が29.6%となっています。



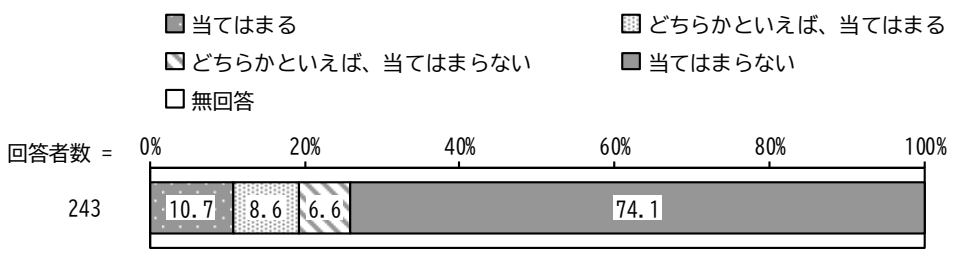
②　「自分には自分らしさというもの」があると思うか

「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」を合わせた“そう思う”の割合が80.7%、「どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない”の割合が18.9%となっています。



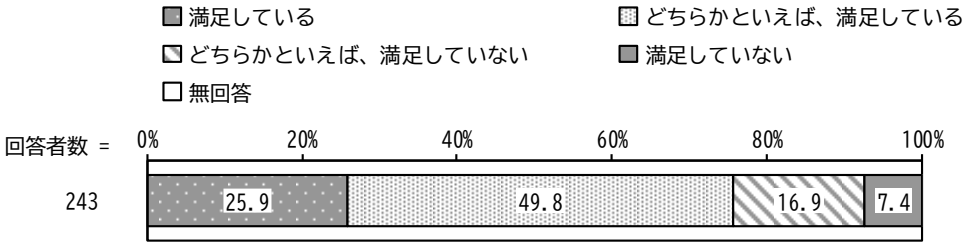
③　あなたは若者ケアラーに当てはまるか

「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」を合わせた“当てはまる”の割合が19.3%、「どちらかといえば、当てはまらない」「当てはまらない」を合わせた“当てはまらない”の割合が80.7%となっています。



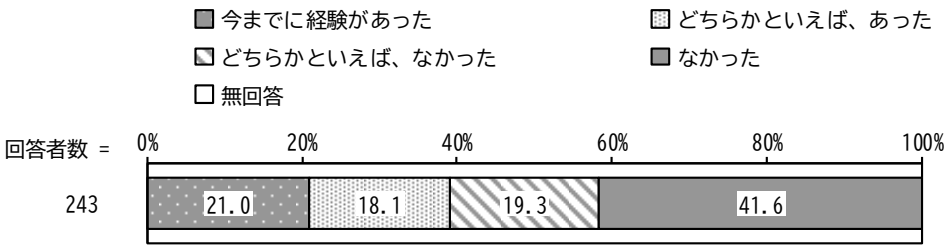
④　最近の生活全般について、どのくらい満足しているか

「満足している」「どちらかといえば、満足している」を合わせた“満足している”の割合が75.7%、「どちらかといえば、満足していない」「満足していない」を合わせた“満足していない”の割合が24.3%となっています。



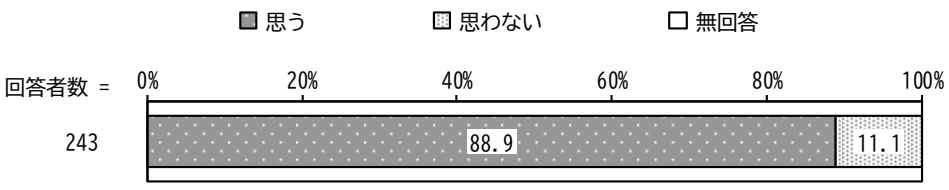
⑤　社会生活や日常生活を円滑に送ることができないほどに困った経験があるか

「今までに経験があった」「どちらかといえば、あった」を合わせた“あった”の割合が39.1%、「どちらかといえば、なかった」「なかった」を合わせた“なかった”の割合が60.9%となっています。



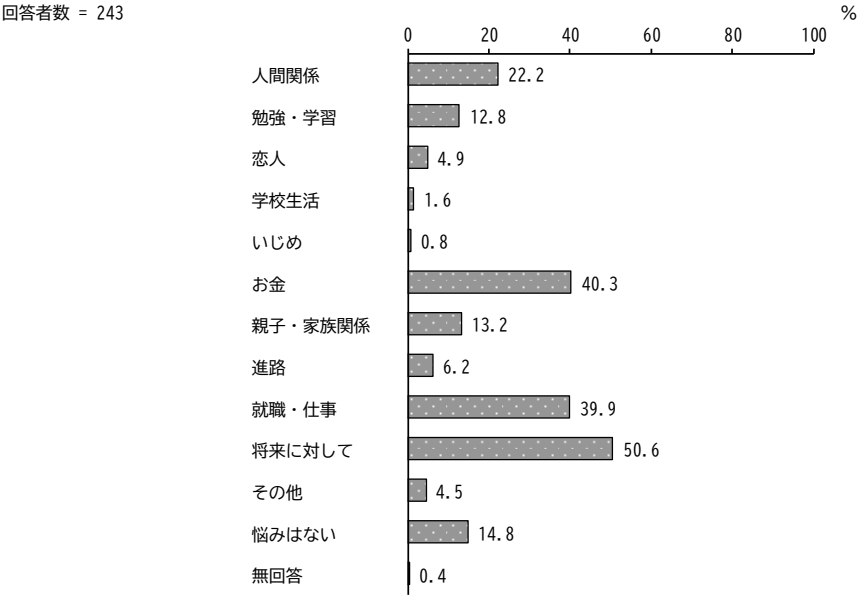
⑥　困ったときに助けてくれる人がいると思うか

「思う」の割合が88.9%、「思わない」の割合が11.1%となっています。



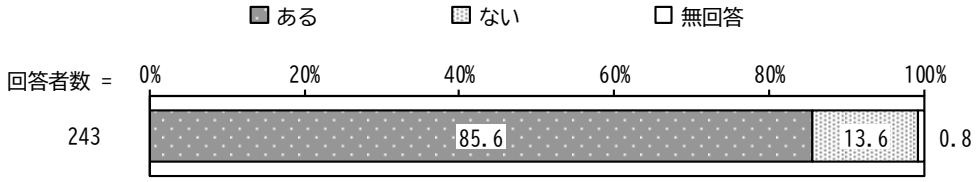
⑦　現在どのような悩みがあるか

「将来に対して」の割合が50.6%と最も高く、次いで「お金」の割合が40.3%、「就職・仕事」の割合が39.9%となっています。



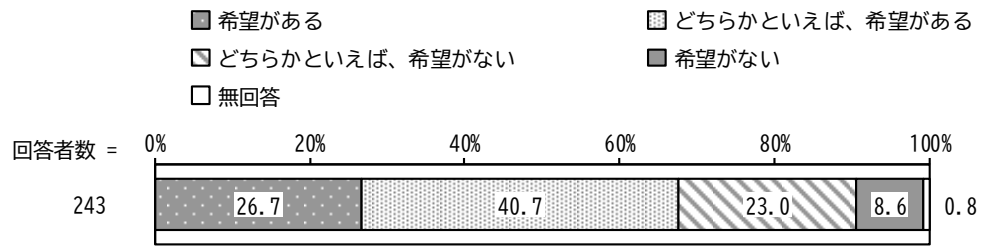
⑧　あなたの居場所があるか

「ある」の割合が85.6%、「ない」の割合が13.6%となっています。



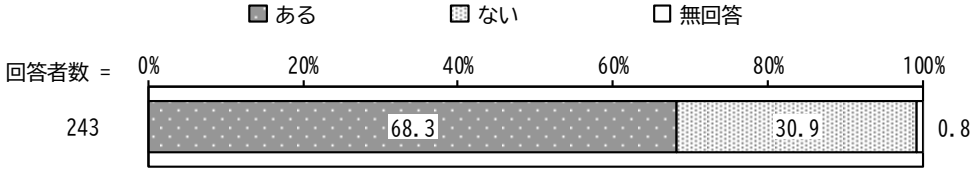
⑨　自分の将来について明るい希望を持っているか

「希望がある」「どちらかといえば、希望がある」を合わせた“希望がある”の割合が67.4%、「どちらかといえば、希望がない」「希望がない」を合わせた“希望がない”の割合が31.6%となっています。



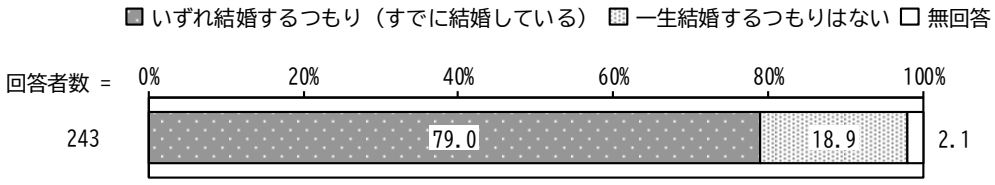
⑩　自分の将来について、真剣に考えたことはあるか

「ある」の割合が68.3%、「ない」の割合が30.9%となっています。



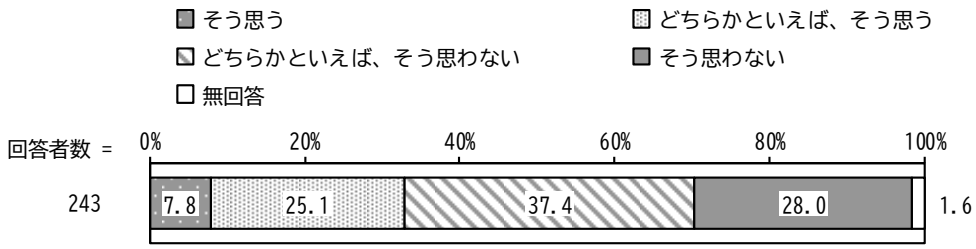
⑪　自分の一生を通じて考えた場合、結婚に対する考えについて

「いずれ結婚するつもり（すでに結婚している)」の割合が79.0%、「一生結婚するつもりはない」の割合が18.9%となっています。



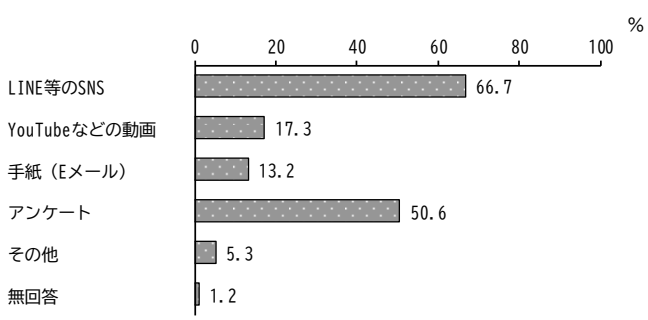
⑫　国や地方自治体の政策が、自分の意見が聴いてもらえていると思うか

「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」を合わせた“そう思う”の割合が32.9%、「どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない”の割合が65.4%となっています。



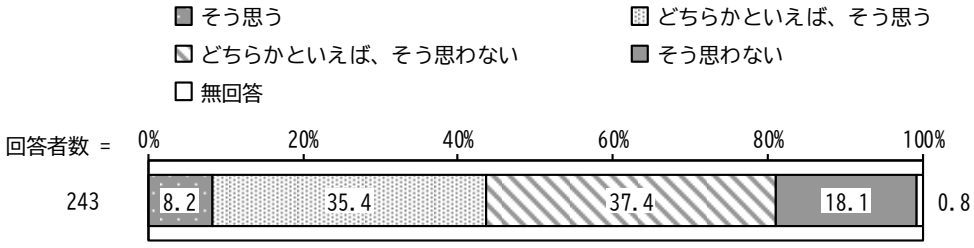
⑬　どのような方法であれば、国や地方自治体に意見を伝えやすいと思うか

「LINE等のSNS」の割合が66.7%と最も高く、次いで「アンケート」の割合が50.6%、「YouTubeなどの動画」の割合が17.3%となっています。



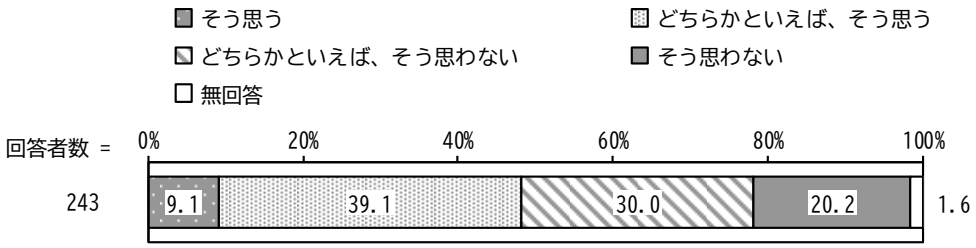
⑭　こどもまんなか社会の実現に向かっていると思うか

「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」を合わせた“そう思う”の割合が43.6%、「どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない”の割合が55.5%となっています。



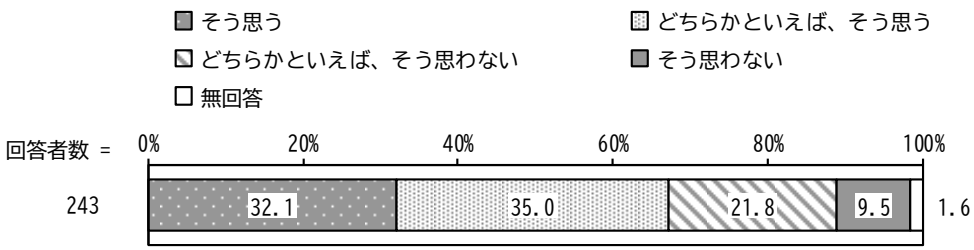
⑮　結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思うか

「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」を合わせた“そう思う”の割合が48.2%、「どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない”の割合が50.2%となっています。



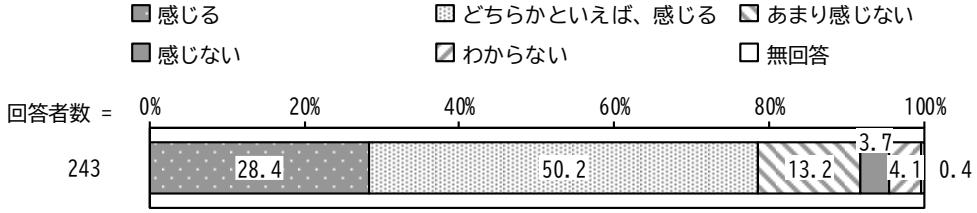
⑯　こどもは権利の主体であると思うか

「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」を合わせた“そう思う”の割合が67.1%、「どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない”の割合が31.3%となっています。



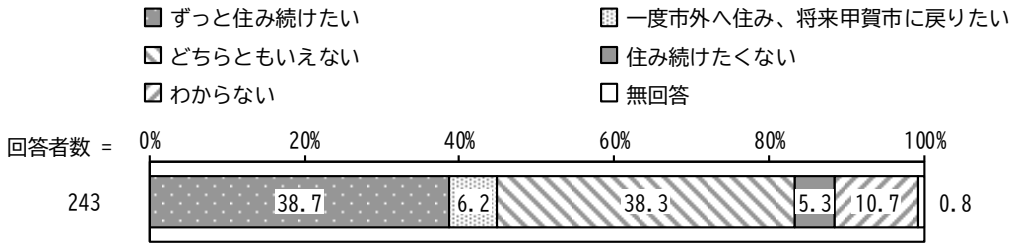
⑰　甲賀市は、あなたにとって住みよい場所か

「感じる」「どちらかといえば、感じる」を合わせた“感じる”の割合が78.6%、「あまり感じない」「感じない」を合わせた“感じない”の割合が16.9%となっています。



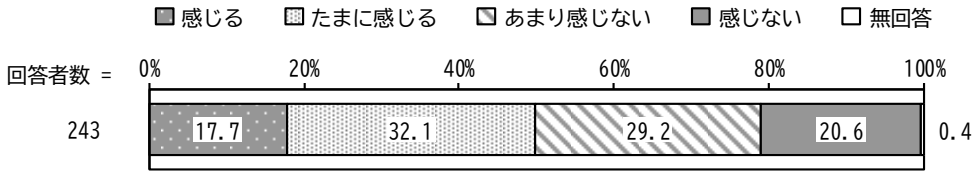
⑱　これからも、甲賀市に住み続けたいと思うか

「ずっと住み続けたい」の割合が38.7%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が38.3%となっています。



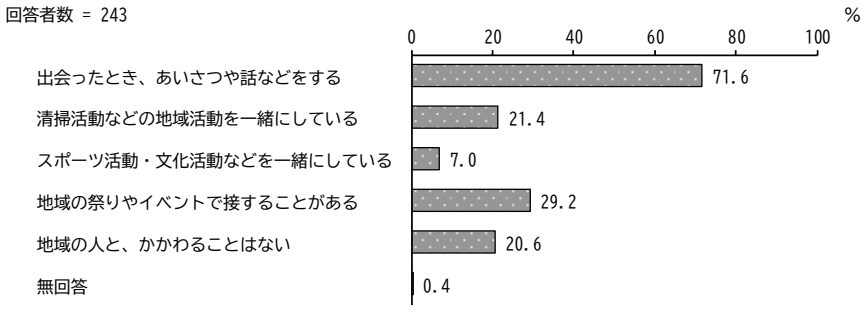
⑲　地域の人が、あなたを見守ってくれていると感じるか

「感じる」「たまに感じる」を合わせた“感じる”、「あまり感じない」「感じない」を合わせた“感じない”の割合が49.8%となっています。



⑳　あなたは、地域の人とどのように接しているか

「出会ったとき、あいさつや話などをする」の割合が71.6%と最も高く、次いで「地域の祭りやイベントで接することがある」の割合が29.2%、「清掃活動などの地域活動を一緒にしている」の割合が21.4%となっています。



3 ヒアリング・ワークショップ調査

（1）実施概要

ア．ワークショップの目的

こども基本法第３条第３号および第４号「年齢や発達の程度に応じて子どもが意見を表明する機会および多様な社会活動に参画する機会の確保や意見尊重」の理念を踏まえ、こども・若者から広く意見を聴くための場を設け、計画策定の基礎資料として分析を行うものです。

イ．実施概要

①高校生ワークショップ

日　時：令和８年８月４日（火）
場　所：甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」
参加者：市内在学高校生９名
テーマ：こどもの権利について

②子ども食堂Ａ

日　時：令和８年８月７日（金）
場　所：市内子ども食堂Ａ９名
参加者：子ども食堂Ａ利用者
テーマ：こどもの権利について

③鹿深の家

日　時：令和８年８月 24 日（月）
場　所：鹿深の家
参加者：鹿深の家入所児童２名
テーマ：こどもの権利について

④子ども食堂Ｂ

日　時：令和８年８月 26 日（水）
場　所：市内子ども食堂Ｂ
参加者：子ども食堂Ｂ利用者６名
テーマ：こどもの権利について

（１）高校生ワークショップの結果・分析内容

ア．自分の思いや意見を安心して伝えられること

こどもが自由に意見を言える場所や、周囲の目を気にせず意見を伝えられる方法が求められている。

イ．様々な人と交流し、助け合えること

友達や地域の人など、さまざまな人と交流することで、つながりや助け合いが生まれると考えられている。

ウ．困ったときに相談できること

親や先生だけでなく、こどもが自分にあった相手に、いつでも気軽に相談できる環境が必要とされている。

エ．こどもの意見を大人が受け止めること

こどもの意見を聞くだけでなく、頭ごなしに否定せずにこどもの考えを尊重してほしいという思いがある。

オ．こどもと大人が一緒に考え、改善につなげること

こどもの意見をどうすれば実現・改善できるのかを、大人と一緒に考えることが求められている。

（２）こども食堂Ａにおけるヒアリングの結果・分析内容

ア．居場所の重要性

子ども食堂Ａや地域の施設が、単なる「場所」ではなく、「自己肯定感を高め、他者とつながる重要拠点」という心の拠り所になっている。

①子ども食堂Ａの価値

・子ども食堂Ａ特有の関係者や雰囲気、利用メンバーが、居心地の良さ、延いては心の拠り所の要因となっている。
・これまで関わりのなかった人や、他校の同世代が集うことで、自己肯定感の向上につながるとともに、人とのつながりを感じるきっかけとなっている。

②新たな居場所へのニーズ

・市民活動センター「まるーむ」のように、自由に集まったり勉強したりできる場所が求められている。
・ただし、そうした居場所へ行くための「移動（親の送迎負担、交通費）」がハードルになっており、送迎などのサポートを望む声がある。

③家族との関係

・家族に対して深い愛情がある一方で、家族への不満や繊細な悩みについては「誰にも言えない」という、家庭外の相談相手・窓口の必要性を示唆する声もある。

イ．自己表現や好きなことの探求

「好きなことを存分に楽しめること」が、こどもたちの生き生きとした暮らしに直結していると。

①多様な関心と自己表現

・スポーツやアート、読書など、一人の時間や個人の趣味を突き詰めることに楽しさを感じられる環境が必要。

②好きなことでつながる・発信する意欲

・趣味でつながることができるイベントなどがあれば、楽しみを共有し、モチベーションにもなり、延いては共通の趣味を有する友人ができ、居場所になりえる。

ウ．不安、不満に思うこと

①自立することへの不安

・いずれ訪れる自立について、親と離れることや環境が変わることへの精神的な不安がある。（小学生）

②マナー・ルールへの不満（治安・安全）

・中学生の自転車マナー（ヘルメット未着用、並走、手放し運転）や、授業中のマナーの悪さに対して「治安を良くしたい」という強い問題意識がある。
・「一部のマナー違反者のせいでルールが厳しくなり、守っている人が迷惑する」という理不尽さに不満を抱いている。

（３）「鹿深の家」を対象としたヒアリングの結果・分析内容

「こどもが生き生きしているまち」には「こどもが一人の人間として尊重され、信頼できる人と居場所の中で、安心して自分らしく生きていける」ことが必要だという意見であった。具体的には以下の要素を抽出できる。

ア．「自己肯定感」と信頼できる「つながり」が得られること

美味しい食事、趣味の没頭、信頼できる他者との楽しい交流、そして自分の存在や成果が周囲に認められることで、こどもは強い幸せを感じる。

イ．「対等な対話」による問題解決ができること

日常の衝突やもやもやに対し、こどもたちは「お互いが納得できる話し合い」を求めている。ただし、ルールによる強制ではなく、話したいタイミングを選べる心理的配慮が必要。

ウ．「大人の傾聴姿勢」と「安心できる居場所」があること

こどもを一人の人間として尊重し、話を真剣に聴く大人の存在が不可欠である。また、将来の自立への不安を和らげる、信頼できる人間関係や安心できる居場所がまちに整っていることが求められる。

（４）子ども食堂Ｂにおけるヒアリングの結果・分析内容

ア．幸せを感じる場面

・こどもたちは、ゲーム、睡眠、食事、友達との会話や遊び、読書、勉強、テレビ視聴、お絵描き、図画工作等の好きなことをしているときや、気を許せる相手と一緒にいるとき等、安心して自分らしく過ごせる時間に幸せを感じていた。
・また、お手伝いをして感謝されたとき、自分で料理をしたとき、こどもの面倒を見られたとき等、誰かの役に立てたと感じる場面や、家族や友達とのつながりを実感できる場面も幸せにつながっていた。

イ．嫌なこと・モヤモヤすること

・喧嘩、悪口、誤解されること、フレネミーの存在、悪口を書いた紙を渡されること等、人間関係に関するストレスが目立つ。
・特に、学校における人間関係に関する問題を親に伝えたが状況が改善せず、かえって嫌なことが増えたり、誰にも言えなくなったりして、気持ちをため込んでしまうという意見もあった。
・このほか、体調不良、休みの日に十分眠れないこと、人に合わせ続けなければならない空間も負担として挙げられた。

ウ．必要だと感じている人・場所

・こどもたちは、困ったときに相談できる大人や友達、気持ちに合わせた支援を必要としていた。
・一方で、ひとりになれる時間や場所も大切だと考えており、常に人と一緒でなくても安心して過ごせる環境へのニーズが見られた。
・加えて、人とつながれる場所、家族と一緒に過ごせる時間、一緒に出かけられる機会へのニーズも見られた。

（仮称）甲賀市こども・若者・子育て応援団計画

令和９年３月

発　行：甲賀市
編　集：甲賀市　こども政策部　子育て政策課
住　所：〒528-8502　滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地
ＴＥＬ：0748-69-2217（直通）／ＦＡＸ：0748-69-2298